

魚沼市地域防災計画 【震災対策編】

平成 27 年 3 月修正



魚 沼 市 防 災 会 議

目 次

第 1 章 総則

第 1 節	計画作成の趣旨等	1
第 2 節	市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 節	魚沼市の特質と過去の地震被害	10
第 4 節	複合災害時の対策	13
第 5 節	地震被害の想定	19
第 6 節	緊急地震速報と地震情報	20

第 2 章 災害予防

第 1 節	防災教育計画	23
第 2 節	防災訓練計画	25
第 3 節	自主防災組織育成計画	27
第 4 節	防災まちづくり計画	29
第 5 節	集落孤立対策計画	32
第 6 節	地盤災害予防計画	34
第 7 節	建築物等災害予防計画	37
第 8 節	道路・橋梁等の地震対策	40
第 9 節	治山・砂防施設の地震対策	43
第 10 節	河川の地震対策	44
第 11 節	農地・農林業用施設等の地震対策	46
第 12 節	防災通信施設の整備と地震対策	48
第 13 節	ガスの地震対策	50
第 14 節	上水道の地震対策	53
第 15 節	下水道の地震対策	56
第 16 節	危険物等施設の地震対策	58
第 17 節	地震火災予防計画	61
第 18 節	廃棄物処理体制の整備	63
第 19 節	救急・救助体制の整備	65
第 20 節	医療救護体制の整備	67
第 21 節	避難体制の整備	70
第 22 節	要配慮者の安全確保計画	76
第 23 節	食料・生活必需品等の確保計画	81
第 24 節	学校の地震防災対策	84
第 25 節	文化財の地震防災対策	87
第 26 節	ボランティア受入れ体制の整備	89
第 27 節	市の業務継続計画	91

第 3 章 災害応急対策

第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画	92
第 2 節	市及び防災関係機関の地震配備体制	102
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	109

第 4 節	災害時の通信確保	115
第 5 節	被災状況等収集伝達計画	120
第 6 節	広報計画	124
第 7 節	市民等避難計画	127
第 8 節	避難所運営計画	132
第 9 節	避難所外避難者の支援計画	136
第 10 節	自衛隊の災害派遣計画	138
第 11 節	輸送計画	140
第 12 節	消火活動計画	145
第 13 節	救急・救助活動計画	149
第 14 節	医療救護活動計画	153
第 15 節	防疫及び保健衛生計画	159
第 16 節	こころのケア対策計画	162
第 17 節	廃棄物の処理計画	165
第 18 節	トイレ対策計画	168
第 19 節	入浴対策	171
第 20 節	食料・生活必需品等供給計画	173
第 21 節	要配慮者の応急対策	178
第 22 節	建物の応急危険度判定計画	182
第 23 節	宅地等の応急危険度判定	185
第 24 節	学校における応急対策	188
第 25 節	文化財応急対策	194
第 26 節	障害物の処理計画	198
第 27 節	遺体等の捜索・処理・埋火葬計画	201
第 28 節	愛玩動物の保護対策	205
第 29 節	ガスの安全・供給対策	209
第 30 節	給水・上水道施設応急対策	212
第 31 節	下水道施設等の応急対策	217
第 32 節	危険物等施設応急対策	220
第 33 節	道路・橋梁等の応急対策	225
第 34 節	治山・砂防施設等の応急対策	228
第 35 節	河川の応急対策	231
第 36 節	農地・農林業用施設等の応急対策	234
第 37 節	農林水産業応急対策	237
第 38 節	商工業応急対策	242
第 39 節	応急住宅対策	245
第 40 節	ボランティアの受入れ計画	249
第 41 節	義援金の受入れ・配分計画	252
第 42 節	救援物資受入れ計画	254
第 43 節	災害救助法による救助	257

第 44 節	建物等の被害調査計画	260
--------	------------	-----

第 4 章 災害復旧・復興

第 1 節	民生安定化対策	263
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画	267
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	281
第 4 節	災害復興対策	287

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、魚沼市防災会議が作成する震災対策に関する計画であって、災害予防、災害応急対策及び復旧復興計画等を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震による被害の軽減を図り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の構成及び内容

この計画は、魚沼市において想定される地震災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めるものであり、総則、災害予防、災害対応対策及び復旧復興計画から構成される。

(1) 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、市が行う震災対策に関する計画の方針について定める。

(2) 災害予防

地震災害の発生を未然に防止し、また、地震災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

(3) 災害応急対策

地震災害が発生した場合に、これを防衛又は応急的対応を行うなど、地震災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

(4) 復旧・復興計画

地震災害の復旧復興の観点から各種援護措置及び公共施設復旧復興の実施に当たっての基本方針を定める。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

(1) 新潟県地域防災計画

この計画は、新潟県地域防災計画との整合性を有するものとする。

(2) 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、市の地域に係る地震防災総合対策の基本としての性格を有するものであって、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関は、平素から研究、訓練の実施により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の応急対策及び復旧復興対策の推進体制を整える。

6 共通用語等

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第49条の10関係）

(3) 地区防災計画

地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（法第42条第3項及び第42条の2関係）

(4) 避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

(5) 指定緊急避難場所

避難場所のうち市が指定したもの。（法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）

(6) 避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

(7) 指定避難所

避難所のうち市が指定したもの。（法第49条の7及び第49条の8関係）

(8) 罹災証明書

災害により被災した住宅等について、その被害の程度を証明したもの。（法第90条の2関係）

(9) 被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第90条の3関係）

第2節 市民及び防災関係機関等の責務 と処理すべき事務または業務の大綱

1 基本理念

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、自助、共助、公助それぞれが果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市、県を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、自助、共助、公助が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

ア 自助の推進

- (ア) 市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- (イ) 市民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市及び県は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 共助の推進

- (ア) 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- (イ) 市民は、その居住地域における安全確保のために相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (エ) 企業等は、その立地地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。
- (オ) 市及び県は、市民及び企業等による安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 公助の推進

- (ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 市、県及び国の研修機関等の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
 - e ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化
 - f 災害対応業務の標準化
 - g 平常時から緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを構築
 - h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 市、県及び防災関係機関は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (ウ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期つき雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (エ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (オ) 市、県及び防災関係機関は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (カ) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう地区住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- エ 支援と協力による補完体制の整備
- 市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 複合災害の配慮

降雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務において予め考慮する。本計画では、各節で具体的な対応策を示す。

2 市民及び防災関係機関の責務

(1) 市民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

(2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び県民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

市及び市内の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
-------	----------------

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
魚沼市	<ol style="list-style-type: none"> 1 魚沼市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び避難の勧告、指示に関する事 6 被災者の救助に関する事 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災要援護者に対する相談、援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関する事
魚沼市消防本部 (魚沼市消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象注意報、警報等情報の伝達及び収集に関する事 2 被災者の救助に関する事 3 消防活動に関する事 4 消防、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 5 災害時における消防団の事務連絡等に関する事
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務または業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 市が円滑に避難の勧告、指示を行うための助言、情報提供に関する事 7 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 8 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
		9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 10 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 12 被災要援護者に対する相談、援護に関すること 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 15 緊急通行車両の確認に関すること 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 17 自衛隊の災害派遣要請に関すること 18 他の都道府県に対する応援要請に関すること 19 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 20 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 21 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 22 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
指定 地方 行政 機関	国土交通省北陸地方整備局	1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及びこの調査でえられた土砂災害緊急情報の速やかな提供に関すること 2 土砂災害に関わる避難のための立退きの指示等の解除に際し、市町村長からの求めに応じて必要な助言を行うこと
	国土交通省信濃川河川事務所 堀之内出張所	1 魚野川に関する洪水予報業務及び水防警報に関すること 2 国の管理に属する河川の管理及び維持補修、災害復旧工事の実施に関すること
	国土交通省長岡国道事務所 小出維持出張所	一般国道17号の管理、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること
	国土交通省湯沢砂防事務所 所破間川出張所	国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内における砂防施設の工事、管理、維持修繕、災害復旧に関すること
	小出労働基準監督署	災害時における産業安全確保措置に関すること
	関東森林管理局 (中越森林管理局)	1 森林整備による災害防止に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理に関すること 3 災害時における木材(国有林)の払い下げに関すること
指定 公共 機関	東日本電信電話株式会社 新潟支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	東日本高速道路株式会社 新潟管理局湯沢管理事務所	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	東日本旅客鉄道株式会社 浦佐駅 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
電源開発株式会社小出電力所	ダム操作等施設の防災管理に関する事	
東北電力株式会社 魚沼営業所	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関する事 2 災害時における電力の供給の確保に関する事	
日本通運株式会社魚沼支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事	
日本郵便株式会社 小出郵便局 湯之谷郵便局 堀之内郵便局 広神郵便局 守門郵便局 入広瀬郵便局	災害地における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱い等に関する事	
機 指 関 定 地 方 公 共	魚沼市土地改良区 大和郷土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関する事
	中越運送株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
	株式会社新潟日報社小出支局	災害時における広報活動に関する事
そ の 他 の 公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	魚沼市森林組合 湯之谷地域森林組合 魚沼漁業協同組合 北魚沼農業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策および復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事 3 災害時における緊急物資の調達に関する事
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関する事
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事
	小千谷市魚沼市医師会	災害時における医療救護に関する事
	小出郷新聞社 越南タイムズ社	災害時における広報活動に関する事
	南越後観光バス株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
	魚沼市内商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに 関する事
	一般社団法人新潟県建設業協会魚沼支部及び魚沼市建設業者会	1 災害時における緊急資材の運搬に関する事 2 災害救助作業における建設機械の提供、協力に関する事 3 被災状況に関する情報収集に関する事
	一般社団法人新潟県測量設計業協会及び魚沼市測量設計業協会	1 災害時における公共土木施設等の被災状況の調査に関する事。 2 公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計に関する事。
	魚沼市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンター本部の設置に関する事

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
	自治会	1 災害時における炊き出しの協力に関すること 2 災害時における防疫等の協力に関すること
	自主防災組織	1 災害発生時の初期防御活動に関すること 2 災害時に活用するための施設及び資器材の整備に関する こと

第3節 魚沼市の特質と過去の地震被害

1 地形、地質などの特性

(1) 地形

ア 堀之内地域

魚野川と多くの支流からなる扇状地が町の中央に広がり、魚野川を境とするように北部と南部には標高200mから400m程度の山地が点在する。この山地は魚沼丘陵の北端に当たる。

イ 小出地域

魚野川が町を南北に貫流し、これに水無川、佐梨川、羽根川、破間川などの1級河川が合流している。標高100m前後の平地部に、これらの河川が扇状地を形成し、魚野川に向かって約百分の1の勾配で傾斜している。

魚野川によって分けられた西側の山地は、魚沼山地と呼ばれ比較的低い、急傾斜地が多く地滑り防止指定地区がある。

ウ 湯之谷地域

新潟県の東南端にあつて、福島県及び群馬県との県境に位置し、平坦地域は、佐梨川流域、只見川流域、北ノ又川流域に散在している。主な平坦地は、佐梨川沿いの小段丘であり、井口新田から大湯までの約11kmの標高90mから350mの河岸段丘に帯状に開けているほか、北ノ又川流域の銀山平地区、只見川流域の鷹ノ巣地区に小規模な平坦地がある。

エ 広神地域

魚沼市の中央部に位置し、村の中央部を北東より南西にかけて破間川が流れ、両側の山地から中小6本の河川が破間川を経て魚野川に流入している。

オ 守門地域

守門岳を主峰とし、周囲は越後山脈の支脈によってかこまれている。耕地は守門岳より端を發する西川の両岸に狭く拓けた土地と、破間川の中流に分布する稍広大な平坦地、福山川の流域に開けた盆地からなっており、河岸段丘型で傾斜高低の起伏は複雑である。

エ 入広瀬地域

新潟県の中央東端部に位置し、東は福島県只見町に境をなし、破間川上流域に展開する峡谷形の地域であり、山岳一体は、越後三山只見国定公園になっており、浅草岳、守門岳など1,000m以上の山々が15座そびえている。

(2) 地質

ア 堀之内地域

平地部においては、河岸段丘と扇状地の堆積物とからなり、砂、礫を主体とした地質構造となっており、また魚沼丘陵は第三紀中新世紀末期から第四紀更新世の地層で構成され、魚野川西側は砂層とシルト層が多く、東側は礫層が主体となっている。

イ 小出地域

平野部においては、河岸段丘と扇状地性の堆積物とからなり、砂、礫を主体とした地質構造となっている。また西側の山地は、新第三紀層で砂層とシルト層が多く、魚沼層群といわれている。東側は古生層で粘板岩・チャートからなる。

ウ 湯之谷地域

古生層と第三期層から成り、山岳地帯は花崗岩、石英粗面岩、佐梨川流域の平坦地は砂壤土で耕土は浅く、酸性土質となっている。

エ 広神地域

破間川の東側は、古生代から中世代にかけての古い岩石が急峻な越後山地を形成し、西側

は新世代の新しい岩石がゆるやかな魚沼丘陵を形成している。

中世代の地層は、頁岩や砂岩・チャートなどの堆積岩と白亜紀の花崗岩などからなり、新世代の地層は、下位から新第三紀の松川層、西名層、鮮新世の鳥屋峯層と石峠層、茂沢層・太平峠層、そして第四紀洪積世の吉原層、須原峠層、小庭名層の順に重なっている。

オ 守門地域

破間川を境に左岸の山地はほとんど秩父古生層からなっているが、松川川から破間川上流沿いの山地の一部は花崗岩であり、松川川沿いは砂土である。

右岸では鳥屋ヶ峯から福山新田にかけての山系と西川沿いは、第三紀層の埴土、一部に第四紀層の砂質壤土、西名の付近は洪積層、福山川の下流地帯及び守門岳、藤平山が輝石安山岩からなっている。

破間川中流、須原から赤土まで平坦な耕地は、沖積層の土壌である。

カ 入広瀬地域

古生層と花崗岩類が中心である。

2 中越大震災（気象庁命名は「平成16年（2004年）新潟県中越地震」）とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	2004年（平成16年）10月23日17時56分
震源・規模	新潟県中越地方 北緯37度18分、東経138度52分
	深さ約13キロメートル マグニチュード 6.8

(2) 震度5弱以上を観測した地震

年 月 日	時 分	最大震度	備考（最大震度記録）
平成16年10月23日	17時56分	6弱	堀之内・今泉・須原・穴沢
平成16年10月23日	18時03分	5弱	小出島
平成16年10月23日	18時11分	5弱	堀之内・今泉
平成16年10月23日	18時34分	6弱	堀之内・今泉・穴沢
平成16年10月23日	18時45分	5弱	堀之内
平成16年10月25日	06時04分	5強	堀之内・須原・穴沢
平成16年10月27日	10時40分	6弱	今泉・須原・穴沢
平成16年11月8日	11時15分	5強	須原
平成16年12月28日	18時30分	6弱	須原

(3) 被害の状況

ア 人的被害

区分 地域	人的被害（人）			
	死 者	重 傷	軽 傷	計
魚沼市	8	22	294	324

（地域別内訳）

堀之内	1	10	138	149
小 出	4	5	69	78
湯之谷	2	1	21	24
広 神	1	3	45	49
守 門		2	19	21
入広瀬		1	2	3

イ 住家被害

魚沼市	住家被害					全世帯数 (16年10月末)
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計	
	75 0.56%	58 0.43%	334 2.48%	4,324 32.12%	4,791 35.59%	13,460

(地域別内訳)

堀之内	56	39	220	1,387	1,702	2,678
	2.09%	1.46%	8.22%	51.79%	63.55%	
小出	1	1	18	874	894	4,099
	0.02%	0.02%	0.44%	21.32%	21.81%	
湯之谷	0	0	0	289	289	2,074
	—	—	—	13.93%	13.93%	
広神	12	12	64	1,080	1,168	2,431
	0.49%	0.49%	2.63%	44.43%	48.05%	
守門	6	5	28	575	614	1,480
	0.41%	0.34%	1.89%	38.85%	41.49%	
入広瀬	0	1	4	119	124	698
	—	0.14%	0.57%	17.05%	17.77%	

ウ ライフライン被害

(ア) 上水道

各地で断水箇所があり、特に堀之内、広神、守門及び入広瀬地区で給水が停止し、給水車による給水活動が行われた。約 12,710 人

(イ) 下水道

新道島地区は一部使用不可（19 世帯）になったが、その他の地区については応急処理等により使用に影響はなかった。なお、堀之内浄化センターも甚大な被害を受けた。

(ウ) 電気

市内全域の電気施設が機能を失い、市内全域が停電した（13,460 世帯）

(エ) ガス

堀之内地区 2,400 件が供給停止、小出地区は片貝からの受入本管が破損しガスの受入ができず、復旧までは備蓄していたものを供給した。

第4節 複合災害時の対策

1 計画の方針

(1) 複合災害への備えの充実

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

(4) 原子力災害への対応

原子力災害が複合的に発生した場合の対応は、「原子力災害対策編」の定めるところによる。

2 降雪期における地震と対策

(1) 降雪期における影響

降雪期においては、他の時期と異なり気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

当市は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、降雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

(2) 降雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

当市に降る雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

近年の魚沼市（小出）最深積雪状況は、資料編に記載のとおりである。

(3) 過去の降雪期の地震災害

新潟県内の既往地震中、降雪期に発生し、大きな被害を与えたものを参考に対策を講じたい。

①1666年（寛文5年）の地震

ア 発生年月日

1666年2月1日（寛文5年12月27日）

イ 震 源

北緯 37.1 度 東経 138.2 度

ウ 規 模

マグニチュード 6.8

エ 発生時の積雪

14～15 尺（4.5 メートル前後）

オ 被 害 状 況

（建物被害）

高田城の本丸、二の丸、三の丸が被害を受ける。

侍屋敷が 700 余戸倒壊

町家の大半が倒壊

（人的被害）

侍関係の死者 150 人以上

町人の死者 1,500 人（不明）

カ 特徴的な人的被害

火災に追われ、周りの雪壁に逃げ場を失う。

氷柱（つらら）に刺される。

屋根からの落雪の下敷きになる。

キ そ の 他

家を失った領民たちは雪の上に小屋を作り、寒さに耐えながら生活したといわれる。

寛文5年の地震に関しては以上の事程度しか分からず、詳細な記述は残されていない。従って豪雪時であったために壊滅的な被害を受けたということが把握できる程度である。しかしながら、この地震は降雪期の地震としては、最大規模の被害をもたらしたものであった。

② 長岡地震

ア 発生年月日

1961（昭和36）年2月2日

イ 震 源

北緯 37.5 度 東経 138.8 度

ウ 規 模

マグニチュード 5.2

エ 発生時の積雪

170 cm～200 cm

オ 被 害 状 況

（建物被害）

住家全壊 220 戸 半壊 465 戸 一部破損 804 戸

（人的被害）

死者 5 人 負傷者 30 人

（電力被害）

電柱折損 1 電柱傾斜 6 電線切断 454

カ 被害の特徴

地震の規模はそれほど大きくはなかったが、直下型の地震であったため、局地的に非常に大きな被害が発生し、震央付近の4集落では全壊率が50%を超えた。

キ 積雪が地震に与えた影響

被災地付近の積雪は1.7m～2m位であったが、ほとんどの家が3～4回程度の雪下ろしを行っており、屋根に残っていた雪は多くても30～40cm位であった。従って積雪は住家の被害を大きくした直接の原因とはなっていないと考えられる。

一方、構造的に弱く屋根雪の積雪も住家より多かったと思われる作業所、物置等の非住家では建物被害が大きかったといわれている。これらは、雪によって破壊が促進されたためと考えられている。

また、雪中に埋もれていた石灯籠、こまいぬ、墓石等の転倒はなく、これらは周囲の積雪による保護の結果と考えられる。住家でも1階部分が積雪によって支えられていたため、完全倒壊を免れた例もあった。しかし、これらの家屋は融雪に従って、倒壊が進むこととなった。

以上に記述したように長岡地震はどちらかというと豪雪時に発生したものではなく、従って雪による影響は比較的少なかったと考えられる。

③ 長野県北部を震源とする地震とその被害

ア 発生年月日

2011年（平成23年）3月12日 3時59分

イ 震 源

北緯36度59.1分、東経138度35.8分、深さ約8キロメートル

ウ 規 模

マグニチュード6.7

エ 発生時の積雪

170cm～200cm

オ 被害状況

（建物被害）

住宅全壊39戸 半壊257戸 一部損壊2,068戸

（人的被害）

重軽傷者45人

カ 被害の特徴

十日町市や津南町で住家の一部損壊が多く発生した。積雪がある中での地震であったため、土砂災害の全体像の把握が困難であったこと及び融雪期の土砂災害の増加が特徴であった。

(4) 降雪の地震被害に対する影響

降雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、或いは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

①被害拡大要因

ア 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。近年の降雪量の減少と家屋構造の変化により、長岡地震の時のように、1階部分が周囲の積雪により支持されて倒壊を免れるような状況にある家屋は、余程の豪雪時でなければかなり少ないと思われる。

一方、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅（いわゆる「雪国三階建住宅」）については、屋根雪荷重の心配はないが、実質上の1階が鉄筋コンクリート、2・3階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

イ 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

しかし、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い一方、ペンションなどでは近年ファッション性を重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

ウ 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

エ 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

② 応急対策阻害要因

ア 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。

それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

イ 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されたため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

ウ 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

エ 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

オ 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

③ 応急対策需要増加要因

ア 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、雪崩の危険等のため避難の指示・勧告が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

④ 地震後の降雪による影響

ア 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生する恐れがある。中越大震災後直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

イ 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越大震災において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家2棟、非住家15棟にのぼった。

ウ 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2名が死亡する事案も発生している。

エ 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(5) 降雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、豪雪地帯においては降雪期の地震発生を前提として地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を記述するものとする。

① 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する

(耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底)

② 孤立可能性のある地区を中心に、自立的防災力の向上を図る

- (通信手段・電源の確保、家庭備蓄の強化、公的備蓄資機材の事前配置、自主防災活動の強化)
- ③ 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する
(全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策)
 - ④ 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める
(スノーシェッド等の道路雪崩対策、装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備など)
 - ⑤ スキー場の安全確保対策を推進する
(施設の地震対策、非常電源の確保、スキー客の避難・誘導、遭難者の救出、宿泊施設等への一時的収容、関係機関の連絡体制整備)

第5節 地震被害の想定

本計画の「災害予防」及び「災害応急対策」の立案に当たっては、被害想定を当市に多大な被害をもたらした平成16年10月の中越大震災とする。なお、想定する地震は、政府の地震調査研究推進本部による六日町断層帯北部の長期評価の結果を参考とする。

- 想定地震 六日町断層帯北部の地震
- 地震の規模 M7.1
- 予測震度 魚沼市の一部で震度6強以上

また、県が平成7年から平成10年にかけて実施した「新潟県地震被害想定調査」の結果を十分に意識し、機会あるごとに内容を再検討するものとする。また、計画の見直し等に際しては、地震の際の被害発生・拡大要素の逡減に努めるものとする。

第6節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市区町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、栗島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市防災行政防災無線等を通して市民に伝達する。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

(4) 普及啓発の促進

新潟地方気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(5) 緊急地震速報を取り入れた訓練

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

2 地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない） 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

そのほか、「遠地地震に関する情報」として国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関する記述も発表する。

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

- ・ 地震解説資料

担当区域の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や震度4以上の揺れを観測した時などに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

- ・ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、地震に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、地域防災力の基盤となる市民、事業所の「自助」、「共助」を促進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人及び保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への知識の普及、啓発活動を推進する。

(3) 降雪期の対応

降雪期による屋根雪の早期除雪、玄関等の出入り口の拡幅除雪、暖房器具、灯油の安全管理等、市民の安全確保に万全を期すため、事故防止に向けた注意喚起を図る。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

災害による被害を軽減するためには、災害の教訓を学び、市民一人ひとりが、緊急時に主体的に行動を起こせるよう、災害時にとるべき行動を知識として身につけておくとともに、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育、啓発活動の推進に努める。

(2) 地域の役割

自主防災組織等による地域の防災に関する学習を推進するとともに、地域住民による災害危険箇所の把握、点検及び確認を行う。また、次世代への災害被災経験の伝承を行う。

(3) 事業所の役割

災害時の事業所の果たす役割を十分認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。また、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び地震発生時の行動について検討するよう努める。

3 市の役割

県、消防関係者、学校、福祉関係者、事業所、NPO、市民、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階に応じ学校教育全体を通じて防災教育を行う。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の

収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

- (5) 要配慮者に対する防災知識の啓発
- (6) 職員の防災教育、防災部門の人材育成
- (7) 消防団員の防災教育、研修

4 県の役割

- (1) 学校における防災教育の推進

- ア 県立学校における防災教育

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目的に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

- (2) 社会教育における防災学習の推進

社会教育施設において防災広報を実施する。

5 防災関係機関の役割

電力、ガス、通信、交通等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関して、市民等が実施すべき安全対策等について、啓発及び広報を行うものとする。

第2節 防災訓練計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市民、防災関係機関それぞれが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、防災に関する意識の高揚と知識の向上を図るため、実践的な防災訓練を実施する。

ア 訓練実施において最も重要となる状況及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項をより実践的に作成し、訓練進行上からの必要性に捕らわれたり見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を実施する。

イ 訓練の準備段階では、市民、関係機関それぞれの役割を確認し、防災組織体制における問題点等の抽出発見に努め、防災組織体制の実効性を検証する。

ウ 訓練終了後には、参加者の意見交換等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、反省点を踏まえた上で、次年度の実施に反映していく。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発を図るとともに、避難行動要支援者の避難支援プランに基づく避難支援計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

また、要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者及び介護者が防災知識を持つとともに、震災時においては地域住民への要配慮者への協力が不可欠であることから、震災時における相互協力の認識が必要である。

このため、要配慮者、介護者向けのパンフレット、チラシ等の発行により防災知識の普及に努める。

(3) 降雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、降雪期を想定した訓練を実施する。

(4) 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

地震発生時において、まず必要とされる「自助」による取り組みを市民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、市や自主防災組織、自治会などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

地震発生時において、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など「共助」の

取り組みが地域にとって重要である。このため、自主防災組織、ボランティア団体が協力して、地域としての防災力を高める活動を実践する。

(3) 事業所、学校等の役割

事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織である。また、大規模地震時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備をする。

3 市の役割

(1) 防災訓練及び総合防災訓練

地震等の災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、市民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、地震に対する知識の向上のため、市民参加による防災訓練を計画し、実施する。また、ボランティア団体等との可能な連携を図ることとする。

ア 市総合防災訓練

災害発生時における応急対策等を適切に行うため、市民、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア団体等が幅広く参加する防災訓練を原則として年1回は実施する。

イ 地域における防災訓練

10月23日を「防災の日」と定め、原則としてこの日に最も近い日曜日に自主防災組織主体の地域における防災訓練を実施する。

ウ 訓練方法

訓練は、各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、特に地震災害、水害、土砂災害等、訓練の必要性が高い災害を想定し、地域の実情に応じた訓練を実施する。

4 防災関係機関の役割

防災に係わる関係機関は多岐にわたっていることから、防災体制の実効性を確認・検証し、多くの関係職員に防災業務を習得させるためには、地震発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて、常日頃から実践的な防災訓練を実施するものとする。

第3節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため、市民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を図る。

2 市民の役割

(1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の整備

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ウ) 防災用資機材等の整備及び管理

(エ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有及び個別支援計画の作成

イ 災害時の活動

(ア) 初期消火の実施

(イ) 地域内の被害状況等の情報収集

(ウ) 救出救護の実施及び協力

(エ) 地域住民に対する避難勧告・指示等の情報伝達

(オ) 地域住民に対する避難誘導

(カ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

(キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

3 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、市及び県の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 組織育成のための支援

自治会単位で組織する自主防災組織に対する指導、助言を行い組織作りの推進を図るとともに、大規模災害時の地域連携を図るため、自治会の連合体であるコミュニティ協議会育成のための支援を行う。

(3) 自主防災組織の活動計画策定支援

前記1の(2)に定める自主防災組織の活動内容を実行力あるものとするため、市の防災計画

に沿った活動計画を策定するための指導、助言を行う。

(4) 訓練の支援

自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識、技術の習得を支援する。

(5) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、地域の自主防災リーダーとなる防災士の養成に努める。

4 県の役割

自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。

第4節 防災まちづくり計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

国、県等の関係各機関との密接な連携協力と総合計画、震災復興計画及び都市計画等に基づき、防災観点からの土地利用計画、防災上危険な市街地の改善、被災拡大の緩衝となる緑化推進と緑地保全、宅地造成等の地形改変事業での防災対策の徹底及び災害に強い公共施設の見直しと整備などを進め、総合的な災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が安全、円滑に移動できることは重要であり、避難地や避難路等を含めた各施設について、あらゆる人にやさしく、誰もが安全、安心して暮らせるまちづくりのためにバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進する。

(3) 降雪期の対応

災害時に避難所等になる公共施設等においては積雪寒冷期に十分に機能が果たせるよう既存施設の見直しを進めるとともに、新規の計画、整備にあたっては、積雪寒冷期に十分対応できる構造及び設備等を備えた整備を推進する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

市街地で二次災害を防止するには個々の建築物が倒壊しないなど耐震性を有していることが重要であり、個々の建築物の所有者等は状況に応じて耐震診断、耐震改修などを行い耐震化に努める。

また、市街地の防災で市民自らの防災意識向上は不可欠であり、日頃から地域の防災上の課題の把握、市民のアイデアによる防災訓練の実施、参加などの合意形成、相互協力の防災まちづくりに努める。

(2) 地域の役割

市民合意、相互協力により、その地域にふさわしい防災ルールづくりや地域施設等の防災計画づくりなど、地域単位での防災まちづくりに努める。

(3) 事業所等の役割

地域を形成する一員として、防災、災害発生時には一体となって行動できるような社内体制づくりに努める。

宅地開発等を行う事業所等にあっては、関係法規等を遵守し、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設の整備を十分行うように努める。

3 市の役割

(1) 防災まちづくりの計画的な推進

安全、安心の防災まちづくりには総合的な計画づくりが重要である。

このため、総合計画、震災復興計画及び都市計画等、防災まちづくりに関する各種計画に基づき、防災まちづくりを計画的に推進する。

(2) 防災観点からの土地利用計画の策定

道路等の公共施設用地の確保を図り、防災観点からの安全、安心の土地利用計画の策定を推進する。

また、宅地開発等の地形の改変が伴う事業においては、関係法規等を遵守し、適正な工事施工と公共施設や排水設備など必要な施設整備を推進する。

(3) 火災に強い市街地の整備

準防火地域においては耐火性を有する建築物への更新を促し、火災に強い市街地の整備を推進する。また、工場、住宅の混在地域では、震災時の火災発生、拡大の防止対策を推進する。

(3) 防災上危険な市街地の改善

木造密集市街地等では、土地区画整理事業等の導入検討や建築物の耐震化などの防災化整備を推進する。

(4) 市街地における積極的な緑化の推進と緑地の保全

「新潟県緑花推進計画」、「新潟県緑の百年物語」等を積極的に導入活用し、延焼防止機能を持つ緑地の保全、整備や公共施設の緑化を推進する。

(5) 災害に強い公共施設の見直しと整備

幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤となる公共施設の計画的な見直しや整備と耐震性確保を推進する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

国、県等の関係各機関と一体となった震災時の応急対策行動を円滑に行うため、道路網を核とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を構築する。また、緊急輸送ネットワークの基点となる防災活動拠点、輸送拠点呼び防災備蓄拠点等の耐震性確保を推進する。

イ 避難路ネットワークの形成

震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全確保を推進する。

ウ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

震災火災を防止する幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、震災火災による被害を最小限に防止することを推進する。

エ 避難場所の整備

公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性の確保を推進する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当っては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能確保を推進する。

オ 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一次避難地や広域避難地となるように既設公園の防災化を推進し、新設の公園整備に当っては、防災公園の機能確保を推進する。

カ ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気、電話、ガス、上水道、下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性と信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保を推進する。

また、市街地では電柱倒壊による交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝の整備についての検討をする。

4 国の役割

災害に強く安全性の高い防災まちづくりを推進するため、県及び市の協力を得て総合的な防災まちづくり施策を展開する。

第5節 集落孤立対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震の際、土砂崩れや雪崩等で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保する。

(3) 降雪期の対応

雪崩等による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員及び、暖房、調理用熱源、燃料の確保に特に配慮する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

孤立予想集落の市民は、食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

地震発生時に、市民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を市民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 事業所の役割

孤立予想集落の事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

3 市の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び市民への周知

被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するとともに市民へ周知する。

(2) 通信の確保

孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、集落が孤立状態でも通信が確保されるよう、衛星携帯電話等の非常用の通信手段を確保する。

(3) 資機材（電源・水源・熱源等）の整備・物資の備蓄と事前配置

避難所予定施設の電源、調理用熱源等の整備、必要物資の事前配置等を行う。

(4) 地域住民による自主防災組織の整備

地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかける。

(5) 集落内のヘリポート適地の確保

孤立予想集落は、山間地が多く、平時からのヘリポートの確保は困難であるため、非常時は第1次避難場所付近の農地等を臨時ヘリポートとして対応することとする。

4 県の役割

(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施

ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

(2) 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

国の補助制度の活用や県単独の補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

(3) ヘリコプター運用

ヘリコプターによる市民の救出、物資の補給方法等について、市とあらかじめ協議するとともに必要に応じて訓練を行う。

第6節 地盤災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震、降雨、融雪などの自然現象により発生、拡大する二次的災害に区別される。このことから、地震が発生する前の平常時からの対策と地震発生直後の危険箇所調査点検で、その後の地盤災害の発生、拡大することを防止する対策とする。

また、地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右されることから、地震による被害の防止又は軽減するためには、その土地の地形地質に合った土地の利用形態になっているかどうか重要であり、適当でない場合には事前に対策を行う必要にある。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難時の移動の困難を考慮し、市と自主防災組織が一体となり、ハザードマップ等の情報を周知し、早期の避難が可能な体制の整備を推進する。

(3) 降雪期での対応

ア 避難時の移動困難に対応した道路確保、交通手段等の確保や早期避難体制を整備し、また、避難に伴う支援活動を行う体制づくりを推進する。

イ 降雪状況によっては、陸路による被害状況の把握が困難な場合は、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施し、情報を市に提供するよう県に要請する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の位置を把握し、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂をふさいだり、シートを張るなどの対策に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織を組織し、避難訓練等の活動に努める。

(3) 事業所等の役割

地域を形成する一員として、防災、災害発生時には一体となって行動できるような社内体制づくりに努める。

3 市の役割

(1) 地震が発生する前の平常時の対策

ア 市民への土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の事前周知

県から情報提供を受け、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所をハザードマップ等で掲載し、市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象の判断方法や、災害発生時の避難方法

等についても市民へ啓蒙周知する。

イ 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄を計画的に推進する。

ウ 住宅の移転促進

人命、財産等を土砂災害から守るため、災害危険区域やがけ地に近接する住宅について、国県補助事業等の導入で移転の促進を計画的に推進する。

エ 情報伝達体制の整備

(ア) 市民の避難のための情報伝達体制を計画的な整備を推進する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線の機能強化を計画的な整備を推進する。

オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険区域においては、当該危険区域ごとに必要な避難体制に関する事項や、要配慮者関連施設がある場合は、利用者の円滑な避難が行われるように、土砂災害に関する情報等の伝達方法等の整備を推進する。

(イ) ハザードマップの作成、配布により、市民の円滑な警戒避難に必要な情報を提供する体制づくりを推進する。

(ウ) 土砂災害緊急警戒情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断に活用するよう努める。

カ 地すべり防止区域巡視員の設置

県から受託している地すべり防止区域の巡視業務については、効率的な巡視計画により、地すべり兆候の早期発見など、災害の防止対策と連携した体制づくりを推進する。

(2) 二次災害の予防

ア 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の調査点検

県が行う土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所や対策施設の調査点検に協力するほか、地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合や異状が発見された場合は、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策が実施できる体制づくりの整備を推進する。

イ 避難勧告・指示等の実施

地すべりの兆候や斜面の亀裂など、危険性が高いと判断された場合について、関係機関や住民への周知、必要な警戒避難体制の整備又は避難勧告・指示等が実施できる体制づくりの整備を推進する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

地震発生後、植生等で崩壊や亀裂などが覆われていたり、地中内の亀裂で脆弱化している場合があり、地表面の調査点検だけでなく関係機関と連携して地震発生後の監視を強めるなど、地盤の監視体制づくりの整備を推進する。

4 国・県の役割

治山、治水、砂防、地すべり対策等は国土の根幹にかかる国県の基幹事業であり、これらの災害防止にかかる危険地域等の指定、危険地域の住宅移転対策等、災害防止対策の実施や災害発生時の応急、復旧、復興対策については市と連携を密にして、市民の安全、安心のための対策事業

を実施する。

5 防災関係機関の役割

(1) 社団法人新潟県建設業協会魚沼支部及び魚沼市建設業者会

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、協定締結を行うなど、平時から災害発生直後の対応について協力連携体制の確立に努めなければならない。

(2) 一般社団法人新潟県測量設計業協会及び魚沼市測量設計業教会

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、協定締結を行うなど、平時から災害発生直後の対応について協力連携体制の確立に努めなければならない。

第7節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

建築物の倒壊などは市民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きく、地震発生後の建築物等の火災などによる二次災害の発生も想定されるため、防災上重要な建築物、不特定多数が出入りする施設及び一般建築物について災害予防対策の整備を推進する。

(1) 基本方針

ア 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である防災上重要な公共建築物等の災害予防

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等・国県出先庁舎）
- (イ) 医療救護活動の施設（病院・診療所等・国県出先医療救護施設）
- (ウ) 応急対策活動の施設（市庁舎等・国県出先庁舎・警察署・消防署）
- (エ) 避難収容の施設（学校・体育館・文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（養護老人ホーム・身体障害者療護施設等）

イ 不特定多数が出入りする施設の災害予防

不特定多数が出入りし、震災時に多大な被害の発生する恐れのある駅舎、商業店舗等の施設については、一般建築物の災害予防のほか、共同防火管理体制や防災対策の指針を定めるなど災害防止対策を推進する。

- (ア) 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制づくり。
- (イ) 不特定多数の人を避難誘導するための体制づくり。
- (ウ) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業店舗における各テナントによる避難等の協力体制づくり。
- (エ) 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報、周知する体制づくり。
- (オ) 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検体制づくり。
- (カ) 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡、避難誘導體制づくり。

ウ 一般建築物の災害予防

地震に対する建築物等の安全性確保のため、国、県及び建築関係団体等の協力し、災害防止対策を計画的に推進する。

- (ア) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備については、定期的な施設調査と報告を求め、その結果について、防災上必要な指導、助言を行う。
- (イ) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものは、査察の実施、その結果について、防災上必要な指導、助言を行う。
 - c 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅、建築物については、巡回指導等の機会を利用し、防災上必要な啓発、指導を行う。
 - d 地震時による建築物の窓ガラスや看板等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の安全確保について啓発、指導を行う。
 - e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通

学路を中心に市街地内のブロック塀の安全確保について啓発、指導を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備を計画的に推進する。

イ 不特定多数が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業店舗における各テナントによる避難の協力等の啓発、指導を行う。

(3) 降雪期対策

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するため、施設整備の充実を推進する。

イ 住宅等、一般建築物においては降雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及をはじめとする無雪化等を計画的に推進する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

住宅等建築物の適正な維持と保全に努めるとともに、県や市の指導や助言を受けて耐震化や二次部材による被害防止等、安全性の向上に努める。

(2) 地域の役割

自主防災組織の活動を通じて、地域内の建築物や構造物の点検調査を実施し、行政機関への報告や地域内への周知に努める。

(3) 事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に基づき、計画的に必要な措置を行い、施設機能の適正な維持、保全に努める。

イ 不特定多数が出入りする施設の管理者は計画の方針に基づき、計画的に必要な措置を行い、施設機能の適正な維持、保全、避難誘導體制づくりに努める。

ウ 建築物の維持と保全に努めるとともに、県や市の指導や助言を受けて安全性の向上に努める。

3 市の役割

(1) 防災上重要な公共建築物等の防災対策

ア 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修

法令で定める技術基準に基づき、災害に強い施設づくりを計画的に進める。

建築基準法の新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の建築物については、計画的に耐震診断を実施、改修等を推進する。

また、新耐震基準施行以後についても調査を行い、ガラスや天井等、2次部材の破損の恐れのある場合には防止工事を計画的に推進する。

国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準（平成 8 年）」に基づき耐震性を確保した施設づくりを推進する。

イ 防災設備等の整備

防災設備を計画的に実施し、防災機能の強化を推進する。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の耐震性の確保
- (エ) 防災設備の充実、他

ウ 施設の維持管理

台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を計画的に推進する。

- (ア) 法令に基づく点検等の台帳
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

(2) 防災上重要な建築物及び不特定多数が出入りする施設の災害予防対策

ア 計画の方針に基づき、防災対策を計画的に推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物については、計画の方針に基づき、防災対策を講ずるよう指導・助言を行う。

(3) 一般建築物の安全確保対策

ア 所有者や管理者等に建築物の計画の方針に基づき、指導等を行う。

(4) 建築物の耐震化の推進

ア 建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断、改修方法等に関する体制づくりや啓蒙普及を図り、耐震診断、改修を計画的に推進する。当面、国県補助事業の採択を受け、新耐震基準施行以前の住宅の耐震診断事業を実施する。

4 県の役割

県が設置・管理する建築物について防災対策を推進するとともに、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術、体制づくりを行い、国県補助事業の拡充を図り、普及啓発を推進する。

また、市及び市民に防災、耐震化促進のため指導、助言を行う。

第8節 道路・橋梁等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水、食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

上位道路を管理する関係機関や団体と連携し、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道、これらを連絡する幹線的な道路、ならびにこれらの道路と知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路を、1次から3次の緊急輸送道路として指定し、それ以外で重要な道路についても、その他緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道
(県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等)

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路
(県内市町村役場等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

(エ) その他市指定緊急輸送道路

県知事が指定する緊急輸送道路以外で重要な市道等

【参考資料：資料編「緊急輸送道路一覧」】

イ 道路施設の耐震性の確保と関係機関との相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理には最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(イ) 緊急輸送道路は特に重点的に取り組む。橋梁等の重要構造物の補強・修繕のほか、重要箇所盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、国県等の関係機関とともに、積雪加重等を勘案した除雪計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

2 市の役割

管理する道路について、日常、臨時、定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ 重要構造物

(ア) 橋梁

a 耐震補強

現在の耐震基準（平成14年度の道路橋示方書）以前の設計に基づき建設した橋梁等は点検を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b 新設橋梁

次に拠り設計する。

国土交通省 都市局長、道路局長通知

「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成24年2月16日）

ウ 道路附帯施設

(ア) 道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路パトロール等を通して道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者に施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行うよう安全対策を呼びかける。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

災害情報や道路情報の収集、伝達、提供のための観測監視機器（地震計・雨量計・ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関や社団法人新潟県建設業協会魚沼支部や魚沼市建設業者会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機・投

光器・初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。

ウ 道路通行規制

被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

3 国・県の役割

それぞれが管理する道路について、日常、臨時、定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施し、災害時には市及び関係機関と協力し、迅速な応急対応ができるよう体制を整備する。

第9節 治山・砂防施設の地震対策

1 計画の方針

基本方針

国県が管理する治山砂防施設等（土木構造物・防災関係施設等）の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各種対策の実現に向けて積極的に連携を図るものとする。

2 市の役割

国及び県が管理する治山・砂防施設等の設置状況を把握し、市民に情報と安全対策を意識づける。

3 国・県の役割

(1) 耐震設計の適用

治山砂防施設は、十分な耐震構造で設計・施工する。

(2) 耐震性の強化

必要に応じ、治山砂防施設を点検し、計画的な耐震性の強化に努める。

(3) 施設の維持・修繕

治山砂防施設を点検し、機能の維持・回復に努める。

(4) 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

県は、老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第10節 河川の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設（河川管理施設・河川関連施設）の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。

イ 地震に伴う被害を最小限にとどめるため、施設の耐震点検を実施し、必要に応じて補強に努めるとともに、樋門、頭首工、用排水機場について、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用し、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。

また、市民へ地震に関する情報を迅速に提供できるよう、体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し、避難準備情報等の迅速かつ適切な情報伝達体制の整備を図る。

(3) 降雪期の対応

降雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と降雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民・事業所等の役割

ア 平時から、市が指定した避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認をしておく。

地震発生時においては、新潟地方気象台や、市からの地震情報を収集するとともに、避難情報に対する的確に行動する。

イ 平時より堤防や護岸などの河川管理施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県、市消防本部及び県警察等へ連絡する。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。また、地震を想定した避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 市の役割

(1) 河川管理施設等（河川管理施設・河川関連施設）の災害予防

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

(ア) 災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、

徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備（準用河川、普通河川）

（ア） 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

（イ） 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

【参考資料：資料編「重要水防箇所」】

4 県の役割

河川管理施設等の耐震点検や、二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連携及び連絡体制などの防災体制の整備と徹底を図る。

5 国の役割

河川管理施設等の耐震点検や、二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連携及び連絡体制などの防災体制の整備と徹底を図る。

災害発生時に、市、県等から要請があった場合は、河川、ダム、海岸施設の状況調査等について協力する。

第11節 農地・農林業用施設等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。

(イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ウ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農林業用施設等の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所資料の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うため、点検マニュアル等の作成を行う。

(エ) 基幹農林道、頭首工、ため池等の農林業用施設等の防災情報を迅速かつ的確に集約する手法を整備する。

イ 農林道施設の震災予防対策

基幹的な農林道及び重要度の高い農林道、橋梁については、耐震性を確保するため「土地改良事業設計指針」、「林道技術基準」に基づき整備を進める。

ウ 用排水施設の災害予防対策

耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、改善する。

エ ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に施設を改善する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

災害危険箇所とその被害範囲、及びその範囲内に居住する避難行動要支援者を把握し、災害時においては遅滞なく避難支援及び救助を行える体制を整える。

(3) 降雪期の対応

平時から、災害危険箇所の把握を行い、災害時には二次災害防止を優先し、積雪に覆われている中での現地確認は慎重に実施する。状況により県の防災ヘリコプター等を依頼し、上空から確認する体制を整える。安全が確認されない状況では、融雪後の現地確認体制とする。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

地すべりの危険や農林業用施設等の異常を発見又は予見した場合は、自己の安全を確保し二次災害を防止するとともに、遅滞なく通報する。

(2) 農林業関係団体（土地改良区、農業協同組合、森林組合、農業共済組合、連合自治会長・囑託員）の役割

行政側との連絡体制、被害情報等の収集及び伝達が円滑に行われる体制を整備する。また、管理施設及び構成員の二次災害防止に必要な計画を策定する。

3 市の役割

(1) 県及び防災関係機関との情報連絡体制

ア 情報連絡体制の整備・見直し及び災害危険地帯の確認を、防災関係機関と協力し毎年実施する。

イ 県等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に伝わるよう、また、関係機関等からの報告が県等へ確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

4 県の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

市等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市等への震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 施設の点検体制の整備

県事業実施箇所等の非常時点検体制並びに市及び関係機関と連携した緊急点検体制を整備する。

第12節 防災通信施設の整備と地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集伝達を行うための通信施設を確保するとともに、施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策等の震災対策を講ずる。

(2) 降雪期の対応

屋外施設の雪害防止のため、定期的に巡回を行い必要に応じて除雪等の措置を行う。

2 市の役割

(1) 防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に、災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達収集を行うためのデジタル同報系無線を有効活用し、被害の軽減を図る。

今後は、同報系無線設備が配置されていない地域について、その状況を勘案しながら整備を進める。

イ 移動系無線の整備

市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

(2) 消防無線通信施設の整備

ア 消防救急無線は、周波数別に市消防本部単独波、県内共通波、全国共通波があり、国が推進する消防救急無線のデジタル化や広域化について、体制整備を検討、推進する。

イ 災害時に円滑な消防活動を行うため、現況下にある無線通信不能地域を解消するための整備を図る。

ウ 広域応援体制による消防活動を円滑に行うため、通信機器の整備を図る。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

(4) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備

住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。

(5) 多様な情報伝達手段の確保

携帯電話メールサービスの活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(6) 防災行政無線施設の運用

ア 定期的な保守点検を実施し、災害時の無線機能確保を図る。

イ 防災訓練や、定期点検等様々な機会を捉えて、非常通信訓練を実施し、無線運用の習熟を図る。

(7) 停電対策

定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(8) 耐震対策

無線通信設備及指令システム等の耐震対策を図る。

3 県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における市、防災機関の意思決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(2) 県防災行政無線

県防災行政無線を設置する市役所、消防本部が、県防災行政無線運用規程（昭和50年5月26日新潟県告示第590号）に基づき、関係機関との情報伝達や被害報告等に、通信衛星による県防災行政無線を有効に活用できる環境を整える。

第13節 ガスの地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア ガスの供給と安全を確保するために次の対策を行う

(ア) 都市ガス供給設備及びLPGガス充てん所の新設及び更新においては十分な耐震性を有するものとする。

また、現存する施設の耐震性について順次調査を行い、その結果耐震性が十分でない施設については、改修等により改善を推進する。

(イ) 宅内ガス施設の耐震化及び対震自動消火装置付火気使用設備・器具の普及を図る。

(ウ) 二次災害防止のための措置及び早期復旧に必要な体制の整備を図る。

イ 指定避難所・公共施設等でガスが使用出来なくなった場合の代替措置及び必要な代替火気設備、燃料の緊急供給体制を整備する。

ウ 地震発生時の安全措置について普及、啓発を図る。

エ 防災訓練において、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用訓練を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

地震時においては要配慮者宅のガス設備の安全措置が実施できる体制を整備し、関係者に対しガス設備に関する知識の普及を図る。

(3) 降雪期の対応

ガスメーターの設置場所・配管等について、積雪期の地震時に除雪及び安全措置を実施しやすいよう配慮する。宅内埋設管の位置が分かりやすいように埋設標の設置を推進する。

また、設備周辺の除雪に努めるとともに、地震発生時の除雪においてはガス漏れの可能性が高いのでタバコ等火気について特に注意するよう啓発する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

ア 地震発生時にとるべき安全措置について、市からの周知等を通じて予め理解しておくとともに、ガス設備の耐震対策及び対震自動消火装置付火気使用設備、器具の使用を推進する。

イ ガス供給停止及び設備の損傷による使用不能の状況に備え、カセットコンロ及びボンベ等簡易な代替器具の備蓄に努める。

ウ 降雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター、配管周辺の除雪を行う。また、埋設管の位置が分かりやすいよう埋設標の設置を推進する。

(2) 地域の役割

集落等が管理する施設において、上記(1)に準じた対応ができるよう体制の整備を行う。

(3) 事業所、学校等の役割

各々が管理する施設において、上記(1)に準じた対応ができるよう体制の整備を行う。

3 市の役割

(1) ガス事業者としての役割

ア 地震による被害を最小限にとどめると共に、都市ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

(ア) ガス供給設備及び需用家ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

- a 供給設備の耐震性向上を計画的に推進する。
- b 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- c 供給範囲が広い地域については、必要により地震の震度、圧力に変動等の情報を迅速、正確に収集するためシステムの導入を推進する。
- d 迅速、確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。
- e 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。
- f 需用家に対して、ガス設備の耐震性強化について広報等により助言を行う。

(イ) 二次災害防止のための措置

- a 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- b 地震時に速やかに緊急措置を行う緊急遮断装置の付きメーターの設置を推進する。

(ウ) 防災広報活動

需用家に対して次の事項について予め周知又は啓発を行う。

- a ガス設備の耐震対策及び対震自動消火装置付火気使用設備、器具の使用
- b ガス供給停止及び設備の損傷による使用不能の状況に備え、カセットコンロ及びボンベ等簡易な代替器具の備蓄
- c 降雪期のガスメーター・配管周辺の除雪
- d 埋設標の設置
- e 地震発生時に取りるべき安全措置

イ 速やかにガス供給設備及び需用家ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

(2) 行政機関としての役割

ア 被害状況を国、県、関係機関へ連絡する体制を整備する。

イ 要配慮者宅のガス設備の安全措置が実施できるよう、福祉職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、嘱託員が連携した体制を整備する。

ウ LPガスの使用者に対して、地震時において都市ガス需要家と同等の対応が取れるよう、県及びLPガス事業者と連携し、啓発活動や地震発生時の広報等の実施ができる体制を整備する。

エ 都市ガス供給停止区域の医療機関、指定避難所、公共施設等へのLPガス等の緊急供給のための体制を整備する。

4 県の役割

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。

- (1) ガス充てん所の法定耐震基準の維持、向上
- (2) 被害の生じたガス供給設備及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備

- (4) 一般家庭、事業所における地震発生時の安全措置等の重要性についてガス事業者と連携した普及、啓発

5 防災関係機関の役割

- (1) 一般社団法人日本ガス協会

地震発生により広範囲にわたり都市ガス供給が停止し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会は救援体制を整備することに努める。

- (2) 新潟県ガス協会、魚沼市管工事業協同組合等関連協力会社

地震時の緊急措置、復旧作業に必要な人員器材等を確保するために非常時の連絡、動員体制を整備することに努める。

- (3) 一般社団法人新潟県エルピーガス協会、一般社団法人日本ガス協会、新潟県ガス協会

都市ガスの供給が停止し、代替燃料等を確保するために救援体制を整備することに努める。

第14節 上水道の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 上水道の供給と安全を確保するため次の対策を行う。
 - (ア) 上水道施設等の新設及び更新においては十分な耐震性を有するものとする。
また、現存する施設の耐震性について順次調査を行い、その結果耐震性が十分でない施設については、改修等により改善を推進する。
 - (イ) 宅内水道施設の耐震化を推進する。
 - (ウ) 二次災害防止のための措置及び早期復旧に必要な体制の整備を図る。
- イ 上水道施設が被災した場合に飲料水等が確保できる体制を整備する。
- ウ 市民の生命維持ならびに医療機関の救急医療活動等を優先した応急給水体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

- ア 積雪期は復旧作業が困難であることから、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。
- イ 水道メーター、止水栓の設置位置および配管について漏水時の維持管理が実施しやすいよう配慮する。宅内埋設管の位置が分かりやすいように埋設標の設置を推進する。
- ウ 施設周辺の除雪に努める。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

- ア 宅内施設の耐震化に努める。
- イ 降雪期における地震発生時の二次災害防止及び緊急点検のため、水道メーター、止水栓周辺の除雪に努める。

(2) 地域の役割

上記(1)に加え、自治会や自主防災組織において、その地域の安全な井戸や湧水の把握など、飲料水の確保に努める。

(3) 企業、事業所、学校等の役割

上記(1)に加え、受水槽を設置するなどの、飲料水確保対策に努める。

3 市の役割

地震の発生に伴う断減水を最小限にとどめるため施設及び体制面の耐震化対策を推進する。
また、震災時における飲料水をはじめ生活水の確保対策を行う。

(1) 施設の耐震化等

- ア 水道施設の耐震性向上を計画的に推進する。
- イ 水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等による予備水源の確保を推進する。

ウ 異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、グループ化、ブロックシステム化等の整備を推進する。

エ 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) 体制面の耐震化

ア 応急給水、応急復旧活動等に必要な人員の確保計画を策定する。

イ 被災時からの時系列的な応急給水計画を策定する。また、給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設、給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の必要な資機材の整備を推進する。

ウ 速やかに供給設備及び宅内設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

(3) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

(4) 防災広報活動

災害時の活動を円滑に進めるため市民、自治会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

また、医療施設、福祉施設等との連絡体制等予め定めておく。

4 県の役割

(1) 市からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策、他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、市に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

市における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

(3) 関係機関との連携強化

市からの応援要請に対応できるよう平時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 公益社団法人日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める

(3) 魚沼市管工事業協同組合等関係協力会社

地震時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、器材を確保するために非常時の連絡、動員体制を整備することに努める。

第15節 下水道の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災した下水道施設の被害状況を一刻も早く把握し、機能復旧するため、次の対応を行う。

ア 被災時において、下水道管理者等と需要家等が協力し合い、被害状況の把握及び応急復旧を一刻も早く完了できる体制を整備する。

イ 被害状況調査により使用可能と判明、或いは応急復旧等が完了し使用可能となるまでは、早期復旧のため使用を自粛する。このとき必要な携帯トイレは各々備蓄に務める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 指定避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用できない場合を想定し、仮設トイレ等の設置計画を策定する。

イ 被災箇所、要配慮者が進入し二次災害が発生しないようにバリケード等の設置に配慮する。

(3) 降雪期の対応

マンホールの隆起等、交通及び道路除雪に危険が発生するため、道路管理者等と協力し危険箇所を把握する態勢を整備する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

ア 各家庭において、地震発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、自ら下水道施設等に流入する水の量を少なくするために、トイレ、風呂等の使用を自粛するように努める。

ウ 下水道施設の損傷を発見した場合に、速やかに通報することができるよう連絡先等を見やすいところに張りだしておく。

エ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 地域の役割

地域の指定避難所における携帯トイレ、仮設トイレ施設等の管理・配布等を協同で行うなど、日頃から協同で災害対応できる間柄の形成に努める。

(3) 事業所・学校等の役割

ア 事業所、学校等においては、地震発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、自ら下水道施設等に流入する水の量を少なくするために、トイレ、風呂等の使用を自粛するように努める。

ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 被害状況の把握及び応急復旧

ア 下水道等施設を早期に点検するとともに、市民等からの情報を取りまとめ、被災箇所の

特定を短時間に完了する体制を整備する。

イ 使用の可否を短時間で需要家に対して周知する体制を整備する。

ウ 仮設資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは応援協定業者から調達できる体制を整備する。

(2) 緊急体制の整備

関係事業者団体等との災害時の応援協定による調査、応急復旧緊急体制を整備する。

(3) 災害時における下水道施設等の使用に関する市民への普及啓発

災害時の下水道施設等が使用できない場合の、一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び下水道施設等の処理能力の低下による下水道等使用の自粛について、普及啓発する。

4 県の役割

(1) 下水道等施設被災調査・復旧応援要請

北海道・東北ブロック災害応援連絡会議及び社団法人地域資源循環技術センターとの緊急応援体制を整備する。

(2) 流域下水道施設の応急復旧

流域関連公共下水道管理者である市との連携を図り、早期に機能回復できるよう連絡体制を整備する。

5 防災関係機関の役割

(1) 公益財団法人新潟県下水道公社

流域関連公共下水道管理者である市との連携を図り、早期に機能回復できるよう応急復旧計画等を策定する。

(2) 北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議

県からの要請を受けて、調査、復旧工法等技術的支援等の活動が直ちに開始できる体制を整備する。

(3) 一般社団法人地域循環資源センター

県からの要請を受けて、調査、復旧工法等技術的支援等の活動が直ちに開始できる体制を整備する。

(4) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会

県からの要請を受けて、調査及び必要な機材の調達等の活動が直ちに開始できる体制を整備する。

第16節 危険物等施設の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等（危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物・有害物質等の危険物品・放射性物質）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、取扱い事業所に対し法令の遵守、耐震性の強化及び保安体制の確立等の指導を行い、地震等による災害発生の未然防止を図る。

(2) 降雪期の対応

降雪、なだれ、融雪等による施設の損傷を防止する措置を講じるとともに、除雪等を的確に行い必要な消防水利を確保する。

2 事業所の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時に市、市消防本部、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保に努める。

イ 従業員等に対し保安教育を行い、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの徹底防止に努める。

(2) 危険物施設

ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努める。

イ 危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制の確保に努める。

ウ 自衛消防組織等の活動要領を定め、自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤及び油処理剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互応援が図られる体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全確保に努める。

イ 製造実態を考慮し危害予防規程の制定、改定を行うとともに、施設の適正な安全確保に努める。

ウ 保安教育計画及び災害対応について定めるとともに、火薬類の適正な管理に努める。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法に基づく耐震設計基準を適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強対策を講じる。

イ 高圧ガス保安法に基づく設備の維持に努めるとともに、保安係員、業務主任者等の選任、高圧ガス取扱いの適正化及び危害予防規程の作成等安全管理体制の確立に努める。

ウ 災害発生時において、自主防災活動組織の体制整備に努める。

(5) 毒劇物保管貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講

じる。

イ 毒物及び劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定、改正を行うとともに、適正な安全対策を講じる。

(6) 有害物質取扱施設等

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康保護に努めるとともに、生活環境の保全に努める。

イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透及び大気への排出等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

(7) 放射線使用施設

ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に定める適正な障害防止のための予防措置を徹底し、災害の未然防止を図る。

イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部、配管及び配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性を確保し、転倒、移動及び落下の防止措置を講じる。

ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアルを整備する。

エ 放射線施設の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を行い施設の安全確保に努める。

(8) 危険物等積載車両等

ア 危険物等を積載する車両の保守、点検等を行うとともに、油処理剤等を整備する。

イ 危険物等の河川等への流出を防止するため、従業員等の教育訓練を徹底する。

3 市・市消防本部の役割

(1) 危険物施設安全対策

危険物の二次災害による被害の発生を防止するため、初期対応が特に重要であり次の対応が必要である。

ア 事業所等に対し、施設の耐震性の強化を図るとともに、安全確保を図るよう指導する。

イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて自主保安体制の確立に関する指導、啓発を図る。

ウ 危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の基準に適合しているか立入検査を通じ指導強化を図る。

エ 事業所等に対し、ヒューマンエラーの徹底防止を図るとともに、初期消火体制の確立と漏洩防止対策について指導する。

【参考資料：資料編「危険物施設設置状況」】

(2) 火薬類製造施設等安全対策

ア 保安検査及び立入検査を実施して、火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害発生の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ 警察及び関係機関と情報の共有を図るとともに、災害時の連絡体制の確保について指導する。

ウ 新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じ保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策

ア 高圧ガス保安法の耐震基準に基づき維持するよう指導するとともに、同法の基準適用前の設備についても、必要に応じ補強対策を指導する。

イ 保安検査及び立入検査を通じて、高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

ウ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

エ 新潟県高圧ガス保安協会、新潟県エルピーガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、及び業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、自主保安体制の確立を指導する。

オ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制整備を指導する。

(4) 毒劇物保管貯蔵施設安全対策

ア 営業所及び届出を要する業務上取扱者に対し、県と連携し立入検査等を実施して適正な取扱いについて指導するとともに、毒劇物の貯蔵状況や危害防止規程等を調査し、対策及び改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対して、県と連携し実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等の指導強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施して、有害物質の公共用水域への流出防止、地下への浸透の未然防止及び大気への排出防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業所等の実態把握に努め、有害物質の公共用水域への流出防止、地下への浸透の未然防止及び大気への排出防止対策並びに事故時及び緊急時の関係機関への連絡体制を指導する。

第17節 地震火災予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時の火災の発生を防止するため、防火思想の普及促進に努めるとともに、消防設備の整備、市消防団の充実及び自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火団体等に対し、火災予防に関する知識の普及を図るとともに、協力体制の充実を図る。

イ 市消防本部は、要配慮者が居住する住宅について、防火訪問指導等を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及促進を図る。

(3) 降雪期の対応

雪崩危険箇所や道路状況の把握し、除雪等を的確に行い必要な消防水利の確保を図る。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。

イ ガスマイコンメーターの設置に努める。

ウ 住宅用火災警報器の設置を行う。

エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク 家具類の転倒や落下防止措置に努める。

ケ 自治会等が実施する消防訓練等へ、積極的な参加に努める。

(2) 地域の役割

自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施し、日ごろから火災予防意識の向上に努める。

(3) 事業所等の役割

ア 防火管理者の選任義務のある事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する防災教育を行い、初期消火、避難、119番通報等の実践的かつ定期的な訓練を行う。

イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備に努める。

ウ 火気使用場所の環境整備、点検確認及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。

エ 病院、社会福祉施設等の要配慮者が多数利用する施設、及び物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により消防法を遵守し、自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理に努める。

3 市の役割

(1) 防火思想の普及促進

市民に対して、消防機関と連携し広報活動により出火防止や消火、避難対策の普及促進を図

る。

(2) 自主防災組織の育成強化

自治会長等と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化を図るとともに、防災意識の向上に努め、火災の未然防止や火災発生時の被害の軽減を図る。

4 市消防本部の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針を満たすように整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。

(3) 市消防団との連携強化

ア 市民や消防団員雇用事業所に対し、消防団活動への理解を深めるための広報活動を行い、協力体制の確保と活動体制の連携強化を図る。

イ 迅速、効率的な消防活動を実施するため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備し機動力の強化を図る。

(4) 臨時ヘリポートの指定

災害時には、臨時のヘリポートが必要になることから、小中学校のグラウンド、野球場、駐車場等の指定緊急避難場所と重ならない場所をあらかじめ指定する。

【参考資料：資料編「臨時ヘリポート適地」】

(5) 住宅用火災警報器の普及

火災を早期に発見し被害を最小限に食い止めるため、住宅用火災警報器の設置を促進する。

(6) 市民・事業所等への防火指導

ア 市民、事業所等に対し、防火講習等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

イ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

ウ 防火管理者を置く事業所に対し、消防計画に基づく各種訓練等を通じて防火指導を行い初期消火体制の確立を図る。

(7) 近隣市町村への応援要請

単独で対処不可能な災害の発生時には、新潟県広域消防相互応援協定、中部消防応援協定及び各種協定に基づく応援要請を行う。

【参考資料：資料編「消防関係相互応援協定」】

(8) 水利マップの整備

災害時に迅速な消火活動ができるように、消防水利等を明記した水利マップを整備する。

第18節 廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

平常時から市民に対し、広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の周知と協力を求める。また、住宅等や一般廃棄物処理施設の耐震化、応急復旧対策の整備を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請するなどの配慮を行う。

(3) 降雪期の対応

幹線道路脇に一時保管場を設けて、地震により発生する災害ごみの集積処理を行い、生活ごみは区別して一時保管場を設けて対応する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

各家庭において、住宅の耐震化、タンス等家具の固定化など、地震による家屋の損壊、家具、家財等の破損の防止に努める。

(2) 地域の役割

市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力する。

(3) 事業所・学校等の役割

施設の耐震化、事務機器の固定化など、地震による損壊、破損の防止を行い、防災訓練等による人的安全の周知を行う。

3 市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、一時保管場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

ア 近隣市町、関係機関等の災害時協定等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の自治会組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 県の役割

(1) 広域処理体制の整備

県内市町村の収集、処理能力を把握し、新潟県環境整備事業協同組合等関係団体との協力体制に基づき、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

5 防災関係機関の役割

(1) 一般廃棄物収集委託業者

市の指定する処理施設又は一時保管場に収集運搬業務を行う。

(2) し尿収集委託業者

市の指定する処理施設に収集運搬業務を行う。

第19節 救急・救助体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急、救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急、救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者の避難誘導や救急、救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(3) 降雪期の対応

地域の実情に応じた除雪体制及び市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等を図り、円滑な救急、救助活動が実施できる体制を整備する。

2 市民・事業所・医療機関等の役割

(1) 市民・事業所の役割

平時から地域、学区、自治会等における協力体制を育み、災害時に地域の市消防団及び県警察等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関の役割

大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

3 県の役割

(1) 広域災害における救急、救助体制の確立を図るため、市、関係機関等の連絡体制を整備し、緊急援助隊の受援体制、医療器材等の供給について、協力、支援体制に努める。

(2) 航空機による救急、救助活動等、航空消防体制の整備と協力体制に努める。

4 市・市消防本部の役割

(1) 消防力の整備

計画的に技術の向上を図り、資機材の整備充実に努めるとともに連絡体制を確保する。また、救助関係機関との情報の共有を図り、迅速かつ的確な救急、救助活動を行う体制を整備する。

(2) 市消防団の体制整備

一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの市民の協力を得て、初動時から迅速に救急、救助活動を行えるよう体制を整備する。

(3) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

県、県警察、消防団及び地元医療機関等の関係機関との連絡体制を確立し、迅速かつ適切な

救急、救助活動が実施できる体制を整備する。

(4) 市民等に対する防災意識の啓発

救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講じる。

(5) 交通確保

建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、関係機関と協議し体制を整備する。

(6) 民間等による救急、救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元事業所等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制を整備する。

(7) 救急搬送体制の整備

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害・救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(8) 広域消防相互応援の要請及び受援

市消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(9) 緊急消防援助隊の要請及び受援

市消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

第20節 医療救護体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

ア 地震の災害から地域住民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

イ 災害発生時に、医療救護活動を迅速に行うため、災害派遣医療チーム（DMAT）、県医療救護班及び県医師等医療関係者の派遣依頼体制、受入れ体制、市医療救護本部体制、市医療救護班及び医師等医療関係者の体制整備を行う。

ウ 広域災害、救急医療情報システムを活用するなど、行政、消防、医療機関等の連絡体制の整備を行う。

エ 災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等の確保を図る体制を整備する。

(2) 活動の調整

被災地での医療救護の窓口となり医療需要（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医務薬事課等のあらかじめ決められている担当者又は市医療救護本部員が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する体制を構築する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、防災関係機関の協力を得ながら、医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(4) 降雪期の対応

降雪期には全地域が雪に覆われるため医療救護が困難となる。地元市民や地元建設事業者の協力を得ながら、除雪等雪対策に努める。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておくよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関及び医療関係団体

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

イ 病院

病院は、市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(イ) 診療所

診療所は、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行うものとする。

(ウ) 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するものとする。

3 市の役割

(1) 医療救護本部の設置

災害が発生し、多数の傷病者が発生した場合に、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、医療救護本部を設置する。医療救護本部の体制及び業務については、災害時医療救護活動マニュアルで定める。

(2) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をともなう医療救護活動）を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

保健室等の救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る市医療救護班及び市歯科医療救護班の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(3) 救護所等の医療資器材等の確保

救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等が不足する場合、市薬剤師会及び医薬品卸売業者へ調達を要請する。また、市で調達が困難な場合は、新潟県及び他自治体に要請する。

4 県の役割

市の派遣要請に対応するため、下記の事項を整備する。

(1) 新潟DMA Tの派遣体制の整備

(2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

(3) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

(4) 災害時拠点病院の整備

(5) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政、消防、医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(6) 医療資器材等の確保

市の、医療機関等における医療資器材等の不足に対応できるよう協力体制の整備に努める。

(7) 広域医療搬送拠点・S C U（広域搬送拠点臨時医療施設）の確保

(8) 平時からの連携体制の整備

5 医療関係機関の役割

(1) 小千谷市魚沼市医師会・小千谷北魚沼歯科医師会・魚沼市薬剤師会

災害発生時に市から要請があった場合に、救護所等において、直ちに医療救護活動ができるようにする。また、薬剤師会は医薬品（歯科用医薬品を含む）の在庫確認を図る体制を整えておくものとする。

第21節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし災害に備える。

ア 浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ 警報、避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

ウ 客観的な基準に基づき、迅速かつ適切な避難情報の発令

エ 避難誘導體制の整備

オ 指定緊急避難場所、避難経路の確保、周知及び指定避難所の機能、環境の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全に配慮する。

ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握、共有

イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達

ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 降雪期の対応

冬期間の積雪、寒冷、悪天候を考慮した避難体制を整備する。

ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保

イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県、他市町村への避難に備えた体制を事前に配慮する。

ア 県、市及び防災関係機関との情報伝達体制の整備。

イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保。

ウ 迅速、確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

ア 市民・事業所等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。

(ア) 災害ハザードマップ等により、指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を予め確認しておくこと。

(イ) 災害時の家族、社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(ウ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。

(エ) 避難情報の意味を正しく理解しておくこと。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、管理者の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童、生徒や要配慮者が主に利用、所在する施設の管理者

- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害を予め予測すること。
- b 気象情報や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
- c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
- d 近隣の事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
- e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること。
- b 気象情報や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
- c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。

(2) 地域の役割

ア 市民の役割

市民、自治会、自主防災組織は連携を図り、安全に避難できるよう、平常時から心得ておくこと。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難誘導に協力できる関係を築くこと。

(ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 事業所等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力をすること。

(ア) 要配慮者等の避難を支援すること。

(イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

3 市の役割

危険情報の周知、避難の判断情報の伝達、避難誘導體制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、災害時要援護者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定を行う。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民、事業所等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及啓発を行う。

イ 県等から提供される土砂災害等の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップを作成し、市民等に配布して周知を図る。

(2) 避難情報等情報伝達体制の整備

- ア 防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送及び緊急速報メール等を利用し、自治会等と連携を図りながら市民、事業所等へ避難情報を迅速かつ確実に伝達する。特に、学校、要援護者関係施設等の管理者への確実な情報伝達について、速やかに行うものとする。
 - イ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定子ども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
 - ウ 在宅の要援護者に対する避難情報について、自治会、民生委員・児童委員等と協議し、連携を図り情報伝達を行う。
 - エ 避難情報の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。
- (3) 避難情報発令の客観的基準の設定
- 遅滞なく避難情報を発令できるよう、震度等による基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する。
- (4) 避難誘導體制の整備
- ア 避難の勧告、指示が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等と連携を図る。
 - イ 在宅の災害時要援護者の安全かつ確実な避難のため、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定する。
- (5) 避難場所、避難所の指定
- ア 指定と周知
 - (ア) 都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危機が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。
 - (イ) 避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。
 - イ 指定にあたっての注意点
 - (ア) 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
 - (イ) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
 - (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
 - (エ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。

- (オ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (カ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (キ) 避難所予定施設は、現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とすること。
- (ク) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等の災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (ケ) 避難所予定施設は、停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (コ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (カ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

【参考資料：資料編「避難場所・施設等一覧」】

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間休日でも直ちに施設を解錠できるよう、あらかじめ解錠者を定めておく。
- (イ) 避難所管理に当たる職員を、派遣できるよう整えておくこと。
- (ウ) 避難所開設の初動対応をするため、あらかじめマニュアルを策定しておく。
- (エ) 避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や非常食等を配置できる体制を整えておくこと。
- (オ) 避難所の開設、運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議して定める。

エ 福祉避難所の指定

- (ア) 障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設を予め指定する。
- (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設を指定する。
- (ウ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めておく。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制の整備

- (ア) 市民へ避難に関する情報伝達を迅速に行えるよう体制の整備に努める。
- (イ) 国、県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難先で必要な情報や支援及びサービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

- イ 広域避難の受け入れに備えた体制の整備
 - (ア) 他市町村からの避難住民の受け入れに備えるため、あらかじめ受け入れ可能施設を決定しておくよう努める。
 - (イ) 避難者への情報伝達や支援、サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。
- (7) 避難訓練の実施
 - ア 地震発生時に、自主防災組織ごとにあらかじめ定めた避難体制に従い、避難できるよう訓練を実施する。
 - イ 自主防災組織等と協力し、要配慮者の避難支援体制を重点に置いた訓練を実施する。
 - ウ 洪水・浸水予測、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所等やマップを活用した訓練を行う。

【参考資料：資料編「避難場所・施設等一覧」】

4 県の役割

- (1) 市民への防災に関する情報の提供
 - ア 地震に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及啓発を行う。
 - イ 県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて県民に提供する。
 - ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を市民に提供する。
- (2) 市の避難体制整備の支援
 - ア 地域の危険情報の市への提供
 - (ア) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。
 - (イ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域等を提供する。
 - (ウ) 雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。
 - イ 市による避難情報の早期発令、伝達体制整備の支援
 - (ア) 市が避難情報発令基準を策定するに当たり必要な情報を提供し、技術的な助言を行う。
 - (イ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難情報伝達に協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。
 - ウ 避難所等の確保への協力
 - (ア) 市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
 - (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。
- エ 市の避難体制整備の支援
 - 避難者及び緊急物資の運送に係る車輛の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。
- (3) 広域避難に係る調整
 - ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援
 - 市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や避難に必要な車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。
 - イ 広域避難の受け入れに備えるための市の体制整備の支援

他市町村民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受け入れ可能施設等を把握する。
ウ 大規模広域災害時に、市が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 国土交通省北陸地方整備局

市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

(2) 新潟地方気象台

報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、市民が地震から身を守るために必要な情報を随時提供する。

(3) 福祉関係者

民生委員・児童委員、介護事業者等は、市の避難支援プランの定めるところにより、協力できる体制を定めておく。

第22節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある要配慮者に対して、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じる。
- イ 要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体、社会福祉施設等（社会福祉施設・医療施設等）と市が協力し、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

(2) 降雪期の対応

避難行動要支援者宅の雪下ろしや除雪等の対応に備える。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2 市民・事業所等の役割

市民、事業所等は、相互に協力して次により要配慮者の安全確保を支援する。

(1) 市民、地域の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であり、日ごろから共助意識を持つ。

(2) 避難行動要支援者及び保護責任者

自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信を行う。

(3) 地域住民、自治会、自主防災組織等

市、防災関係機関、民生委員、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、地域社会全体で避難行動要支援者一人ひとり避難支援の個別計画を策定する等避難支援、安否確認の体制づくりを行う。

(4) 特殊教育諸学校、幼稚園及び保育園の役割

本節に配慮するほか、第2章第27章「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めによる。また、保育園はこれに準じる。

(5) 外国人関係団体の役割

所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行う。

(6) 事業所等の役割

障害者を雇用している企業等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図る。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものと

なるよう、定期的に更新する。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援プラン、避難勧告等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。

作成した避難行動要支援者名簿は、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- a 高齢者・・・75才以上の一人暮らし又は高齢者のみ世帯の者
- b 要介護認定者・・・要介護度3以上の者
- c 身体障害者・・・身体障害者手帳の種別が第1種の者
- d 知的障害者・・・療育手帳の判定がAの者
- e 精神障害者・・・精神保健福祉手帳を有し避難支援が必要と認められる者
- f 難病患者・・・特定医療費（指定難病）受給者のうち避難支援が必要と認められる者（名簿は県が保有）
- g その他・・・上記要件に該当しないが、これらに準ずるとして市長が認めた者

(イ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載するものとする。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部署で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県に対して情報提供を求めるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(エ) 避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、個人情報の保護に関する法律及び魚沼市個人情報保護条例に留意し、目的外利用の禁止、守秘義務が課せられていること等十分に説明し、適切な措置を講じる。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、

避難、誘導に際し、県警察、市消防本部、市消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難支援者等関係者等の安全確保

災害時には、避難支援等関係者本人とその家族の安全を確保した上で、可能な範囲で災害情報の伝達や避難支援を行うものとする。

ウ 避難所の設置・運営

指定避難所の設置、運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障害者に対する的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等の確保マニュアルの作成に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健、福祉サービスの提供体制の整備を図る。また、県や他の市町村等の応援の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に対応できるように、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等の体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急一時入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、パソコン、データ放送等の活用等を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア ニーズ把握、普及啓発等

在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災訓練等と関係機関の協働

防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

4 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市の要請により支援を行う体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

公営住宅等の確保体制及び市が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣する。

イ 保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力

して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設等への緊急入所など)等に対して支援する体制整備を図る。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援対策

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

5 防災関係機関の役割

(1) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等

要配慮者の状況把握や地域の共助意識の醸成を図る。

(2) 介護保険事業者及び社会福祉施設等

施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

第23節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品は、市民（家庭・事業所・学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、県及び関係機関等と相互提携により必要となる物資等を緊急調達する。
- ウ 物資等の備蓄目標を定めるとともに、関係機関との協定等により災害時における物資の確保計画を定める。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮する。
- イ 高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

(3) 降雪期の対応

- ア 輸送の困難を想定し、物資等を可能な限り各地区の第2次避難所、福祉避難所予定施設に備蓄するよう配慮する。
- イ 避難所予定施設等の管理者と協力して、採暖用及び調理用の熱源器具と燃料の備蓄に努める。

(4) 夏季における対応

夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、家族の3日分程度、できれば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。
- イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要とする者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。
- カ 自治会や自主防災組織等は、第1次避難場所の近傍に採暖用及び温食調理用の熱源器具と燃料を備蓄し、第1次避難所へ早期の設置ができるよう整備する。

(2) 事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要な物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 市・県の備蓄分担割合に基づき、避難所などの被災者の備えとして、食料及び寝具、被服、日用品等の生活必需品の備蓄を行う。
- イ 高齢者、障害者及び乳幼児等の災害弱者に配慮した物資等の備蓄を行う。
- ウ 寒冷期に備え、採暖用及び温食調理用の熱源器具と燃料の備蓄を行う。
- エ 発電機等は災害時の必需品であるが、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、公的備蓄を行う。
- オ 備蓄場所については、降雪期の輸送困難な状況を考慮し、第2次避難所、福祉避難所予定施設と指定した公共施設を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。

【参考資料：資料編「食料・生活必需品等目標備蓄量」】

(2) 物資等の緊急調達及び輸送体制の確立

- ア 関係機関、事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織、ボランティアセンター等との協力体制を整備する。

(3) 災害備蓄に関する市民への普及啓発

- ア 家庭、事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。
- イ 地域の自治会や自主防災組織等へ第1次避難場所に物資等を備蓄するよう普及啓発する。
- ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 県の役割

(1) 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、県・市の備蓄分担割合に基づき、物資等を備蓄する。

(2) 物資等の緊急調達及び輸送体制の確立

県は他機関、事業者団体との災害時応援協定により市への物資等の提供、代理調達、輸送及び配布等の支援体制を整備する。

(3) 災害備蓄に関する県民への普及啓発

- ア 家庭、事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

- ア 非常用食料や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡を密にする。

(2) 災害協定締結団体

食料、飲料水、生活必需品等の物資及び発電機等の応急対策用資器材を備蓄し、市の要請に基づき応急対応ができるよう緊急配送体制を整備する。

【参考資料：資料編「第10章各種協定」】

第24節 学校の地震防災対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校（幼稚園・小学校・中学校）施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。また、当計画に基づき各学校の取組みを支援し、災害発生時に備えて連絡網を整備するとともに、各学校が作成すべき学校防災計画のモデルやマニュアルを示し、計画の実効性を高めるための指導を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策

学校防災計画の作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、特別な支援を要する生徒（園児・児童・生徒）の安全にも十分配慮する。

(3) 降雪期の対応

学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設、設備の整備に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

2 学校の役割

(1) 学校防災計画の作成

学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、市が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

- ア 予防対策 ①学校防災組織の再編 ②施設・設備等の点検・整備
③防災用具等の整備 ④防災教育の実施
⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備
- イ 応急対策 ①地震発生直後の児童・生徒等の安全確保
②避難誘導 ③生徒の安否確認
④被災状況の把握と報告 ⑤避難所開設・運営協力
⑥下校措置 ⑦教育活動の再開
⑧生徒の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校防災計画の作成や見直しについて検討し、又は、防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。また、地震発生時に対応する教職員の役割分担及び担当職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校施設、設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い危険箇所、破損箇所等の補強、補修を実施する。特に、生徒の避難時の危険防止のため、内壁、外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー、戸棚、塀の倒壊防止等、必要な措置を行う。

また、除雪を行い、避難路を確保しておくとともに雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておく。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒の名簿及び教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（園長・校長）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

なお、防災教育の実施にあたっては、生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料を活用する。

また、自然生活体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(ア) 事件、事故、災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、地震発生時に安全、迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な指導に終わることなく、地震発生時に沉着、冷静かつ的確な行動が取れるよう、実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、生徒に周知しておく。

ウ 中学校にあつては、地域社会の一員として、地域の防災訓練に積極的に参加させる。また、ケガ人等の応急処置についても訓練の一環に取り入れる。

3 市の役割

(1) 施設の耐震性の強化

建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改修に努める。

(2) 災害時の機能確保

地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 学校に対する支援、助言

市防災計画に沿って各学校の取組みを支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

4 県の役割

(1) 学校施設の耐震診断、改修等を行うよう助言、指導する。

(2) 県教育委員会は学校防災計画の策定又は見直しにあたって参考とすべきモデルやマニュアルを示し、取組みを支援する。

第25節 文化財の地震防災対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

また、文化財所有者に対しては、修理等を行い良好な保存環境の整備に努めるよう促す。

イ 適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導、助言を行う

(2) 降雪期の対応

降雪期においては、建物の避難経路を確保する。また屋根等の圧雪による崩壊の危険が高いことから、見回り等を定期的の実施し、危険を取り除くよう努める。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理、修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者、管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導、援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者、管理者に対して、日常の保存、管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

修理、保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及

び耐震診断等を実施する。

また、文化財所有者に対しても同様の対策を講じるよう周知、指導、助言を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者に対し、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存、展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくよう周知、指導、助言を行う。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者に対し定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくよう周知、指導、助言を行う。

(4) 防災訓練の実施

公開文化財について、地震発生時に入館者が安全迅速に避難出来るよう防災訓練を行う。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市並びに文化財所有者に対して、地震災害への予防措置等の指導、助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

市からの情報提供を得ながら、市並びに文化財所有者に対して、地震災害への予防措置等の指導や助言を行う。

第26節 ボランティア受入れ体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性、自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関との支援、協力体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

無雪地域からのボランティア支援については、活動の円滑性と安全性を考慮した受入れ体制の整備を行う。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前に指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、魚沼市社会福祉協議会と協議する。

【参考資料：資料編「災害ボランティア受け入れ施設」】

(2) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発

ア 防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

3 県の役割

県災害ボランティア支援センターへの協力体制を整備する。

4 関係機関の役割

(1) 魚沼市社会福祉協議会

災害が発生し、ボランティア活動が必要な場合は、市と協議し、県ボランティア本部の協力を得てボランティアセンターを設置する。

ア 災害ボランティアの受入れ計画の作成

(ア) 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

(イ) ボランティアセンターの運営計画の作成において市との協議を行う。

イ ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの支援体制を整備する。

(2) 市内NPO・魚沼青年会議所

ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

(3) 県災害ボランティア支援センター

新潟県庁内に設置し、被災状況の収集、各種団体の活動状況の情報交換のほか、支援資金や

災害ボランティアの受入れ態勢などの情報発信を行う総合窓口となるとともに、ボランティアセンター立ち上げの支援を行う。

第27節 市の業務継続計画

1 計画の方針

地震発生時における市の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市の役割

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

1 計画の方針

市内に大規模な地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、市は、国県をはじめとした防災関係機関と相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 市の災害対策本部等の種類

市は、地震が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく「災害対策本部」又は市の対応方針に基づく「対策本部」、「警戒本部」を設置する。

(2) 災害対策本部等の設置基準

ア 初動時の対応

市内で最大震度5弱以上の地震が発生した場合には、震度等の情報に応じて、災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく「災害対策本部」又は「警戒本部」を直ちに設置して、情報収集、提供等を開始する。

イ 情報収集後の対応

被害の状況等から、市長が必要と判断した場合には「災害対策本部」を設置し、被害が小さく各課等がそれぞれ対応する場合には、必要に応じて「対策本部」又は「警戒本部」を設置する。

[災害対策本部等の設置区分一覧]

初動時の情報	初動時の対応	情報収集後の対応
震度6弱以上	直ちに「災害対策本部」を設置	
震度5弱 又は5強	直ちに「警戒本部」を設置	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置
震度4	総務課を中心に各課等から情報収集を実施	2 被害が小さい場合 → 各課等で対応 (必要に応じて「対策本部」、「警戒本部」を設置)

(3) 災害対策本部等の組織・運営

市災害対策本部等の組織、運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。

なお、災害対策本部等の体制については、災害等の規模により本部長がその都度定める。

2 災害対策本部

(1) 市災害対策本部の設置

ア 設置の基準

市長は、次の場合に市災害対策本部（以下この項において「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置 基準	○市内地域において、地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合 ○市内地域において、震度6弱以上の地震による揺れが観測された場合
廃止 基準	○災害応急対策が概ね完了した場合 ○その他必要がなくなったと認めた場合

イ 設置及び廃止の通知

市長は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。また、秘書広報室を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市民に対しては、防災行政無線又は市ホームページ掲載等で周知する。

ウ 本部の設置場所

本部は、小出庁舎内に設置する。

エ 本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

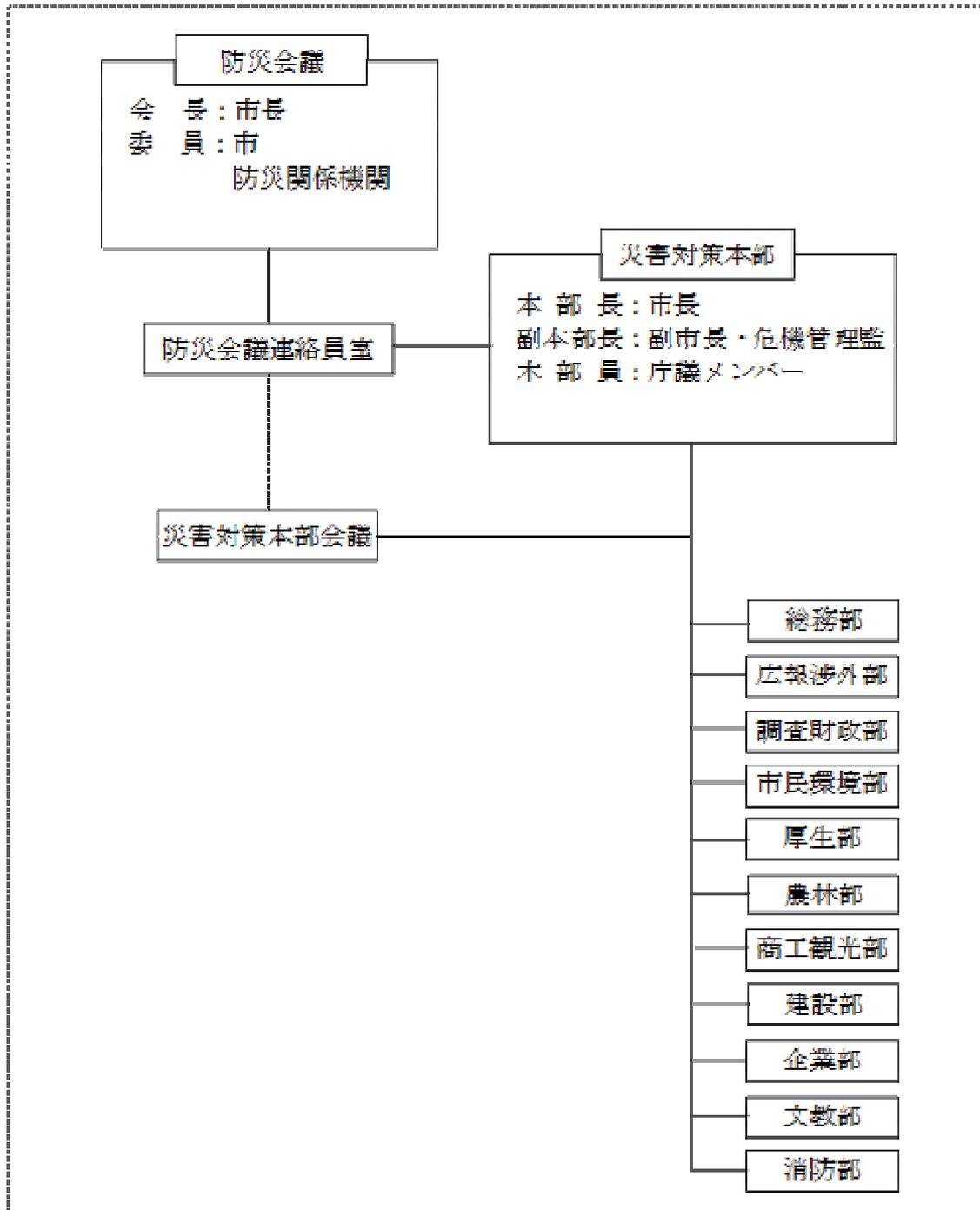
オ 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内放送又はメール等により行う。

カ 防災会議連絡員室の設置

- (ア) 本部が設置された場合は、防災会議連絡員室を本部又はその他の庁内会議室に設置する。
- (イ) 市防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

(2) 市災害対策本部の組織図



(3) 本部の組織、運営等

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（市長）が不在の場合は、次の順序により指揮命令を確立する。

・第1順位 副市長 ・第2順位 危機管理監 ・第3順位 総務課長

エ 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

オ 本部員

本部員の構成等は、災害対策本部規則に定めるところによる。

カ 災害対策本部各部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に応急対策業務を担当する部を置く。

(ア) 部長及び次長

- a 部長及び次長は、あらかじめ本部長が指名する。
- b 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- c 部長に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

(イ) 各部の組織等

- a 部に班を置き、班長、副班長及び班員で組織する。
- b 各班の班長、副班長及び班員は各部長があらかじめ指名する。
- c 各班の体制は、災害状況の推移に応じて整える。
- d 各班の主な分掌事務は、別表1のとおりとする。

ク 会議の開催

(ア) 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。
- c 協議事項等は、次のとおりとする。
 - (a) 本部の出動体制及び解除の決定に関すること
 - (b) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
 - (c) 避難の勧告又は指示に関すること
 - (d) 避難所の開設又は閉鎖に関すること
 - (e) 県及び他の市町村との間の相互応援並びに公共団体等に対する応援要請連絡に関すること

(f) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること

(g) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

(イ) 緊急対策会議

本部長は、災害対策に係る検討を行うため、必要に応じ緊急対策会議を招集する。

(ウ) 防災関係機関の合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、他の防災関係機関との調整及び情報共有を図るため、必要に応じ、他の防災関係機関による合同会議を開催することができる。

(4) 現地災害対策本部

本部長は、地震により局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地の分庁舎等に設置する。

イ 現地本部の組織

(ア) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 現地本部長は、本部長（市長）の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

ウ 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(5) 本部、現地本部、各部における職員応援

ア 本部

(ア) 全体の災害対応に必要な人員については、総務部が調整を行う。

(イ) 職員の応援は、主として小出庁舎を中心に行うこととし、それでも不足する場合は、各分庁舎に対して応援を依頼する。

(ウ) 市の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、県及び隣接市町に職員の派遣を要請し、応援を得るものとする。

イ 現地本部

(ア) 現地本部が置かれる分庁舎の本部員は、現地本部が災害初動時に実施する災害応急対策に協力するものとする。

(イ) 現地本部長は、現地本部組織全体をもって人員が不足するときは、災害対策本部の総務部長に応援を要請するものとする。

ウ 災害対策本部各部

(ア) 災害対応に必要な人員については、総務部が調整を行う。

(イ) 各部長は、各部組織全体をもって人員が不足するときは、総務部長に応援を要請するものとする。

3 対策本部

(1) 設置

市内で地震により災害が発生し、災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置には至らないものの、全庁的な対応が必要と市長が認めた場合には、市の対応方針に基づく「対策本部」、「現地対策本部」を設置する。

ア 名称は「〇〇対策本部」、「△△地区〇〇対策本部」とする。(以下、「対策本部」という。)

イ 設置者は市長とする。

ウ 設置場所は小出庁舎とする。

エ 対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに庁内及び関係機関に周知する。

オ 対策本部を設置又は廃止した場合は、秘書広報室を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市民に対しては、防災行政無線又は市ホームページ掲載等で周知する。

(2) 組織

組織の形態は、災害対策本部体制に準ずるものとし、災害等の規模により本部長がその都度定めるものとする。

(3) 所管事務

ア 地震の被害に関する情報収集及び分析、関係機関への情報提供

イ 応急対策の検討、調整、実施

ウ 関係機関との連絡調整

エ 報道機関への情報提供

オ その他地震対応に必要な事務

(4) 本部会議

地震に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、対策本部に本部会議を置く。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて警察等の関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼するものとする。

(5) 廃止

次の場合は対策本部を廃止する

ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合

イ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4 警戒本部

(1) 設置

市内で震度5弱若しくは5強の地震による揺れを観測した場合には、直ちに市の対応方針に基づく「警戒本部」を設置する。

ア 名称は「〇〇警戒本部」とする。(以下、「警戒本部」という。)

イ 設置者は危機管理監とする。

ウ 設置場所は小出庁舎及びとする。

エ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに庁内及び関係機関に周知する。

オ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、秘書広報室を通じて、直ちにその旨を報道機関に発

表するとともに、市民に対しては、防災行政無線又は市ホームページ掲載等で周知する。

(2) 組織

組織の形態は、災害対策本部体制に準ずるものとし、災害等の規模により本部長がその都度定めるものとする。

(3) 所管事務

- ア 地震による被害情報の収集及び分析、関係機関への情報提供
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 報道機関への情報提供
- エ その他地震対応に必要な事務

(4) 本部会議

地震に関する指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。
- イ 本部長は、必要に応じて警察等の関係機関職員に本部会議への出席を依頼する。

(5) 廃止

次の場合には、警戒本部を廃止する。

- ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合、又は市の対応方針に基づく対策本部が設置された場合
- イ 被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

5 県の災害対策本部との連絡調整

大規模な災害の発生等により県の災害対策本部が設置された場合には、市は、県の災害対策本部や地方本部と緊密な連絡調整を図り、応急対策を推進する。

6 防災機関の活動体制

市の防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

災害対策本部各部の構成及び分掌事務

部	班	分掌事務
総務部	統括調整班	災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。
		災害応急対策に係る総合進行管理に関すること。
		災害救助法及び県災害救助条例に関すること。
		避難情報の発信に関すること。
		復興計画に関すること。
		国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
		防災行政無線に関すること。
	情報収集・分析班	被害状況の収集、分析及び各部への情報提供に関すること。
		電気及び電話の被災並びに復旧状況の情報収集に関すること。
		緊急対策用通信手段の確保に関すること。
	総務班	各部の人員調整並びに職員の健康管理及び食料等に関すること。
		県内市町村への応援要請及び連絡調整に関すること。
		自衛隊の災害派遣に関すること。
事務分掌外事案に係る対応調整に関すること。		
広報渉外部	広報記録班	市民及び報道機関等への情報発信に関すること。
		災害の記録及び資料の収集並びに保管に関すること。
	渉外班	国県等への要望及び視察等の対応に関すること。
調査財政部	財政班	災害対策関係予算に関すること。
		市庁舎の電源確保に関すること。
		市有車両の集中管理及び緊急車両届等に関すること。
	家屋調査班	家屋等の被害調査に関すること。
		被災証明に関すること。
市民環境部	市民生活班	地域の被害状況の把握及び報告に関すること。
		公共交通機関との連絡調整に関すること。
		被災者との相談体制に関すること。
	救援物資班	被災者への炊き出しに関すること。
		救援物資等の受入及び提供に関すること。
	衛生廃棄物班	災害廃棄物の収集運搬及び処理に関すること。
		し尿の収集運搬、処理及び仮設トイレに関すること。
		防疫に関すること。
		愛玩動物の保護及び関係機関等との連絡調整に関すること。
		遺体の火葬及び埋葬に関すること。

災害対策本部各部の構成及び分掌事務

	出納班	義援金の受入及び管理に関すること。
厚生部	避難対策・生活再 建支援班	被災者生活再建支援に関すること。
		災害時要援護者の支援に関すること。
		義援金の配分に関すること。
		災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。
		福祉避難所の開設、管理及び運営に関すること。
		ボランティアに関すること。
		日本赤十字社との連携及び連絡調整に関すること。
	保健医療班	医療救護本部及び救護所に関すること。
		被災者の各種巡回相談及び心のケアに関すること。
		関係機関及び医師会との連絡調整に関すること。
農林部	農林農地対策班	農家等の支援に関すること。
		家畜の防疫及び農作物の病虫害防除に関すること。
		災害危険箇所の把握及び安全対策に関すること。
		農地及び農林業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること。
商工観光部	商工観光対策班	商工業者の被害調査及び支援に関すること。
		観光客の安全確保に関すること。
		被災者の入浴サービスに関すること。
		風評被害対策に関すること。
建設部	土木対策班	道路等の被害調査及び応急対策に関すること。
		災害危険箇所の把握及び安全対策に関すること。
		物資等輸送のための緊急輸送ルートを検討及び啓開に関すること。
	住宅確保対策班	応急仮設住宅等被災者用住宅に関すること。
		住宅の応急修理に関すること。
		宅地応急危険度判定及び建築物応急危険度判定に関すること。
企業部	ライフライン対策 班	上下水道及びガスの被害調査並びに応急対策に関すること。
		応急給水活動に関すること。
		代替エネルギーに関すること。
		関係機関等との連絡調整に関すること。
文教部	教育・避難所対策 班	避難所の開設、管理、運営及び避難者ニーズの対応に関すること。
		学校及び幼稚園との連絡調整に関すること。
		保育園及び保護者との連絡調整に関すること。
		所管施設利用者等の避難誘導及び安否確認に関すること。

災害対策本部各部の構成及び分掌事務

消防部	消防班	消防庁舎及び施設に関すること。
		消防職員の招集及び配置に関すること。
		消防団員の運用に関すること。
		消防応援部隊の運用に関すること。
		関係機関との連絡調整に関すること。
		災害状況の把握及び情報収集に関すること。
		医療機関との連絡調整に関すること。
		消防広報に関すること。
		気象、河川及び地震情報に関すること。
		消防車両及び資機材に関すること。
		消防部隊の運用に関すること。
		災害の警戒及び防ぎょ活動に関すること。
		人命救助及び行方不明者の捜索に関すること。
		避難勧告の伝達及び誘導に関すること。

第2節 市及び防災関係機関の地震配備体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 地震による被害を最小限に食い止めるため、災害発生時の迅速な初動対応に必要な職員の配備を実施する。
- イ 配備体制については、下記の配備基本方針をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

【地震配備基本方針】

配備体制区分	配備体制の内容
第1次配備体制 (震度4)	市管理施設、その他の公共施設、災害危険箇所等の緊急点検を実施し、被害の有無を確認して市長に報告する体制
第2次配備体制 (震度5弱)	・何らかの被害が発生していることを前提に、市民生活に影響を及ぼすおそれのある施設及び産業等への影響について各課・関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて応急対策を実施する体制 ・市管理施設、その他の公共施設、災害危険箇所等の緊急点検及び応急対応を行う体制
第3次配備体制 (震度5強～)	明らかに大きな被害が発生していることを前提に、全庁的な対応を実施する体制

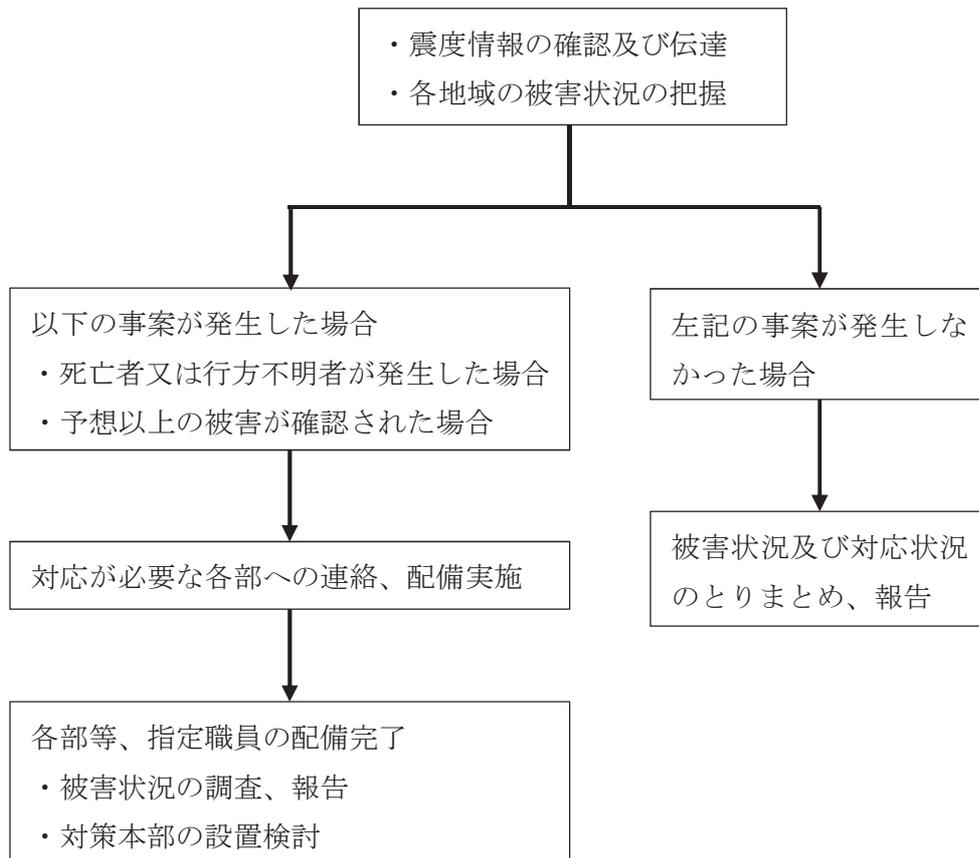
(2) 被災地及び降雪期の対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は、最寄りの分庁舎から防災行政無線や電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

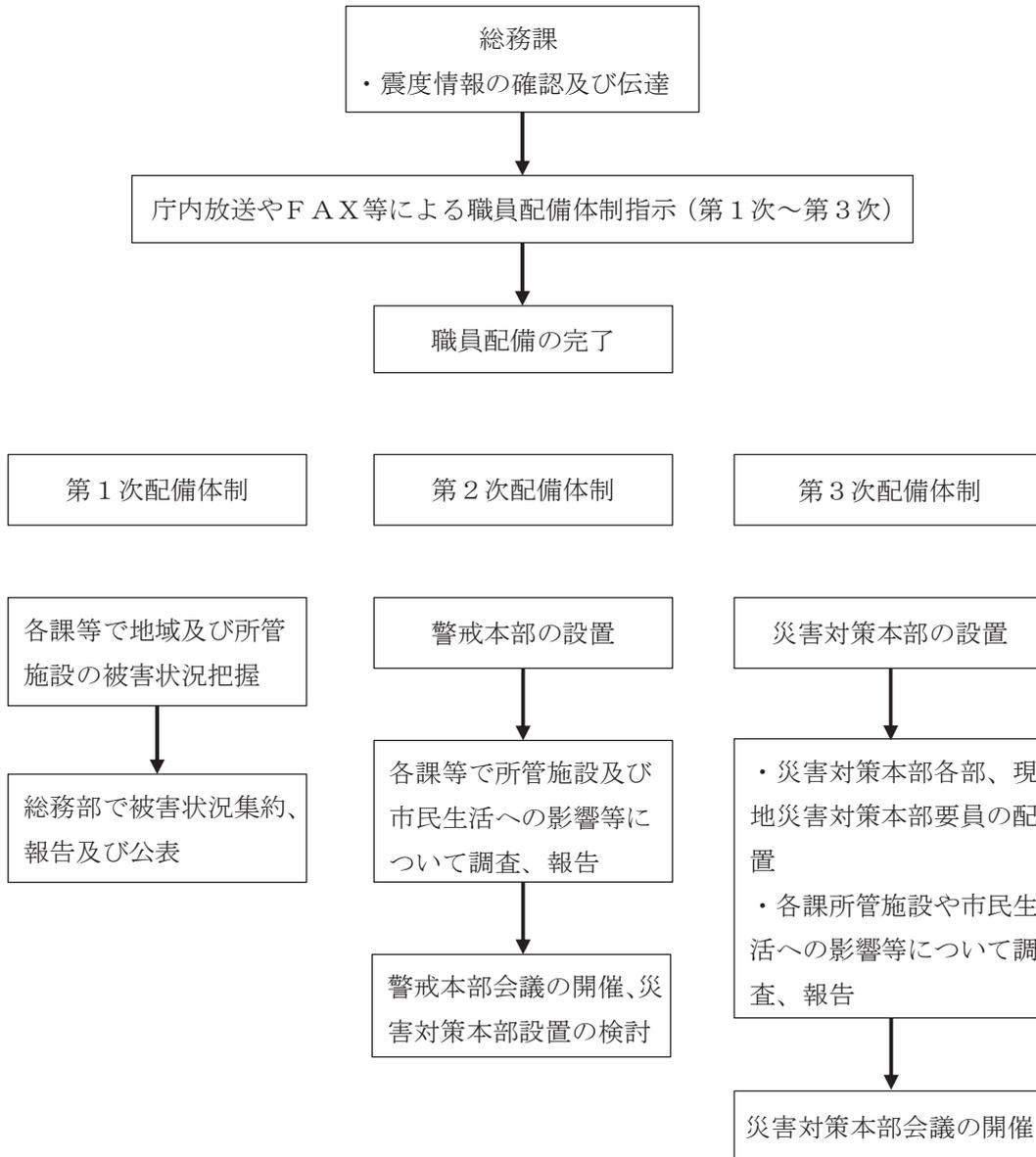
2 職員配備の体系

(1) 勤務時間における配備体系（初動対応）

ア 管内において震度3を観測した場合

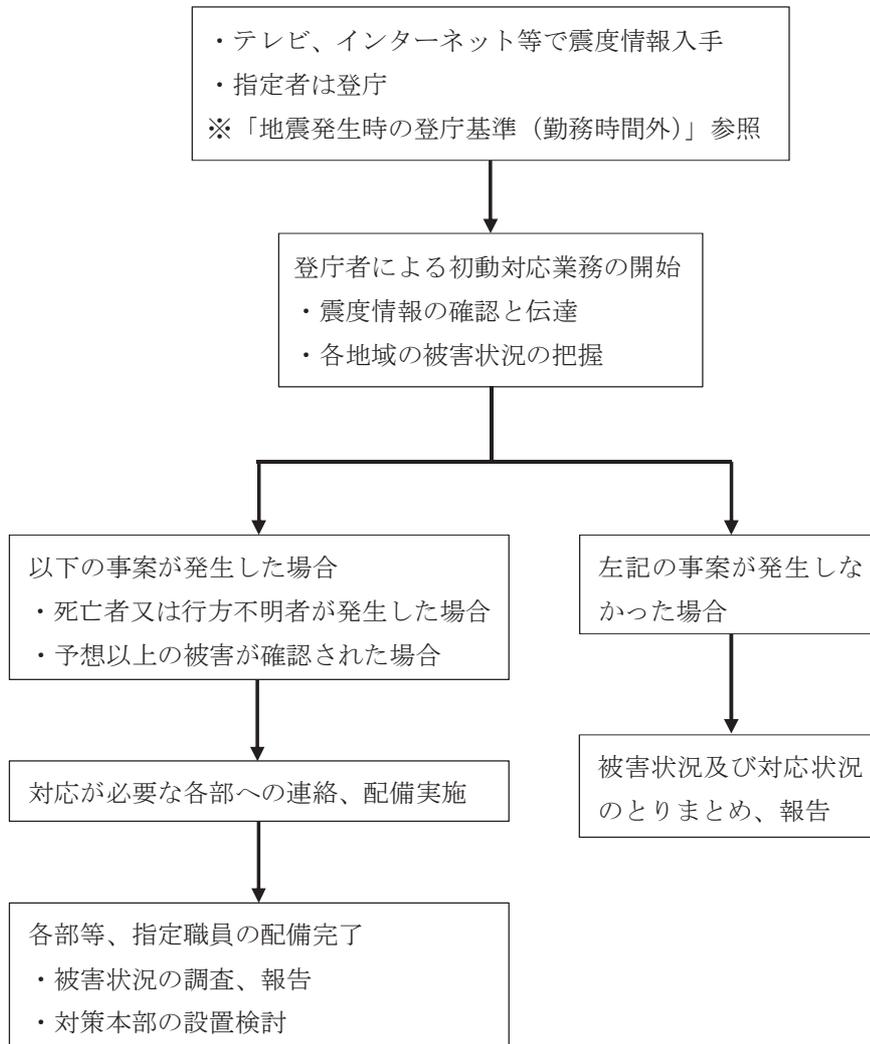


イ 管内において震度4以上を観測した場合

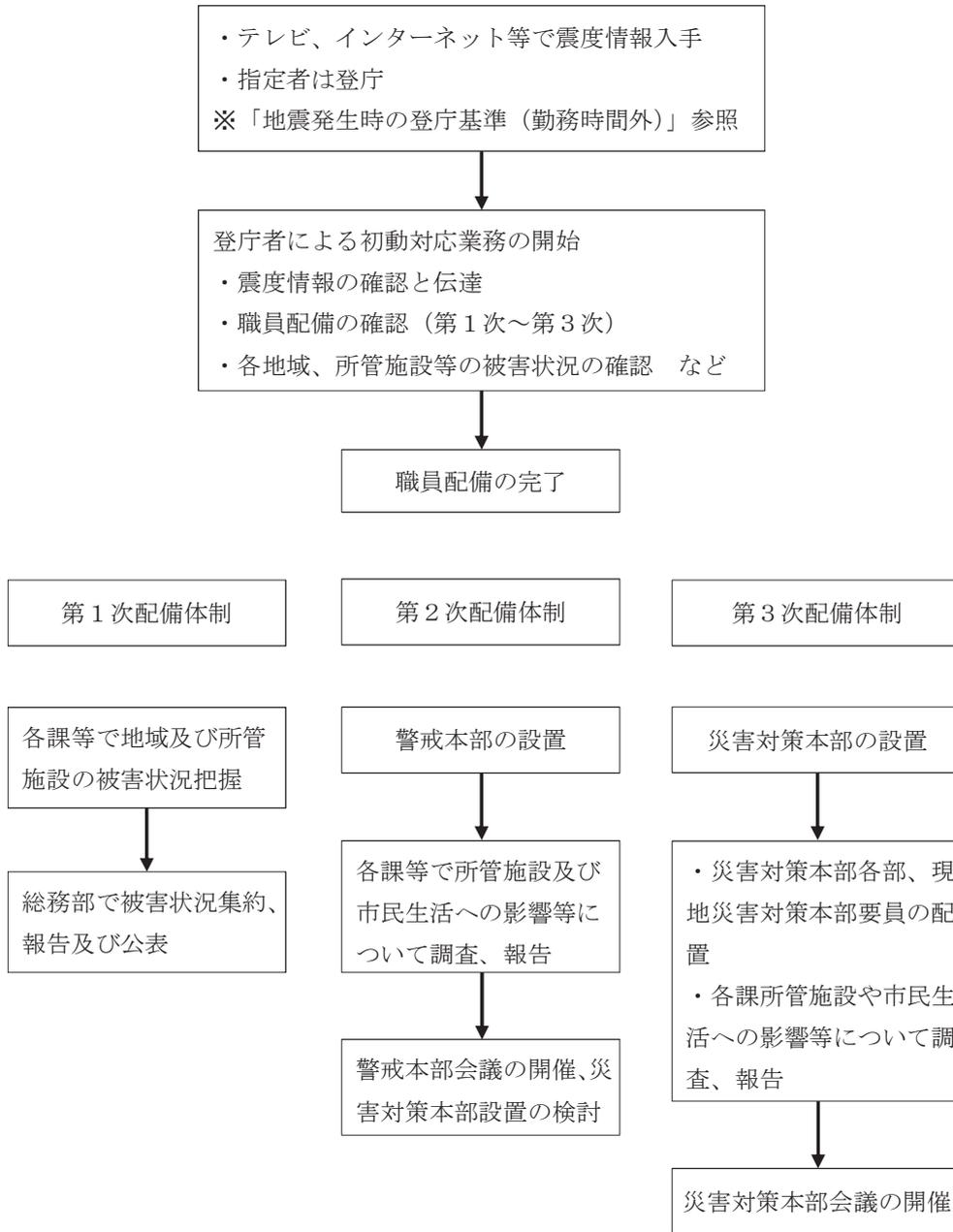


(2) 勤務時間外における配備体系

ア 管内において震度3を観測した場合



イ 管内において震度4以上を観測した場合



3 業務の内容

(1) 勤務時間における対応

ア 管内において震度3を観測した場合

総務課防災係内において被害状況等の照会及び取りまとめを行う。

イ 管内において震度4以上を観測した場合

総務課からの庁内連絡（小出庁舎・分庁舎）やFAX等により、各課長等は直ちに職員を警戒配備につかせ、被害状況の収集、市民生活への影響等の情報収集及び関係機関との災害関連情報の交換並びに必要なに応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

なお、管内に地震が発生した場合の配備基準については、別紙1の基準による。

(2) 勤務時間外における対応

登庁指定者はテレビ、ラジオ等で震度情報を入手・確認し、登庁する。

ア 管内において震度3を観測した場合

総務課員は、直ちに管内の被害状況の確認を行う。

なお、震度3にあっても、以下の事案が発生した場合は直ちに総務課長の指示を受け、対応が必要な各課等へ連絡のうえ、関係職員の配備を実施する。

a 災害による死亡者又は行方不明者が発生した場合

b 予想以上の被害が確認され、継続して警戒対応が必要な場合

イ 管内において震度4以上を観測した場合

登庁した職員は、速やかに各課等へ連絡のうえ地域や所管施設の被害状況の確認を行うとともに、消防・防災関係機関から被害状況等を収集する。総務課長は各課等の配備体制について検討を行い、対応が必要な各課長等に職員の配備を連絡する。配備連絡を受けた各課長等は、各課等の職員連絡網をもとに、必要な配備職員に対して登庁の連絡を行う。

4 防災関係機関の配備体制について

災害初動対応が必要な市防災関係機関の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定めるものとする。

(別紙1) 地震発生時の登庁基準

震度	配備体制	
	総務部職員登庁基準	総務部以外の各部職員登庁基準
3	前段階配備体制	
	1 総務課長 2 危機管理室長 3 危機管理係員	
4	地震第1次配備体制	
	1 総務課長 2 危機管理室長 3 総務管理室長 4 秘書広報室長 5 危機管理係員	1 各課等 〔1〕 課長等 〔2〕 室長等
5弱	地震第2次配備体制	
	1 総務課長 2 危機管理室長 3 総務管理室長 3 秘書広報室長 4 危機管理係員 5 各係2名程度	1 各課等 〔1〕 課長等 〔2〕 室長等 〔3〕 各班2名程度
5強以上	地震第3次配備体制	
	全職員小出庁舎へ登庁	全職員勤務庁舎へ登庁

- (注) 1 震度については、各庁舎で観測された震度を基準とするが市内の最大震度により、登庁基準とする。
- 2 職員配備体系は上記に順ずるが、各課長等は、配備に不足をきたさないよう配慮するものとする。
- 3 大きな被害発生が判明した場合は直ちに災害対策本部に移行するものとする。災害対策本部が設置された場合は、全職員登庁とする。
- 4 降雪期における地震発生時は、積雪等による被害発生が想定されるため、各部長等は配備に不足をきたさないよう配慮するものとする。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として魚沼市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て地震防災活動を実施する。

ア 災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、災害時の応援又は応援の受入のための体制を確立するものとする。

イ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

ウ 他の市町村との災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

(2) 要配慮者に対する配慮

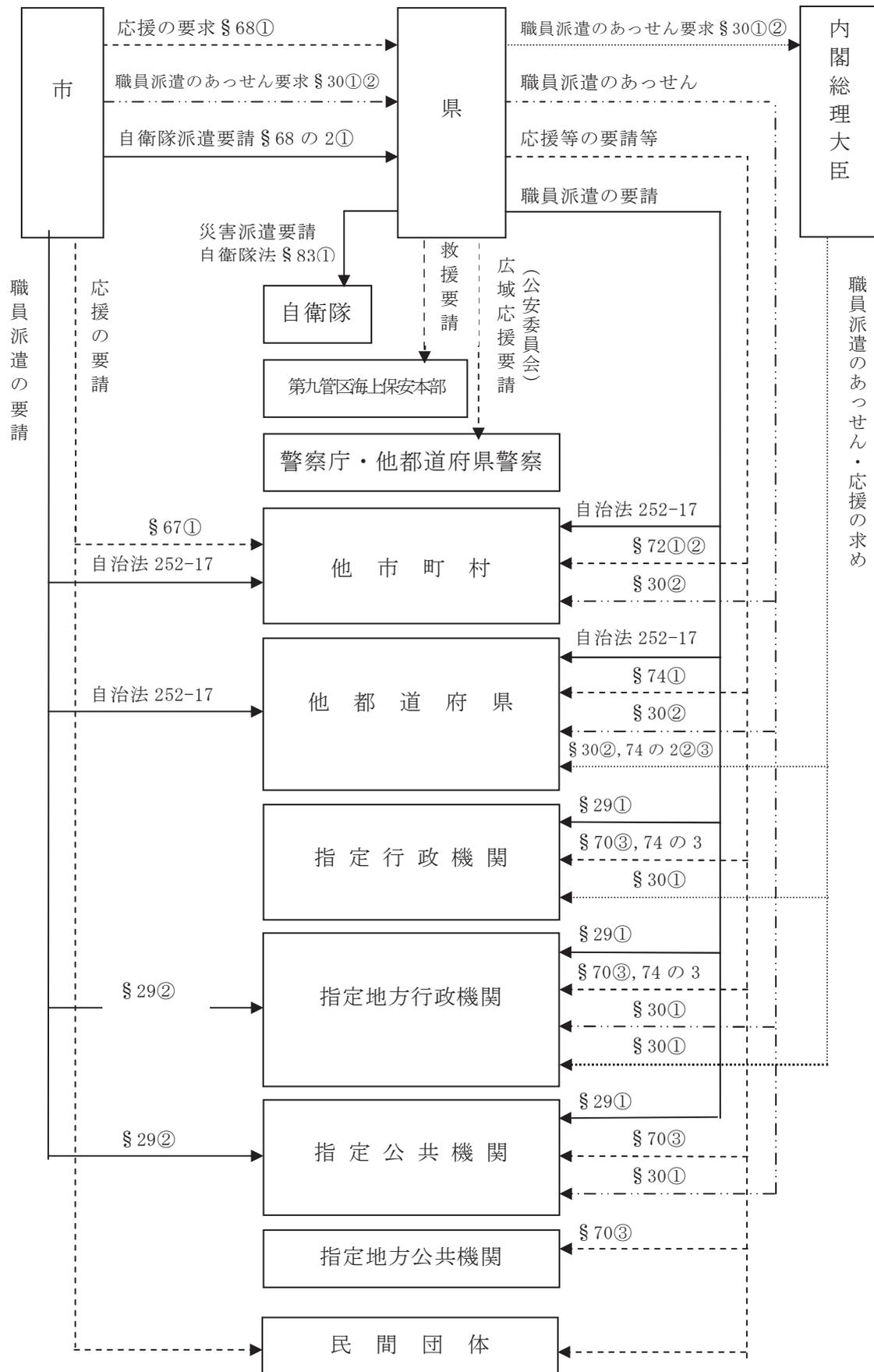
要配慮者の地震発生時における安全確保を図るため、消防団、自主防災組織等の防災関係機関との相互協力の下に、迅速な援護を実施する。

(3) 降雪期の対応

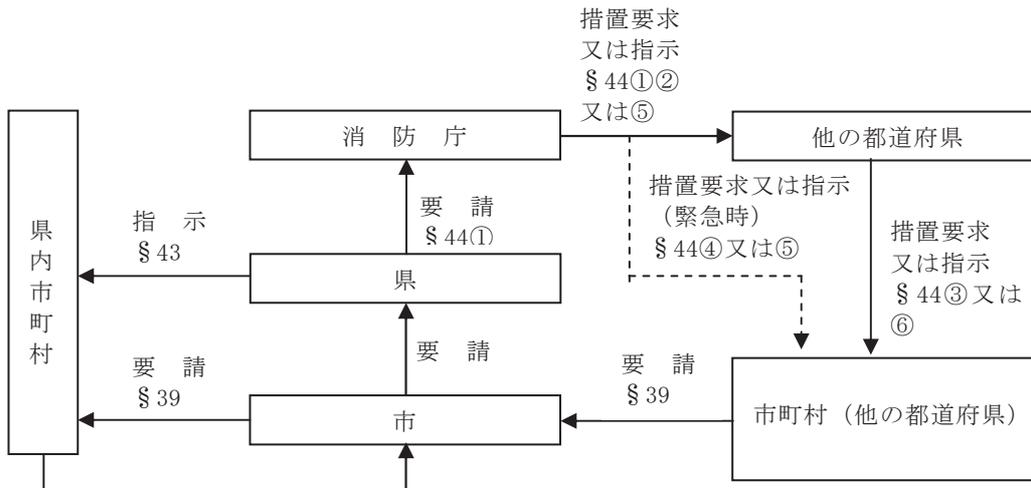
降雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入れ体制を確立するものとする。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 他市町村への応援要請 災害応急対策実施のために、必要があときは、他の市町村長に対し応援を求める。 (2) 県への応援又は災害応急対策実施の要請 災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 (3) 民間団体への応援要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 (4) 自衛隊の災害派遣要請の依頼 (5) 消防の広域応援	他の市町村長 知事 民間団体
県	(1) 他の市町村への応援の指示 被災市町村が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、必要な指示又は調整を行う。	他の市町村長

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>(1) 他の都道府県への応援の要請 県のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、当該協定締結先の県知事に対し応援を求める。</p> <p>(2) 全国知事会を通じた応援の要請 上記協定締結県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないときは、全国知事会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。</p> <p>(3) 指定行政機関等への応急措置の実施要請 県内における応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。</p> <p>(4) 民間団体への応援要請 県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。</p> <p>(5) 自衛隊に対する災害派遣要請 (6) 警察本部の応援要請（公安委員会） (7) 消防の広域応援</p>	<p>北海道・東北ブロック 協定締結県、群馬県、長野県、富山県、石川県、兵庫県 全国知事会</p> <p>指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長、 指定公共機関、 指定地方公共機関</p> <p>民間団体等</p>
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	<p>(1) 応急措置の実施要請・指示 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。</p>	<p>知事、市町村長、指定公共機関、指定地方公共機関</p>
指定公共機関及び指定地方公共機関	<p>(1) 指定行政機関の長等への応援要請 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。</p>	<p>指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市町村長</p>

※ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、とりあえず電話等で要請する。

ア 応援を必要とする理由

- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) 職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事若しくは他の市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>(2) 職員派遣のあっせんの要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは他の市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。</p>	<p>知事、他の市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関</p> <p>知事</p>
県	<p>(1) 職員の派遣要請 県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>(2) 職員派遣のあっせんの要請 県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員の派遣についてあっせんを要請する。</p>	<p>都道府県知事、市町村長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関</p> <p>内閣総理大臣</p>

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) 情報の収集・伝達・交換</p> <p>応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速的確にその状況を把握し、県及び他の市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。</p> <p>(2) 受入体制の確立</p> <p>県及び他の市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する</p>	

(4) 応援協定締結自治体等への応援及び職員の派遣

実施主体	内 容	協力依頼先
市	<p>(1) 支援体制の確立</p> <p>応援協定締結自治体や隣接の他の市町村において大規模な災害が発生した場合には、迅速に物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。</p> <p>(2) 情報収集</p> <p>応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。</p> <p>(3) 応援の実施</p> <p>収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、応援協定締結自治体等への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。</p>	

第4節 災害時の通信確保

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集、伝達手段の確保が重要である。市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の通信手段の状態を、自治会、自主防災組織、消防団、福祉ボランティアなどが確認を行い、被災による通信途絶を確認した場合には、通信の確保にむけて的確な対応を行う。

(3) 降雪期の対応

積雪寒冷期においては、通常よりも通信手段の確保が困難であることが予想されるため、衛星無線等の非常用の通信手段を確保する。

2 情報の流れ

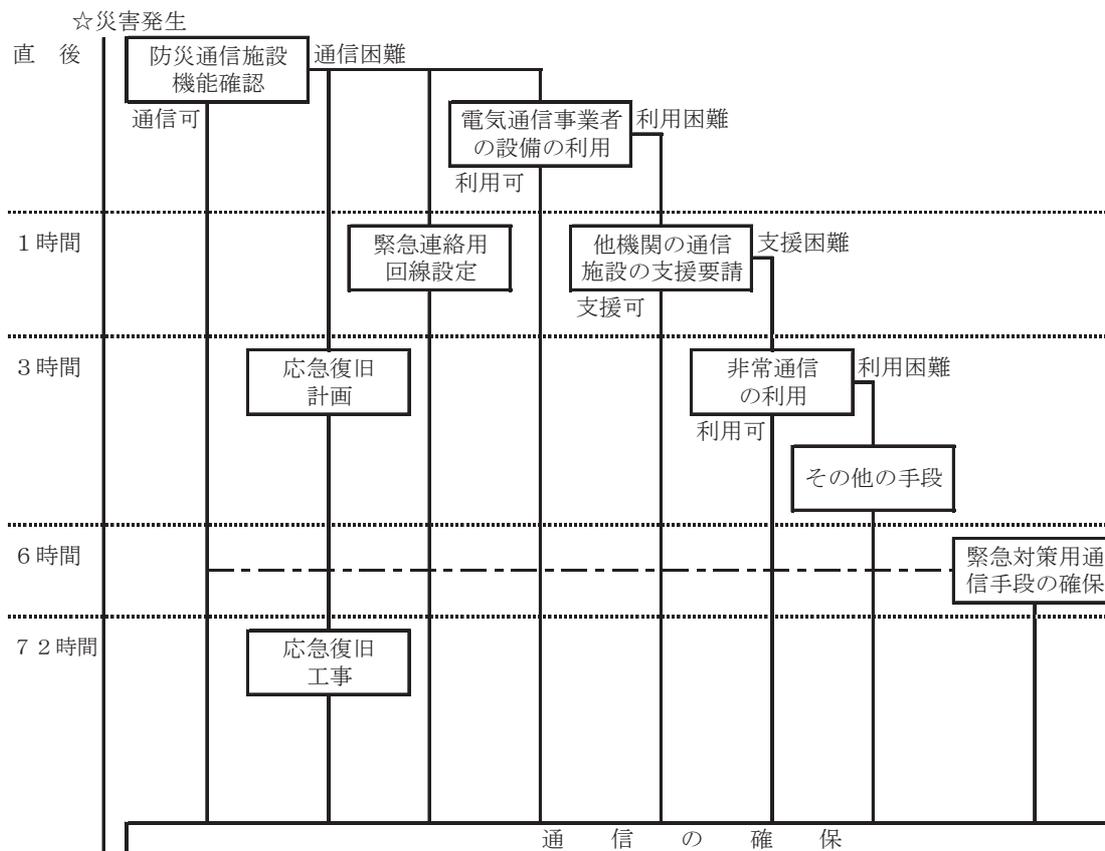
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	通信施設の状況、非常時に利用する通信手段の通知、通信手段確保の要請
市	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	通信施設の状況、復旧の見込み、非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害発生後 1 時間以内に各種通信施設の状態を確認する。 (2) 被災による通信の途絶を確認した場合、概ね 3 時間以内に市災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保する。 (3) 所管する防災行政無線設備（同報系・移動系）の状況を確認する。 (4) 所管する情報通信施設（ケーブルテレビ・総合行政システム・地域イントラネット・光ファイバーケーブル網・オフトーク）の状況を確認する。 (5) 所管する広報車の状況を確認する。 (6) 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	県防災行政無線設備設置機関
県	(1) 遠隔監視装置及び実通話試験により、新潟県防災行政無線の機能を確認する。 (2) 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	県防災行政無線設備設置機関

防災相互通信用無線設置機関	(1) 所管する通信設備の状況を確認する。 (2) 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。	
---------------	--	--

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 (2) 災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることの無いように、電話番号の秘匿に努める。 (3) 携帯電話、メール（インターネット・LGWAN等）を利用して通信を確保する。 (4) 東日本電信電話株式会社の孤立防止対策用衛星電話が設置されている箇所については、これを利用して通信を確保する。	電気通信事業者
電気通信事業者	(1) 市からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。	

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等
県	(1) 地域振興局に配備した衛星携帯電話を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 (2) 県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 (3) 電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、市災害対策本部との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
電気通信事業者、通信機器販売者等	(1) 市からの要請に基づき通信機器を貸与する。	

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 (2) 県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊

電気通信事業者、 防災関係機関等	(1) 市からの要請に基づき通信の仲介または通信支援を行う。	
---------------------	--------------------------------	--

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。 (2) 所管する情報通信施設（ケーブルテレビ、総合行政システム、地域イントラネット、光ファイバーケーブル網、オフトーク）の被災状況を基に復旧計画を策定する。 (3) 所管する広報車の被災状況、代替車の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
防災関係機関	(1) 各々が所管する通信設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 (2) 非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会 構成員	(1) 市の要請に基づき通信の仲介をする。	

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 (2) 何れの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	(社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部
(社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部	(1) 市からの要請に基づき通信の仲介をする。	

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
防災関係機関	(1) 復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。 (2) 所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 (3) 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	通信事業者、防災関係機関等
県	(1) 利用可能な通信手段の情報を市に提供する。	通信事業者、防災関係機関等
通信事業者、防災関係機関	(1) 市からの要請に基づき利用可能な通信機器を貸与する。	

第5節 被災状況等収集伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

一定の震度以上の地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。市は、収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、県、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って情報の共有化を図る。

また、国、県、その他の防災関係機関と相互に情報の疎通の体制を整備する。

(2) 要配慮者に対する配慮

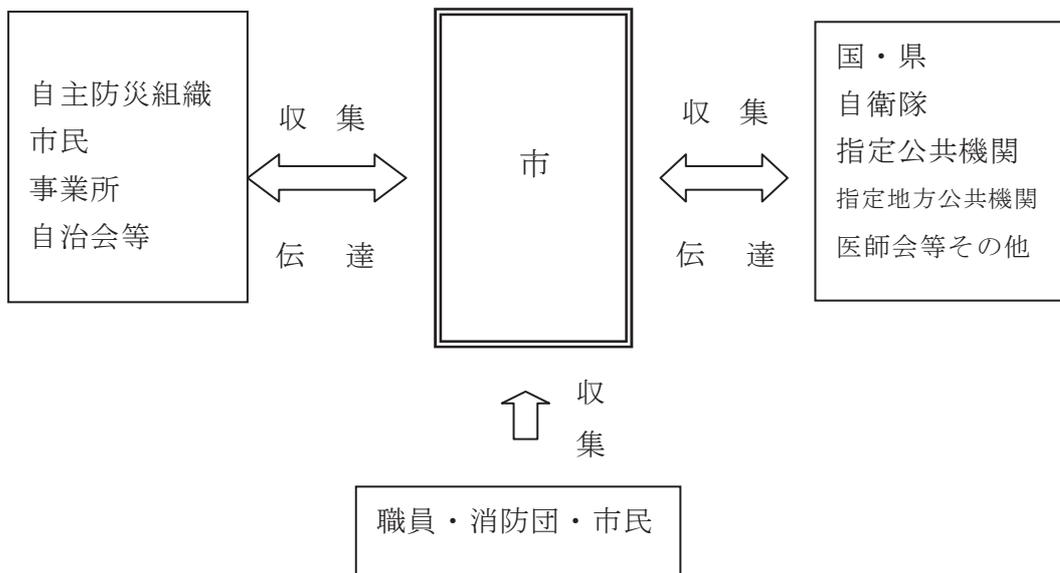
要配慮者に対する情報伝達として、自治会、自主防災組織、消防団、福祉ボランティアなどによる避難誘導體制の整備を進めるとともに避難所における職員の配置、文字情報提供などにより配慮する。

(3) 降雪期の対応

災害の発生時期によって、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪寒冷期においては、避難時の携帯ラジオの携行を勧め、また、孤立が予想される集落においては、衛星無線及び非常電源の設置等の非常用の通信手段を確保する。

2 情報の流れ

(1) 情報収集伝達系統



(2) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自主防災組織、自治会、市民、事業所等	市、消防機関、県警察等	地域の状況、被害状況等
市、消防機関	県、県警察、防災関係機関、報道機関	同上
県、県警察	国、防災関係機関	同上

(3) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国、県	市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
防災関係機関、報道機関	市・市民等	同上
市、消防機関等	自主防災組織、自治会、市民等	同上
自主防災組織、自治会、市民等	市民等	同上

3 業務の体系

第1次被害情報等の収集、伝達

- ・ 市職員の巡回等による被害状況の収集
- ・ 市民、自主防災組織、自治会、消防団等からの被災情報等の収集
- ・ 県、防災関係機関（地域指定公共機関等）からの被災情報の収集及び収集情報の伝達
- ・ 同報系無線による市民への第1次情報の伝達

一般被害情報及び応急活動情報の把握、伝達

- ・ 市職員、消防機関、県警察、自主防災組織、自治会、市民、防災関係機関による被害状況の把握
- ・ 県、防災関係機関への報告及び伝達
- ・ 応急対策活動状況、災害対策本部、避難所の設置状況等の市民等への広報

市民、自主防災組織、自治会、事業所等への伝達及び広報

- ・ 同報系無線及び広報車等による避難、救助活動、応急対策情報の広報
- ・ 報道機関等への情報伝達、報道要請による広報

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。 (2) 情報収集にあたっては、課別に担当区域を定め情報収集にあたるとともに、消防団、自主防災組織、自治会等からの情報を収集する。 (3) 国、県、防災関係機関への通報、応援要請など情報伝達体制を確保する。 (4) 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 人的被害状況（死亡者・傷病者） ウ 避難行動要支援者の安否確認情報 エ 家屋・建物の被害状況（全壊・半壊・一部損壊） オ 避難勧告・指示、避難所設置の状況 カ 交通機関の運行及び道路交通の状況 キ ガス、水道、電気等の生活関連施設の運営情報 ク 防災関係機関の注意情報発表時の応急対策の実施状況 ケ 情報の変容、流言等の状況 コ 住民生活・社会経済活動等の状況	消防団、自主防災組織、自治会等
県	(1) 震度4以上の市町村、消防本部及び警察本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 (2) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 (3) 必要に応じて市に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。	市町村、消防本部、警察本部、自衛隊、北陸地方整備局
防災関係機関	(1) 各防災関係機関において、業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。	

(2) 連絡体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害対策本部及び現地対策本部の役割分担 ア 第1次情報の収集は、各庁舎単位に行い地区の情報をとりまとめ、速やかにか本部に伝達するとともに双方緊密な連絡体制を図る。	消防団、自主防災組織、自治会等

	<p>イ 同報系防災無線拡声器による市民等への情報提供及び広報車（職員）による広報は災害災害本部が行う。</p> <p>ウ その他、住民生活に関連した情報の収集及び伝達は、災害対策本部各部が連携して行う。</p> <p>(2) 市民等への連絡対策</p> <p>ア 同報系防災無線拡声器による情報の提供</p> <p>イ 広報車による情報の提供</p> <p>ウ 緊急速報メールによる情報の提供</p> <p>エ 報道機関の協力を得たテレビ・ラジオ視聴による情報提供</p> <p>※ 住民への情報提供の内容については、第3章6節「広報計画」による。</p> <p>(3) 国・県・防災関係機関への連絡対策</p> <p>ア 県防災行政無線（衛星系）、防災優先電話、ファックス等可能な通信伝達方法による情報の伝達</p> <p>イ 職員の相互派遣による情報伝達</p>	
<p>県</p>	<p>(1) 自衛隊、国行政機関（消防庁震災等応急室、厚生労働省災害救助・救援対策室）に被害状況を連絡する。</p> <p>(2) 収集した災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。</p>	
<p>防災関係機関</p>	<p>(1) 各防災関係機関において、業務計画に定める被害状況収集伝達体制により被害状況を市に伝達する。</p>	

第6節 広報計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、地震に関する情報を積極的に収集し、避難救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保し民心の安定を図るとともに、救援、復旧活動に対する協力を仰ぎ、社会的関心を喚起する。また、災害で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

(2) 要配慮者に対する配慮

高齢者、障害者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫するとともに、視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

(3) 降雪期の対応

雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう、多様な広報手段を活用する。

2 業務の体系

1 地震発生直後 ↓	地震発生情報の伝達	震源、規模、各地の震度（冷静な行動、避難の呼びかけ等含む）
	※市長の緊急宣言	防災行政無線を通じ、緊急宣言
	被害状況速報の発表	職員等の調査結果
2 応急対策初動期 ↓	被害詳報の発表	人的、物的被害の数量、安否、避難状況
	※市長の状況説明	防災行政無線を通じ、被害と対策の状況を説明、市民の協力を要請
3 応急対策本格稼働期 ↓	生活関連情報の広報	衣食住、医療等生活維持情報
	被害規模・金額発表	損害金額等の全体的な集計結果
	復旧状況・見込み報告	教育、ライフライン、交通、公共施設等に関する情報
	※市長の復旧方針説明	復旧計画の方針等、今後の見通しを説明
	生活再建関連の広報	

※は必要に応じて実施

3 業務の内容

(1) 地震発生直後

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 危険地域の市民に広報車、防災行政無線、新潟県総合防災情報システム及び公共情報commonsによる情報伝達者（放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者等）への情報提供等により避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 (2) 市消防団、自主防災組織等と協力して、情報を漏れなく伝達する。 (3) 自主防災組織及び自治会等からの相談、要望等の受け付け (4) 被災者のための相談窓口の設置 (5) 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、防災行政無線を通じて、緊急事態宣言を行う。	消防団 自主防災組織
報道機関	(1) 直ちに被害状況を放送し、市民及び防災関係機関等の事態の把握を支援する。	

(2) 災害応急対策初動期

実施主体	広報事項	
市	(1) 市民に対する避難勧告 (2) 避難所の開設等 (3) 医療、救護、衛生及び健康に関する情報 (4) 給水、炊き出しの実施、物資の配給 (5) 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、防災行政無線を通じて、被害の状況、県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等をわかりやすく市民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。	
県警察	(1) 災害に乗じた犯罪の抑止情報 (2) 交通規制情報 (3) 市から要求があった場合等の避難指示広報	
ライフライン関係機関	(1) 被災による使用不能状況 (2) 使用可能の場合の使用上の注意等 (3) 利用者相談窓口の開設	
公共交通機関	(1) 被災による不通区間の状況、運休、運行、運航のとりやめ (2) 臨時ダイヤ等	

(3) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	(1) 消毒、衛生、医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 (2) 小中学校の授業再開予定 (3) 仮設住宅への入居 (4) 災害の復旧計画の方針、今後の見通し等を防災行政無線、インターネット等を通じて市民にわかりやすく説明する。	
ライフライン 関係機関	(1) 復旧見込み (2) 災害時の特例措置の実施状況	

(4) 復旧対策期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	(1) 罹災証明の発行 (2) 生活再建資金の貸し付け (3) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 (4) その他生活再建に関する情報	

第7節 市民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 地震発生時は、市民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震による被害から身を守り、危険な建物、場所から避難する。
- イ 二次災害の危険がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難情報（準備情報・勧告・指示）を発令し二次被害による人的被害発生を防止する。
- ウ 避難情報が発令された場合は、自主防災組織等の単位で行動し、避難誘導や避難地での生活に際し、要配慮者等に配慮するものとする。
- エ 避難情報が発令されない地域の市民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合、市が定める指定緊急避難場所へ避難する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、自主防災組織、民生委員、消防団、福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難、誘導を行うとともに、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
- イ 情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者は、地域住民や自治会、自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検し、市民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

(3) 降雪期の対応

- ア 避難所における暖房器具等の確保を図るとともに、確実な通信手段を確保し、避難情報等の伝達を行うものとする。特に積雪により避難行動に制約を受けるため、避難行動要支援者の避難支援について、自主防災組織等の協力を求めるものとする。
- イ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根からの落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、自主防災組織等による捜索、救助活動を強化する。

(4) 広域避難への対応

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、避難者の受入れについて他の市町村と協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

2 情報の流れ

(1) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	市、市消防本部、警察	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ

県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容
	総務省消防庁 報道機関 国民	避難情報の発令状況、被害状況の集約、公表（県ホームページ等）

(2) 救助活動（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	自治会（自主防災組織）、市民等	指定避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報、警戒区域の設定情報
県	市	震度情報、避難の判断材料情報、活動範囲、部隊規模、受け入れ態勢
自治会、市民	その他の被災地域	支援体制

(3) 緊急時情報の伝達方法

	情報収集・伝達方法
地震情報の収集	(1) 県防災行政無線、県警察、防災カメラ、気象情報システム (2) ラジオ、テレビ等報道機関
市民への情報伝達	(1) サイレン、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

- 1 時間以内 屋外退避、危険地域からの自主避難
↓ 要配慮者の把握及び避難誘導支援
3 時間以内 指定避難所への避難、避難勧告、避難指示の発令
↓ (必要に応じて警戒区域の設定)
72 時間以内 要配慮者の移動

4 業務の内容

(1) 避難誘導・救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、事業所等	(1) 自主避難及び自主防災組織等による要配慮者の把握及び避難誘導、救助要請 (2) 火災防止、初期消火 (3) 指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡 (4) 不特定多数が利用する施設の利用者の避難誘導、避難場所の提供、避難活動の協力	
市	(1) 避難地、避難所運営に関する窓口 (2) 指定避難所の開設と運営、被害状況の収集	指定避難所設置者、自主防災組織、消

	(3) 指定避難所以外への避難者の状況の確認 (4) 警戒区域の設定 (5) 情報の提供と発信 (6) 自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	防、県警察等
県	(1) 被害状況の把握及び関係機関への情報伝達 (2) 自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要請 (3) 管理施設の避難所開放 (4) 要配慮者のケアについて、受入施設の提供、人員の派遣等の市への支援 (5) 孤立市民のヘリコプター等による輸送 (6) 避難者及び緊急物資の運送に係る車輛等の確保	報道機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、警察本部等
防災関係機関	(1) 避難状況の収集及び緊急通報への対応 (2) 広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	県警察、市消防本部

(2) 勧告又は指示等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 市民等への伝達と避難の指示 (2) 避難の広報、避難誘導 (3) 避難路の安全確保及び指定避難所の開設 (4) 報道機関、市消防本部、県警察等関係機関への連絡	報道機関 市消防団、県警察
県	(1) 避難指示、勧告等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 (2) 関係機関に災害派遣等を要請 (3) 応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、国土交通省、警察本部等
防災関係機関	(1) 避難勧告、指示地域からの避難誘導 (2) 交通規制の実施 (3) 犯罪予防	県警察、市消防本部

5 避難勧告・避難指示等の実施基準等

市長は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合、避難の勧告、指示を行うとともに、必要に応じて関係機関に市民の避難誘導への協力を要請する。なお、市長が避難の勧告及び指示を行うことができないとき、あるいは市長から要求があたるときは、下表のとおり警察官等が避難の指示を行う。

(1) 勧告又は指示の実施者

区 分	実 施 者	根 拠 法 令
勧 告	市 長	災害対策基本法第60条
指 示	市 長	災害対策基本法第60条
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条

	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事又はその命を受けた職員	水防法第22条及び地すべり等防止法第25条

(2) 勧告又は指示の基準

- ア 地震による火災の拡大等により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- イ 地すべり等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
- ウ その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

(3) 勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示を実施するときは、避難対象となる市民に対し、次の事項を明確にして勧告又は指示を行い市民の円滑な協力を得るように努める。

- ア 避難対象地域
- イ 避難理由
- ウ 避難先及び所在地
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等（火災盗難の予防、携行品、服装等）

(4) 勧告・指示の伝達

勧告、指示の伝達は、以下の方法で実施する。

- ア 関係機関は、サイレン、警鐘、無線、標識、拡声器、緊急速報メール及び広報車等利用可能な広報手段により伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。
- イ 要配慮者等災害弱者への勧告又は指示に当たっては、市消防団、自治会組織等を通じて確実に伝達する。
- ウ 総務部は、避難勧告等が発令されたときは、新潟県総合防災情報システムにより県に報告するとともに、システムの一斉FAX機能により、新潟県緊急情報連絡会規約（平成17年12月8日施行）に基づく同連絡会の構成団体である次の放送事業者に対し情報伝達する。情報提供を受けた放送事業者は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、市民への情報伝達を行うよう努めることとしている。なお、システム障害等が発生した場合は、FAXにより情報伝達する。

構成団体の放送事業者	電 話	F A X
NHK新潟放送局	025-265-1141	025-265-1145
BSN新潟放送	025-267-3469	025-267-4410
NST新潟総合テレビ	025-249-8900	025-249-8881
TeNYテレビ新潟放送網	025-283-8152	025-283-8159
新潟テレビ21	025-223-7009	025-223-8628
エフエムラジオ新潟	025-246-2314	025-245-3399
新潟県民エフエム放送	025-240-0211	025-246-5185

※上記電話・FAX番号は、緊急時専用の番号のため、通常の報道機関への広報、連絡等に使用しないこと。

(5) 避難勧告・指示の解除

市長は、避難の必要がなくなつたと認めるときは速やかに関係機関と協議のうえ、避難している市民等に対して直ちにその旨を公示する。

(6) 避難の開始

ア 災害発生後又は二次災害の発生のおそれのある場合は、自治会や自主防災組織等の単位で一団となつて指定避難所に避難するものとする。この場合、要配慮者等を優先する。

イ 避難に際しては、自主防災組織を中心に助け合うとともに、安全に行動できる服装とし、集団行動をとるとともに、携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめる。

(7) 避難の誘導

ア 県警察、防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。

イ 緊急時の一時避難については、行政による誘導がない場合でも、安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織単位で訓練を重ねておくものとする。

ウ 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた安全な方法により児童生徒、入院患者、施設入所者等を避難誘導する。

エ 誘導の順序は、要配慮者を優先する。なお、市は在宅の援護を要する者の情報を基に施設受入れの調整を行う。

(8) 移送

自力で避難できない避難者を確認した場合は、防災関係機関の協力を得て車両、ヘリコプター等で移送する。また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、県警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送するものとする。

(9) 報告等

ア 知事への報告

避難勧告、指示を行ったとき若しくは解除したとき又は県警察等から避難勧告、指示を行った旨の通知を受けたときは速やかに知事に報告する。

イ 関係機関への連絡

避難勧告、指示を行ったとき又は解除したときは、必要に応じ県警察等の関係機関にその旨を通知する。

第8節 避難所運営計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 地震発生後、避難者の救助・収容が必要な場合は速やかに指定避難所を開設し、避難所運営マニュアルに沿って円滑な避難生活が送れるように運営する。
- イ 地域住民、自主防災組織、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て、指定避難所を開設・運営するものとし、避難者は、相互扶助の精神により自主的に秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- ウ 運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い等に十分に配慮することとし、安全、保健、衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
- エ 避難所は、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。

(2) 要配慮者への配慮

- ア 情報伝達は音声と掲示を併用し、手話、外国語通訳者の配置など、要配慮者避難者の情報環境に配慮するとともに、地域の事情に不案内な外来者等については道路状況等の必要とされる情報提供を行う。
- イ 保健師、看護師の配置、巡回により避難者の健康管理に努め、通常の避難所での生活が困難と判断される要配慮者には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所を勧めるものとする。
- ウ 福祉施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図るとともに、障害者、高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(3) 降雪期の対応

全避難者を収容する施設を確保するものとし、避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。なお、避難所においては暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所配置職員	市	避難者数、ニーズ
市	県	避難所、避難者数、ニーズ
	市ボランティアセンター	
県	国、関係機関等	避難状況、支援供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県	支援供給情報
県	市	
市	避難所	

3 業務の体系

☆地震発生

0～3h	指定避難所開設
～6h	避難者の状況把握
～12h	外部からの応援受入開始
～24h	避難行動要支援者の移動
～3日	避難所の拡張・充実
3日～	避難者サービスの充実
7日～	避難所の集約化
～2ヶ月	避難所の解消

4 業務の内容

(1) 地震発生後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
指定避難所予定施設の 管理者	(1) 指定避難所予定施設の安全確認（～3h） (2) 指定避難所の開錠 (3) 指定避難所開設作業への協力	
市	(1) 指定避難所開設（～3h） ア 福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ イ 管理運営責任者及び職員配置 ウ 避難所開設報告 エ 施設の安全確認 (2) 避難者の状況把握（～6h） ア 避難者数・ニーズの把握、報告 イ 避難所備蓄物資の確認 ウ 避難行動要支援者の把握と初期的な対応 (3) 外部からの応援受入開始（～12h） ア 応援受入れ連絡窓口の設置 イ 避難所運営応援職員の受入 ウ ボランティアの配置 エ 食料、生活必需品提供の開始 オ 仮設トイレ設置（男女別等）	介護事業者等 県 施設管理者 避難者 〃 県 〃 市災害ボランティアセン ター 県 〃 〃

	カ 冷暖房器具、燃料の手配 キ 医療救護班の受入 ク 避難行動要支援者支援要員の配置 (4) 避難行動要支援者の移動(～24h) ア 傷病者等の医療機関への搬送 イ 福祉施設等への緊急入所 ウ 福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入	県医師会、日赤、 保健所 市消防本部、保健 所 福祉施設
県	(1) 指定避難所開設時の支援(～3h) ア 県施設避難所の開設への協力 イ 施設の応急危険度判定要員派遣 (2) 避難所運営の応援(～12h) ア 避難所運営応援職員の派遣 イ 食料・生活必需品の調達・配送 ウ 県備蓄物資の提供 エ 仮設トイレの手配 オ 医療チームの派遣 カ 看護師、保健師の派遣 (3) 避難行動要支援者の移動(～24h) ア 受け入れ医療機関の確保 イ 福祉関係者への協力依頼	県内市町村、 協定締結道県 協定企業等 県トラック協会 県医師会等 県看護協会 県医師会等 障害者施設 介護事業者等
自衛隊	(1) 県の要請により食料・物資を輸送 (2) // 傷病者等を搬送	

(2) 地震発生後3日以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 避難所の拡張・充実 (2) 屋外避難者へのテント等提供 (3) 避難所環境の改善 ア 緩衝材、間仕切り等設置、バリアフリー化、情報環境の充実等) (4) 避難者による自治組織編成	県 避難者
県	(1) 自衛隊に避難者用テント設営を要請	自衛隊
警察	(1) 避難所における保安対策の実施 (2) 市民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織
自衛隊	(1) 県からの要請によりテントを設営	
東北電力	(1) 避難所施設の電力供給再開	

(3) 地震発生後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 避難者サービスの充実 (3日～) ア 入浴機会の確保 イ 避難所での炊飯開始 ウ 避難者の随伴ペットの保護 エ 臨時公衆電話等の設置を要請 オ 2ヶ月程度で退去できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋 カ 避難者による自治組織の結成を促し、段階的な避難者自身による自主的な運営への移行	県 市災害ボランティアセンター 電気通信事業者 避難者
県	(1) 避難者サービス充実への協力 (3日～) ア 自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 イ 入浴施設への協力依頼避難所 (2) 避難者の集約 (7日～)	自衛隊 県内市町村 公衆浴場組合 県旅館組合等 LPガス協会
自衛隊	(1) 避難者サービス充実への協力 (3日～) ア 県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	(1) 避難者サービス充実への協力 (3日～) ア 市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

第9節 避難所外避難者の支援計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 避難所外避難者（注）に対し、食料、物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。
- イ 避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 指定避難所外に避難した避難行動要支援者者は、できるだけ早く福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。
- イ 自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市へ提供する。

(3) 降雪期の対応

降雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

（注）避難所外避難者とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市 自治会長・自主防災組織 県警察・消防団	避難所外避難者の状況
自治会長・自主防災組織 県警察・消防団	市	避難所外避難者の状況
市	県	避難所外避難者の支援コース*
県	関係機関	支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	支援に関する情報
市	避難所外避難者 自治会長・自主防災組織	〃

3 業務の体系

ア 指定避難所外避難者の状況調査



イ 必要な支援の実施

- ▶(1) 新たな避難先の提供
- ▶(2) 食料・物資の提供
- ▶(3) 避難者の健康管理、健康指導

4 業務の内容

(1) 指定避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	(1) 避難状況の市への連絡	避難所管理者
市	(1) 指定避難所外での市民の避難状況の調査 (場所・人数・支援の要否・内容等)	自治会、自主防災組織等
県	(1) 市に対する支援（人員・助言等）	応援県等

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 新たな避難先の提供（避難施設・テント・ユニットハウスなど） (2) 食料・物資の供給 (3) 避難者の健康管理、健康指導	自治会、自主防災組織、県災害救援ボランティア本部、市災害ボランティアセンター、NPO
県	(1) 市に対する支援（物資提供等）	協定県など

第10節 自衛隊の災害派遣計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。(公共性の原則)

イ 差し迫った必要があること。(緊急性の原則)

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 業務の内容

(1) 災害派遣要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害の発生に際し、公共性・緊急性・非代替性を勘案し、必要と認めるときは、危機対策課を経由して県知事に災害派遣要請する。 (2) 事態が急迫し、かつ通信手段の途絶等により県知事に派遣要請を求めることが不可能な場合には、直接、関係する自衛隊に派遣要請する。	県 自衛隊

(2) 自衛隊の自主派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
自衛隊	(1) 部隊を自主派遣する場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。	市 県

(3) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 連絡要員等の受け入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受け入れ体制整備	自衛隊
県	(1) 事前の情報連絡 → 災害派遣要請連絡幹部の受け入れ	市 自衛隊

防災関係機関	(1) 救助における調整、情報共有	自治会
--------	-------------------	-----

(4) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 連絡要員等の受け入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受け入れ体制整備	自治会
県	(2) 事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受け入れ	市 自衛隊
自治会	(1) 民生支援に対する協力、各避難所等での協力体制の構築	市民

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、知事や派遣部隊と協議を行い、速やかに知事に対し、自衛隊の撤収を要請する。	県

第11節 輸送計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 被害の状況、交通状況を把握し、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点を明確にした輸送体制を確保する。

イ 輸送活動の優先順位を定め、人命救助や被害の拡大を防止する。

(ア) 総括的に優先されるもの

- a 人命の救助及び安全の確保
- b 被害の拡大防止
- c 災害応急対策の円滑な実施

(イ) 災害発生後の各段階において優先されるもの

- a 第1段階（災害発生直後の初動期）
 - (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
 - (d) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
 - (e) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- b 第2段階（応急対策活動期）
 - (a) 第1段階の続行
 - (b) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
 - (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- c 第3段階（復旧活動期）
 - (a) 第2段階の続行
 - (b) 災害復旧に必要な人員、物資
 - (c) 生活用品
 - (d) 郵便物
 - (e) 廃棄物の搬出

(2) 降雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪、排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

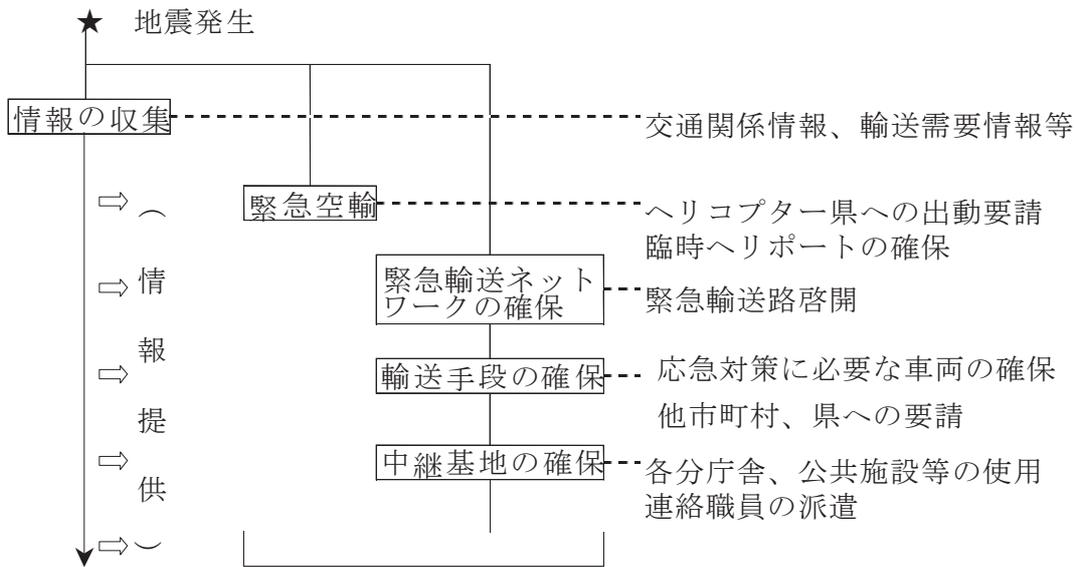
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市 県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 交通規制等の状況
市	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 輸送体制確保についての応援要請
	県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 臨時ヘリポートの確保状況 応援要員及び物資等の輸送需要
県	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報) 輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県 県警察 道路管理者	市	<ul style="list-style-type: none"> 輸送体制確保についての応援の内容 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報) 交通の確保、交通規制の実施状況
市 道路管理者	関係機関 市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通の確保、交通規制の実施状況 渋滞の状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害緊急輸送路を主体とした被害情報を収集し、速やかに県警本部並びに関係機関に連絡する。 (2) 発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
県	(1) 緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	(1) 道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
県警察 道路管理者	(1) 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

(2) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 (2) 災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつ	他市町村 県 応援連携団体（民間 運送業者）

	せんを要請する。	
県	(1) 輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 県トラック協会 自衛隊 防災関係機関

(3) 輸送中継基地の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 被災地への道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積 (2) 配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。	施設管理者
県	(1) 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。	市 施設管理者

(4) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 (2) 応援車両の受入れ、照会窓口を開設し、輸送経路、運搬物資、数量を伝えるなどの調整作業を行う。	県 他市町村 応援連携団体（民間 運送業者）
県	(1) 市からの応援要請に基づき、トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 (2) ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、ヘリコプター保有機関に応援を要請する。 (3) ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。	県トラック協会 陸上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安 本部 他都道府県 北陸信越運輸局 新 潟運輸支局 消防庁 東京航空局新潟空 港事務所 県バス協会 鉄道事業者

(5) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

市	<p>(1) 市は、確保している車両をそれぞれの配車計画及び運行計画により運行するものとする。</p> <p>(2) 輸送体制の確保が困難な場合には、他の市町村又は県に応援要請を行い、輸送経路、運搬物資、数量を伝えるなどの調整を行い運行するものとする。</p> <p>(3) 配送、保管にあたり衛生面に配慮する。</p>	<p>県 他市町村</p>
県	<p>(1) 各部局は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、県災害対策本部が集中管理して運用する。</p> <p>(2) 緊急輸送が必要な場合、又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプターで空輸する。</p>	<p>陸上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部</p>
魚沼市建設業協会	<p>(1) 市の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧し機材等の輸送に協力する。</p>	

第12節 消火活動計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、市民による初期火災の延焼防止及び市消防本部等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市民、自主防災組織、市消防団、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 降雪期の対応

市民は、暖房器具等からの出火防止に努め、保管、備蓄している燃料の漏出等がないか点検するとともに、近くの消火栓、防火水槽等が雪で埋まっている場合は、除雪を行うよう努める。また、市消防本部は、火災発生現場への消防車両の通行路を確保するため、関係機関に除雪等を要請するとともに、雪上車を保有する機関、事業所に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

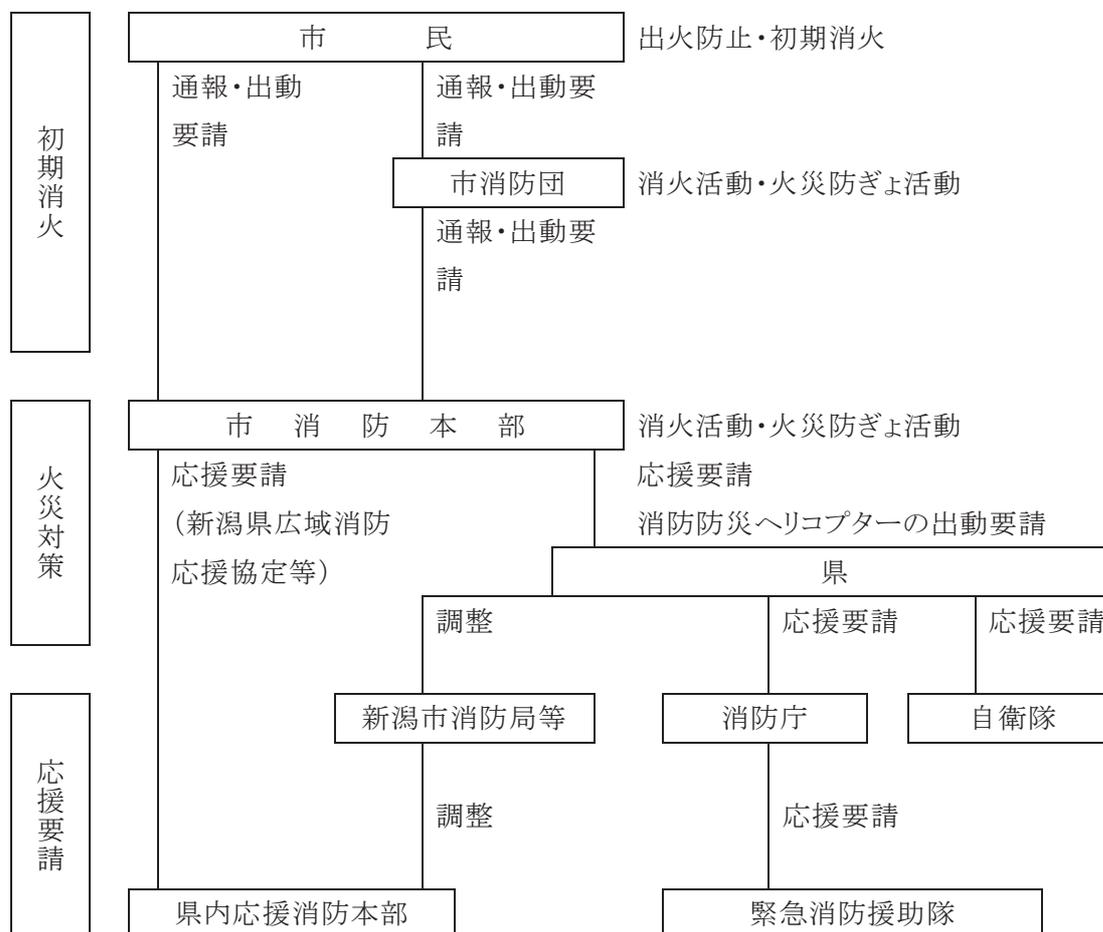
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市民	市消防本部、市消防団	出火、延焼の通報
市消防本部、市消防団	市	出火、延焼等被害状況、消火活動、応援要請
市、市消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合） 県	出火、延焼等被害状況、消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁、自衛隊	出火、延焼等被害状況、消火活動、 緊急消防援助隊要請、自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市、市消防本部、市消防団	市民	出火、延焼等被害状況、避難、消火活動
被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）	市、市消防本部 県	県内広域消防応援部隊出動
県	市、市消防本部	緊急消防援助隊出動

		自衛隊出動
消防庁、自衛隊	県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
市民 (各家庭、企業、 学校、事業所 等)	地震が発生した場合は、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに市消防本部に通報しなければならない。 (1) コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 (2) 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。 (3) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 (4) 市消防本部等へ迅速に火災発生を通報する。	

<p>自主防災組織 (自治会、事業所 等)</p>	<p>(1) 自らの身の安全が確保できる範囲内で、市消防部隊の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。</p>	
<p>市消防団</p>	<p>(1) 市消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属方面隊へ参集し、消防資機材等を準備する。</p> <p>(2) 周辺市民への警戒 出動に際しては、周辺市民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。</p> <p>(3) 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を市消防本部へ電話、無線等により連絡する。</p> <p>(4) 消火活動 市消防部隊が到着するまでの間、市民等と協力し、迅速で効果的な消火活動に当たる。</p>	

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>市消防本部</p>	<p>(1) 職員の招集 火災防ぎょ活動に必要な職員の迅速な参集を図る。</p> <p>(2) 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、市消防団等からの情報を収集する。</p> <p>(3) 緊急通行路の確保 ア 県警察及び道路管理者からの情報をもとに火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。 イ 警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を行う。</p> <p>(4) 火災防ぎょ活動 ア 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 イ 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保のための消防活動を行う。 ウ 指定避難所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設に</p>	

	<p>ついて優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>(5) 消防水利の確保 火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保を図る。</p>	
県	<p>(1) 地震により大規模な火災が発生した場合、警察及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関に情報提供するとともに、総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、自ら又は市町村消防本部の協力を得て、消防活動等を行う。</p>	

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) 緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できないと判断した場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。</p>	
市消防本部	<p>(1) 管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに中部消防応援協定及び新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地区の代表消防本部に要請する。</p> <p>(2) 上記(1)によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部広域応援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	
県	<p>(1) 被災地の状況や被災地消防本部等からの情報等を考慮し、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p>	

第13節 救急・救助活動計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被災した市民等に対し、市、市消防本部、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急、救助活動を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

市民、市及び市消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、速やかに救急、救助活動を行う。

(3) 降雪期の対応

降雪期の救急、救助活動は、市消防団、自治会等による速やかな初動対応が行われるよう市、市消防本部は地域の実情に応じた適切な措置を行うものとする。

2 情報の流れ

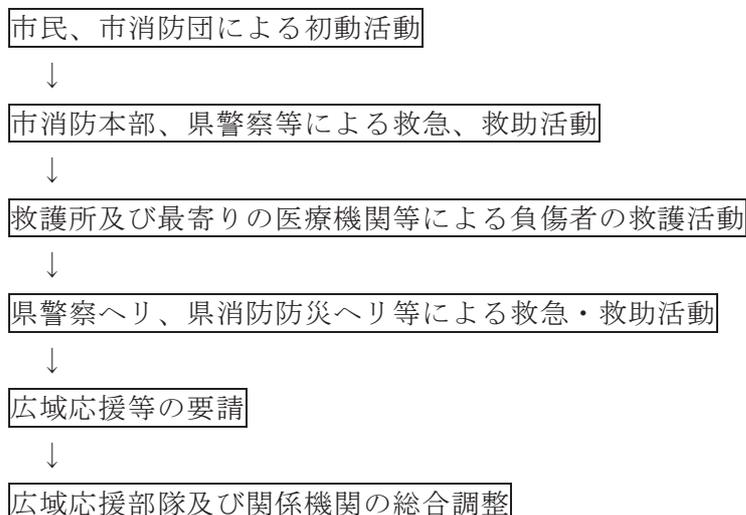
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
市民、市消防団	市消防本部、県警察	被災状況、救急救助要請
市消防本部、県警察	県、警察本部	救急救助、応援、へりの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
消防庁、警察庁	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	市消防本部、県警察	救急救助、応援、へりの出動
市消防本部、県警察	市民、市消防団	救急救助活動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 市民、市消防団による初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市民	(1) 救助すべき者を発見した時は、直ちに市消防本部に通報する。 (2) 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両や付近住民に協力を求める。	市消防本部 県警察 市消防団 市 等
市消防団	(1) 速やかに参集して指揮者は救助隊を編成し、市民の協力を得て初動時の救急、救助活動を実施する。	市消防本部 県警察 市 市民 等

(2) 市消防本部、県警察等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市消防本部	(1) 職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 (2) 現地で活動中の市消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。 (3) 現地では、市民の協力を得て、効率的な救助活動を実施する。 (4) 必要に応じ、県警察に救急、救助活動の応援を要請し、必要な救急救助体制を迅速に確立する。	市消防団 県警察
県警察	(1) 市から救出・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出、救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	(1) 地元医師会と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。 (2) 負傷者等の手当は、最寄りの医療機関や救護所等で行う。 (3) 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求める。	小千谷市魚沼市 医師会 医療機関 県警察
市消防本部	(1) 広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政、医療機関、消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県 医療機関 小千谷市魚沼市 医師会等

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先

市 市消防本部 医療機関 その他	(1) 救急車での搬送が困難と判断された場合等、必要があるときは県警察及び県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。	県 県警察
県 県警察	(1) 市からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。	

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 市消防本部 医療機関 その他	(1) 必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県 新潟大学医歯学 総合病院(ドク ターヘリ基地病 院)
県	(1) 市からの要請があった場合、派遣を決定した場合は、直ちに新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)に出動を指示する。	新潟大学医歯学 総合病院(ドク ターヘリ基地病 院)
新潟大学医歯学総合病院 (ドクターヘリ基地病院)	(1) 県からの出動指示又は市町村等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	(1) 緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急救助活動に対応できない場合は、自衛隊に災害派遣要請を行い、必要な救急、救助体制を確保する。	県 自衛隊
市消防本部	(1) 管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに中部消防応援協定及び新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 (2) 上記(1)によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。 (3) 上記(1)、(2)の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県(災害対策本部統括調整部広域応援救助班又は防災局消防課)にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。	隣接消防本部 各地区代表消防 本部 新潟市消防局等 県
新潟市消防局	(1) 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等	県内消防本部

等	による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整、対応を行う。	
県	<p>(1) 被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>(2) 市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急、救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急、救助体制を確保する。</p>	新潟市消防局等 県内消防本部 総務省消防庁 自衛隊

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 市消防本部	(1) 県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急、救助活動にあたる。	
県	(1) 救急、救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、総務省消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施するものとする。	

第14節 医療救護活動計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 市、県、医療機関及び医療関係団体は、災害発生時に迅速かつ的確な医療を供給するために正確な情報の把握が最も重要であることから発生直後に被災地域内の避難所、自治会、自主防災組織、医療機関等から必要な情報収集を行う。
- イ 市民の生命、健康を守るため、医療救護本部を設置し、医師会、歯科医師会や医療ボランティア等と連携して、災害の状況に応じた適切な医療（助産含む）救護活動を行う。
- ウ 県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(2) 活動の調整

- ア 被災地での医療救護の窓口となり医療需要（医療資機材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害時コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医務薬事課等のあらかじめ決められている担当者又は市医療救護本部員が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。
- イ 市災害対策本部は、県災害対策本部、医療関係団体（医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）、消防本部、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護所の設置等の医療救護活動の調整を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、災害時要援護者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
堀之内病院 国保診療所	市	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、
市	医師会 歯科医師会 薬剤師会	医療救護本部設置 救護所設置 医療救護班等派遣要請
市	県（保健所）	救護センター設置要請 県医療救護班等派遣要請
病院 透析実施機関	県（医務薬事課） 医師会	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請
消防本部 小出病院 市	県（医務薬事課）	新潟DMA Tの派遣要請

消防本部 医療機関	県（医務薬事課）	ドクターヘリの派遣要請
診療所	県（保健所） 医師会、歯科医師会	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数
薬局	県（保健所） 薬剤師会	被災状況、処方可否
県（地域機関）	県（医務薬事課）	診療所の被災状況等、救護センター開設、県療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーター	県（医務薬事課）	県医療救護班等の派遣要請
県（医務薬事課）	他の都道府県 厚生労働省	医療救護に関する応援要請 県外DMA Tの派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	被災地	医療救護本部の設置 救護所の設置
県（保健所）	市	救護センター設置 県医療救護班等派遣
県（医務薬事課）	県（保健所）	病院、透析実施機関の被災状況等 県医療救護班等派遣
県（医務薬事課）	消防本部 小出病院 市	新潟DMA Tの派遣
県（医務薬事課）	消防本部 医療機関	ドクターヘリの派遣
他の都道府県 厚生労働省	県（医務薬事課）	医療救護に関する応援 県外DMA Tの派遣

3 業務の体系

災害発生



被災状況把握



医療救護本部等の設置

医療救護本部の設置



医療救護施設の設置

救護所の設置

↓

医療救護活動

救護所の医療救護活動

患者等の搬送
医療資器材等の供給
医療救護体制の支援
後方病院における医療救護活動

↓

県等への支援要請

救護所設置の支援及び救護センターの設置の要請
新潟DMA T及び県医療救護班等の派遣要請
ドクターヘリの派遣要請

↓

医療関係ボランティアの活用

↓

医療関係の災害時の対応

4 業務の内容

(1) 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 堀之内病院、国保診療所についての情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	
県（保健所） 市	(1) 診療所（透析実施機関を除く。）についての情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施機関を除く） 医師会 歯科医師会
県（保健所） 市	(1) 薬局についての情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 処方（施設）機能の稼働状況	薬剤師会

	エ 従事者の確保状況 オ 資器材等の需給状況	
県（医務薬事課）	(1) 病院及び透析実施機関の被害状況 (2) 救護所の設置状況 (3) 救護所及び医療機関への交通	病院 透析実施機関 市

(2) 災害救護体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害救護の体制 ア 地震発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に行うため、医療救護本部を設置する。 (2) 災害救護の活動 ア 市の行う災害対策に係る情報の収集、発信、連絡、調整、指導及び支援 イ 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	医師会 歯科医師会 薬剤師会 保健所 災害拠点病院（小出病院） 堀之内病院 消防本部
県（保健所）	(1) 災害保健対策現地本部の体制 (2) 災害保健対策現地本部の活動 ア 情報の収集、発信、連絡、調整、指導及び支援 イ 市災害対策本部への職員派遣 ウ 災害応急業務従事者の健康管理	市

(3) 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。	医師会 歯科医師会
県（保健所）	(1) 医療救護活動が長期間におよぶと見込まれる場合などに、保健所に救護センターを設置する。	医師会 歯科医師会

(4) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 救護所の医療救護活動 設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護活動） イ 災害拠点病院等への移送手配 ウ 医療救護活動の記録	医師会 歯科医師会 災害拠点病院（小出病院） 薬剤師会

	<p>エ 死亡の確認</p> <p>オ 医療救護本部への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告</p> <p>(2) 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>(3) 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p>	
県（保健所）	<p>(1) 設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。</p> <p>ア 精神科患者の治療</p> <p>イ 避難所への巡回診療及び相談</p> <p>ウ 精神科医療機関への移送手配</p>	<p>医師会 歯科医師会 薬剤師会</p>
県（医務薬事課）	<p>(1) ドクターヘリの派遣等</p> <p>(2) 医療資器材等の供給</p> <p>(3) 県医療救護班等の派遣</p>	
災害拠点病院 （小出病院）	<p>(1) 災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>ア 被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入</p> <p>イ 医療救護班の派遣等</p>	<p>県（保健所）</p>

(5) 国等への支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県（医務薬事課）	<p>(1) 厚生労働省への支援要請</p> <p>(2) 他都道府県への支援要請</p> <p>(3) 医療関係団体への支援要請</p>	
県危機対策課	<p>(1) 被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>自衛隊</p>
県（保健所）	<p>(1) 医師会又は歯科医師会及び薬剤師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p>	<p>医師会 歯科医師会 薬剤師会</p>
市	<p>(1) 医師会又は歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p>	<p>医師会 歯科医師会</p>
医師会 歯科医師会	<p>(1) 支援の要請があったときは、市医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある</p>	

	場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。	
薬剤師会	(1) 支援の要請があったときは、救護所等への薬剤等への支援について、会員の管理する薬局の協力を要請するものとする。	

(6) 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 県の設置する災害ボランティア活動組織及び市社会福祉協議会と情報共有し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。	県災害救援ボランティア本部 市社会福祉協議会
県（医務薬事課）	(1) 県災害救援ボランティア本部及び市ボランティアセンターと情報共有	県災害救援ボランティア本部 市社会福祉協議会

(7) 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関	(1) 災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

第15節 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により感染症や集団食中毒が発生しやすくなることから、防疫、保健衛生対策を円滑に実施する。

また、医療、保健の情報や被災者の避難情報を把握し、保健衛生上必要な対策をとるものとする。

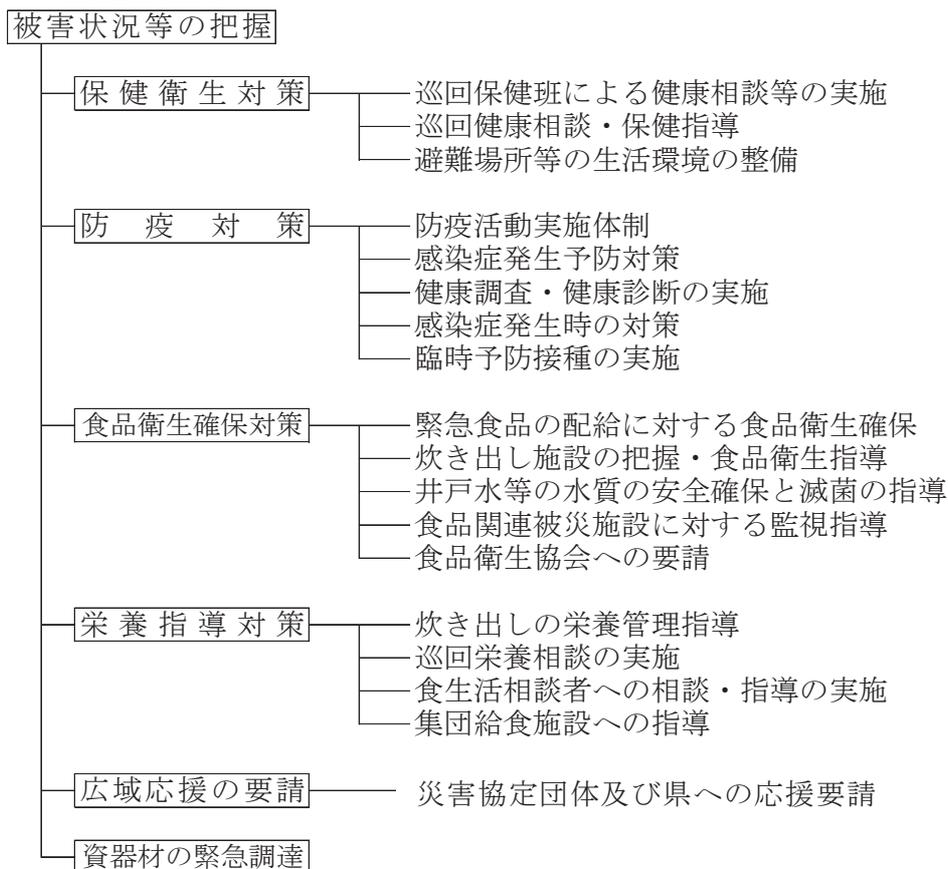
(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療、保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(3) 降雪期の対応

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

2 業務体系図



※ 各業務は必要に応じて共同で実施するものとする。

3 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
市	(1) 被災者の避難状況把握、県への報告 (2) 避難所等の整備、健康相談等の実施 (3) ライフラインの被害状況を把握 (4) 仮設トイレの設置 (5) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の状況把握 (6) 食品及び食品関連施設の状況把握 (7) 避難所等の生活環境整備 ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） イ 衣類、寝具の清潔の保持 ウ 身体の清潔の保持 エ 室温、換気等の環境 オ 睡眠、休養の確保 カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）清潔の保持 キ プライバシーの保護 (8) 巡回保健班による健康相談等の実施
県	(1) 巡回保健班による健康相談等の実施 (2) 避難行動要支援者の健康状態確認、保健指導実施 (3) 避難所等の生活環境の整備

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
市	(1) 防疫活動実施体制 ア 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 (2) 感染症発生予防対策の実施 ア 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施 イ 飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導 ウ 台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導 エ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持 オ なお、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施 カ 便所、台所等を中心に消毒を実施 キ ねずみ族、昆虫等の駆除（県が定めた地域内） (3) 感染症発生時の対策実施 ア 台所、便所、排水口等の消毒実施 イ 汚物、し尿は消毒後に処理
県	(1) 防疫活動実施体制の設置 (2) 感染症発生予防対策の実施 (3) 健康調査及び健康診断の実施

	(4) 臨時予防接種の実施又は実施指示
--	---------------------

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 (2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 (3) 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 (4) 食品関連被災施設に対する監視指導 (5) 食品衛生協会への要請

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	(1) 炊き出しの栄養管理指導 (2) 巡回栄養相談 (3) 食生活相談者への相談・指導 (4) 集団給食施設への指導 ※(1)～(4)については、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
市	(1) 市で体制の確保ができない場合、災害協定を締結している団体及び県に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
市	(1) 防疫資器材等の備蓄状況の確認と調達について計画策定、実施 (2) 防疫資器材等の整備状況を健康福祉（環境）部に報告 (3) 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（健康福祉（環境）部へ）
県	(1) 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 (2) 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 (3) 緊急時の防疫資器材等の調整

第16節 　こころのケア対策計画

1 　計画の方針

(1) 基本方針

- ア 被災市民は、災害後に急性ストレス障害等の精神的な問題が生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等に十分配慮しながら、こころの健康を保持増進する。
- イ 避難所等における被災市民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ状態をはじめ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して、被災住民のこころの健康を保持増進する。
- ウ 必要に応じて、地元医師会、保健所、児童相談所、県等に支援を要請する。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者、児童生徒、災害遺族等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2 　情報の流れ

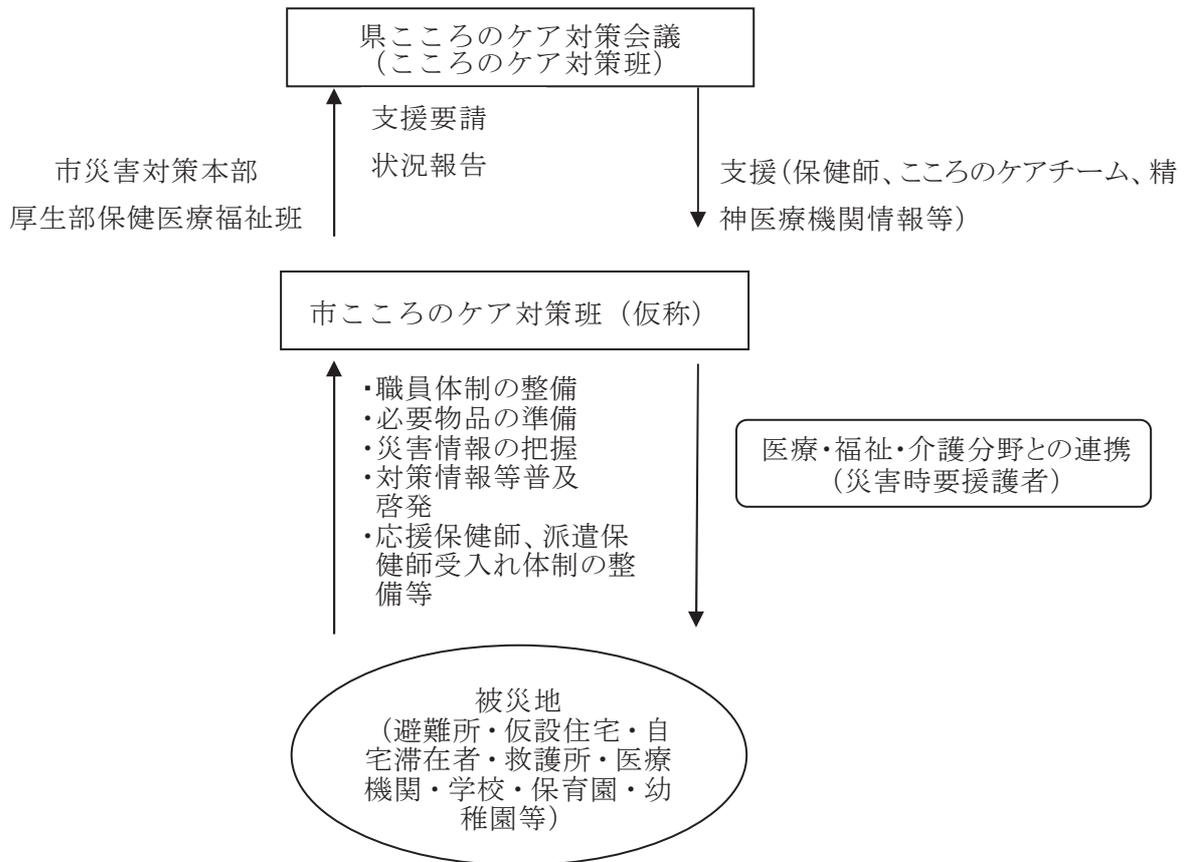
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	市	(1) 被災後の生活状況・ニーズ (2) 精神障害者の医療状況等
市	県（地域機関） 保健所 児童相談所	(1) ケアチーム派遣の要否 (2) ケアに係る情報及びニーズ (3) 精神障害者の医療状況等 (4) 医療チームの活動状況 (5) 社会復帰施設等の状況
県（障害福祉課）	こころのケア対策会議	(1) 集約されたケアに係る情報及びニーズ (2) 精神障害者の医療状況等 (3) 社会復帰施設等の状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	県	(1) こころのケア対策方針
県（地域機関） 保健所 児童相談所	市	(2) こころのケア対策情報 ア こころのケアチーム派遣 イ こころのケアホットライン設置 ウ 災害時精神科医療体制 エ 啓発普及
県（障害福祉課）	報道機関	オ 関係者への研修
報道機関・市	被災者、避難所等	

3 業務の体系



4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) こころのケアに関する窓口を設置 (2) こころのケア情報の発信（ケア情報・ニーズ、精神障害者の医療情報等、医療チームの活動状況） (3) 被災者に対する被災時のこころの健康等の啓発普及 (4) こころのケアチームの派遣等支援要請基準に基づく支援要請 (5) ハイリスク者の把握 (6) 災害対応職員に対するこころのケア対策の実施 ※ 「児童生徒に対するこころのケア」は、本節の記述に配慮するほか、第3章第26節「学校における応急対策」を参照	民生児童委員、福祉関係団体、精神医療機関、県こころのケアチーム等

<p>県</p>	<p>(1) 「こころのケア対策会議」を開催し、ケア対策の取り組みを実施し、市を支援 (2) 「こころのホットライン」による対応 (3) 被災地への「こころのケアチーム」の派遣 (4) 災害時精神科医療体制の整備 (5) 被災者へのこころのケア対策情報等の啓発普及 (6) 援助者への教育研修（保育士・学校教師、ボランティア・開業医・行政職員等）</p>	<p>県臨床心理士会等 県内精神科病院 国・都道府県 日本精神科病院協会等 県立病院 県精神科病院協会 近隣県 市町村 報道機関 県精神保健福祉士協会等関係機関・団体</p>
<p>精神科医療機関</p>	<p>(1) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供 (2) 県こころのケアチーム活動等のこころのケア対策を支援する。</p>	
<p>報道機関</p>	<p>(1) 不用意な取材活動による PTSD 誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動の実施 (2) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力</p>	

第17節 廃棄物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、ごみ処理、し尿処理、がれき類処理について各主体の責務を明らかにして迅速な処理を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請派遣するなどの配慮を行う。

(3) 降雪期の対応

冬期交通確保に合せた仮置場・一時保管場等の位置設定を行い、処理の安定を図る。

2 情報の流れ

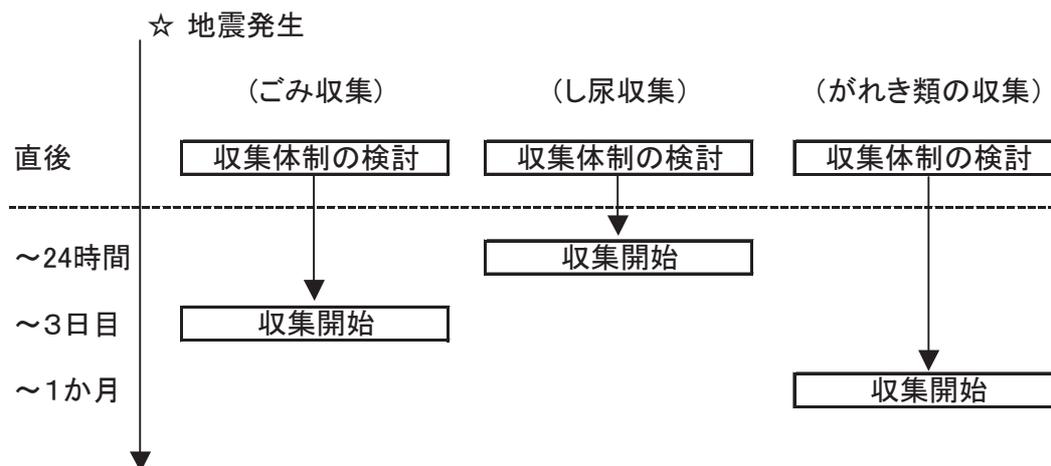
(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者		市	ごみ、し尿収集のニーズ
市		県	広域支援の必要性

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
県		市	広域支援の情報
市		避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	(1) 市が行う避難所等のごみの分別、排出に協力する。 (2) 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別、排出を行う。 (3) ごみの野焼き、便乗ごみ（震災により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わないほか、市の指示に従ったごみの排出に協力する。	市
市	(1) 生活ごみ、大型ごみ処理の実施計画を策定し、収集はおおむね3日～4日以内に開始し、7日～10日以内での収集完了に努める。 (2) 避難所のごみ収集体制を整備する。 (3) 家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 (4) 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町、県に要請する。 (5) 必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、県警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 (6) 必要に応じ、ごみ収集にボランティア派遣を行う。	県 近隣市町 関係団体（収集委託業者等） 市災害ボランティアセンター
県	(1) 広域支援体制に基づく体制を整備する。 (2) 必要に応じ、職員を派遣しごみ処理対策を支援する。	環境整備事業協同組合 県産業廃棄物協会 県環境保全事業団

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	(1) 仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市
市	(1) し尿処理の実施計画を策定し、収集はおおむね24時間以内に開始する。 (2) 住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 (3) し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町、県に要請する。	県 関係団体（南魚沼市等） （株）魚沼市環境事業公社 （協定締結業者）
県	(1) 広域支援体制に基づく体制を整備する。 (2) 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	環境整備事業協同組合 県浄化槽整備協会

(3) 災害がれき類処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	(1) 市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれき類の処理に協力する。	市
市	(1) 緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 (2) 災害がれき類の発生量を推計し、処理の実施計画を策定し、収集はおおむね1ヶ月以内に開始する。 (3) 住民に災害がれき類処理の方法を周知する。 (4) 災害がれき類の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町、県に要請する。 (5) 必要に応じ、災害がれき類の仮置場を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	(1) 要請に基づき危険家屋の解体を支援する。 (2) 必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき類処理対策を支援する。 (3) 市からの要請に基づき、損壊家屋がれき類の解体、収集、処理に協力する。	自衛隊 県産業廃棄物協会 県解体工事業協会 県環境保全事業団

第18節 トイレ対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 職員の配置、巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査して被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。また、衛生的に使用するための管理を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難所においては、必要に応じて要配慮者用の簡易トイレを配備し、トイレの設置箇所の工夫、段差の解消、手すりの設置等、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(3) 降雪期の対応

風雪防備対策を行い、出入に際し不自由のない施設配置に配慮する。

2 情報の流れ

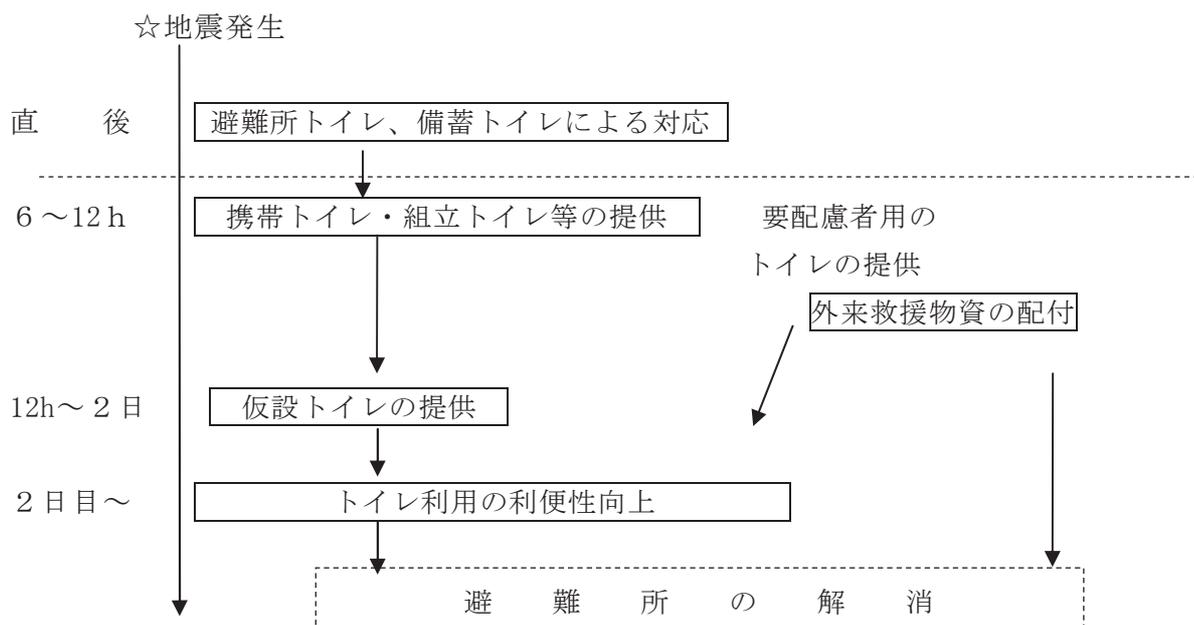
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 快適な利用の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) レンタル業者のリース又は他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達する。</p> <p>(2) 避難所公共トイレの使用等を避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。</p> <p>(3) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。</p> <p>(4) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。</p> <p>(5) 避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。</p> <p>(6) トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。</p>	<p>市民等</p> <p>協定事業者等</p> <p>レンタル業者</p>

(2) 備蓄携帯トイレ、組立トイレによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。</p> <p>(2) 避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。</p> <p>(3) 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。</p> <p>(4) 市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。</p>	<p>県災対本部</p> <p>市災害ボランティアセンター</p> <p>県災害ボランティア支援センター</p>
県	<p>(1) 市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄の県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。</p>	<p>県トラック協会</p>
県トラック協会	<p>(1) 県内の備蓄トイレを避難所等へ輸送する。</p>	

(3) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 (2) レンタル業者との協定に基づき、必要な仮設トイレの確保を行う。 (3) 企業等にトイレの供給を依頼する。 (4) 義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける） (5) 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。	自治会長等 協定事業者等 企業・団体等 県
県	(1) 市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 (2) 企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体等 他都道府県
事業所・団体等	(1) 県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第19節 入浴対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮策

入浴施設までの交通手段の確保及び要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保をするとともに、要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底を図る。

(3) 降雪期の対応

入浴後の保温対策に配慮する等、各旅館組合、民間施設等への協力要請の強化を図り、交通手段の確保についても十分対策を講じる。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	県各地区旅館組合	仮設入浴施設等設置要請 入浴施設利用協力要請
県	自衛隊 他自治体旅館組合等	入浴等支援要請 入浴施設利用協力要請

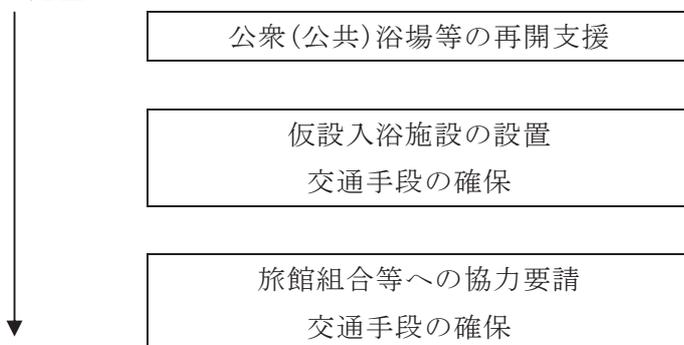
(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系

☆地震発生

3日目～



4 業務の内容

(1) 公衆(公共)浴場を利用した入浴サービスの実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 (2) 市内の旅館組合等への協力要請を行なう。当該市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行なう。 (3) 避難者に対する入浴施設情報の広報を行なう。	民間施設管理者(入浴施設管理者等) 旅館組合等
各旅館組合	(1) 関係施設の入浴環境を確保する。	各地区旅館組合等
県	(1) 市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣の市町村(他見も含む)の旅館組合等へ支援の要請を行なう。	近隣町村旅館組合

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設を設置するよう県に要請する。	県
県	(1) 市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行なう。	自衛隊
自衛隊	(1) 県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行なう。	市

(3) 被災者の入浴車運行について

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 市営入浴施設及び民間入浴施設並びに仮設入浴施設利用のための交通手段の確保を行なう。	施設管理者 民間施設管理者

第20節 食料・生活必需品等供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 地震発生直後は、被災地の道路、空間を人命救助に最優先で充てるため、個人の備蓄品及び避難所等に予め配備されているものでまかない、特に緊急を要するもののみを供給する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物質等が提供されるよう努める。

イ 避難者が健康を保持できるよう必要な物資等の供給を優先し、その後に一般的な物資を供給するなど、効果的に供給する。

なお、避難が長期にわたる場合は、食材提供による自炊等、避難者自らが避難所生活を運営する等の段階的な供給体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事を提供する。

イ 要配慮者用の生活必需品供給に配慮する。

(3) 降雪期の対応

避難所へ防寒具、採暖用具（ストーブ・使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等を早期に供給する。なお、輸送が困難な場合は、関係機関の協力を得て採暖物資の使用可能な避難所を早期に開設する。

2 情報の流れ

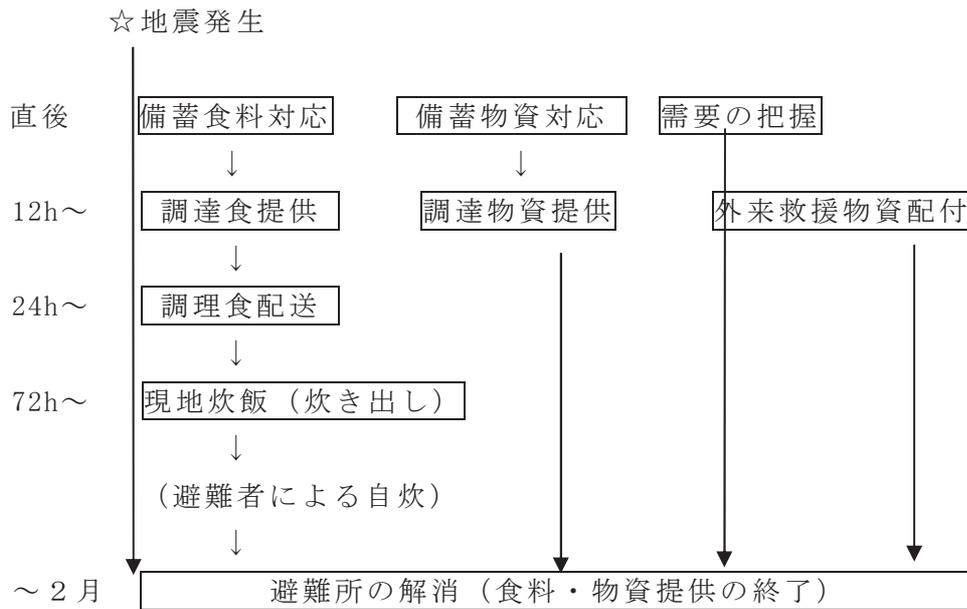
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市災害対策本部	被災地ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部、協定先事業所	集約された被災地ニーズ
県災害対策本部	協定先事業所、他県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	供給予定情報
市災害対策本部	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（市民避難～12h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	(1) 市の職員とともに避難所等の保存食料、物資等を避難者に分配する。	市 自治会長等
市	(1) 避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズ把握を行う。 (2) 避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送、県又は日赤からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社新潟 県支部 魚沼市社会福祉協 議会 ボランティアセン ター 自治会長等
県 日本赤十字社新潟 県支部	(1) 必要に応じて、物資拠点を開設する。 (2) 市からの要請に基づき、不足する物資等を市、避難所等へ配送する。 (3) 市の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援を開始する。	県トラック協会 自衛隊

(2) 調達食・物資等の提供（発災 12h～24h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 避難者のニーズ把握を行う。 (2) 避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 その際、協定業者等の協力を得て避難所ごと	自治会長等 協定事業者等 県

	にパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 (3) 調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	
県	(1) 市からの要請に基づき、物資等の調達を代行し市又は避難所へ配送する。 (2) 市の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援を開始する。	協定事業者 他の都道府県
協定先事業所・団体等	(1) 市から調達要請があった物資等を指定された市又は避難所へ配送する。	

(3) 調理食配送による提供（発災 24h 程度～72 h 程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 (2) 日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 (3) 避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県 ボランティアセンター
県	(1) 市からのニーズ把握 (2) 自衛隊に給食支援を要請する。 (3) 炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	(1) 給食支援（調理及び配送）を行う。	

(4) 現地炊飯による提供（発災 72 h 以降）

実施主体	対 策	協力要請先
市	(1) 自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 (2) 自衛隊の炊飯場所を確保し、食材を提供する。 (3) ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県 ボランティアセンター
県	(1) 市の希望をとりまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊
自衛隊	(1) 県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	

(5) 被災者による自炊（発災 2 週間以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

避難者	(1) 市の滞在、自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在看込みと自炊の意思を伝える。	市
市	(1) 被災者の自炊の希望をとりまとめ、県に報告する。 (2) 調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。	県

(6) 物資等の供給及び搬送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県
県	(1) 市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 (2) 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定地方行政機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 (3) 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 (4) 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	指定地方行政機関等 運送業者
指定地方行政機関等	(1) 県からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 (2) 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。	

	(3) 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	
運送事業者	(1) 物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関を支援する。	県 指定地方行政機関等

(7) 救援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 市受入物資を配布する。 (2) 物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。	ボランティアセンター 自主防災組織 自治会長等 報道機関
県	(1) 救援物資の送付先市町村を紹介する。 (2) 県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 (3) 自衛隊等に輸送を依頼する。	自衛隊 トラック協会

第21節 要配慮者の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 要配慮者避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

イ 避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体、社会福祉施設等（社会福祉施設・医療施設等）及び県等の行政が協働し、支援を行う。

(2) 降雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等を実施する。

2 情報の流れ

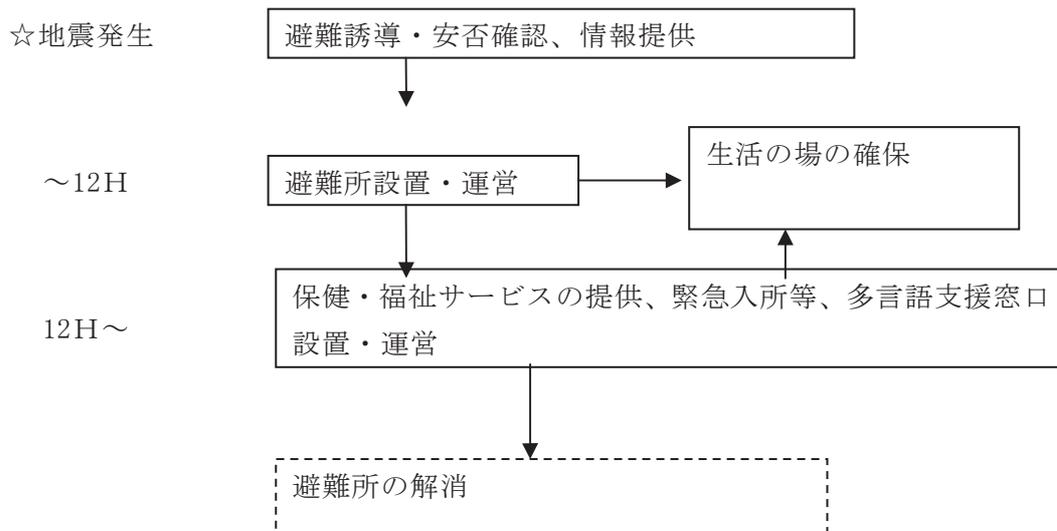
(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
福祉避難所、避難者、民生委員・児童委員、自治会、介護保険事業者、福祉関係者等	市	(1) 避難行動要支援者の安否 (2) 保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	(1) 避難行動要支援者の集約された各種ニーズ (2) 職員等応援要請
県	国、都道府県、市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	(1) 要配慮者への各種サービス要請 (2) 職員派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
県	市	(1) サービス、派遣予定等の情報
市	福祉避難所、避難者等、民生委員・児童委員、自治会、介護保険事業者、社会福祉関係者等	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
避難行動要支援者、保護責任者	(1) 自らの安全を確保	地域住民等
地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等	(1) 地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保	市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等
避難行動要支援者の雇用企業、関係団体	(1) 避難行動要支援者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に実施	
外国人雇用企業、留学生の所属学校、国際交流関係団体	(1) 外国人の安否確認	市、県
介護保険事業者、社会福祉施設等	(1) 施設内の要配慮者の安全確保 (2) 市、防災関係機関等の要請により、施設外の避難行動要支援者の安全確保の協力 (3) 特殊教育諸学校及び幼稚園は、本節の記述に配慮するほか、第3章第24節「学校における応急対策」を参照 (4) 保育園は、上記に準じる。	市、県、防災関係機関等
市	(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき避難情報（勧告、指示）を伝達	自治会、地域住民、民生委員・児童委

	(2) 避難支援プランに基づき避難行動要支援者の避難所への誘導、移送 (3) 避難所での避難行動要支援者の安否確認、生活環境の確保 (4) 福祉避難所の開設・運営 (5) 社会福祉施設等への緊急入所 (6) 避難後は要配慮者の窓口を設置し、関係機関との調整を行い要配慮者の安全確保	員、県警察、介護保険事業者、自治会、ボランティア、社会福祉施設、県等
--	--	------------------------------------

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 公的宿泊施設での一時収容 (2) 公営住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の確保	公的宿泊施設、他市町村、県等
県	(1) 公営住宅等の確保 (2) 応急仮設住宅の確保	不動産業者、国、建設業者等

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
外国人雇用企業、留学生の所属学校、国際交流関係団体	(1) 外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動	市、県
介護保険事業者、社会福祉施設等	(1) 避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所 (2) 特殊教育諸学校及び幼稚園は、本節の記述に配慮するほか、第3章第26節「学校における応急対策」 (3) 保育所は、上記に準じる	県、市等
市	(1) 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保 (2) 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、保健関係団体等
県	(1) 必要に応じて関係職員等の派遣を行い、市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動を支援 (2) 外国人相談員の派遣等	

(4) 情報提供等

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者への的確な情報提供 (2) 外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供 (3) 避難行動要支援者情報を関係機関と共有し、安否確認を迅速に実施 	報道機関、ボランティア、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設、県、防災関係機関等
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者への的確な情報提供 (2) 市が行う外国人、視聴覚障害者等への情報提供を支援 	報道機関、ボランティア等

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外国人の被災・避難状況の確認 (2) 多言語支援窓口の設置及び情報提供 (3) 通訳・翻訳ボランティア等の確保 	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流協会、国際交流関係団体等
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外国人の被災・避難状況の確認 (2) 多言語支援窓口の設置及び情報提供 (3) 通訳・翻訳ボランティア等の確保 	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流協会、国際交流関係団体等

第22節 建物の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後や、余震による被災建築物の倒壊、部材の落下から生ずる二次災害を防止し、市民の安全確保のため、県等の支援協力を受け、被災建築物の応急危険度判定を迅速に実施する。

また、市民に被災建築物の使用等で判定の結果に基づき、余震等による二次災害の防止に努められるように応急危険度判定の趣旨を周知する。

2 情報の流れ

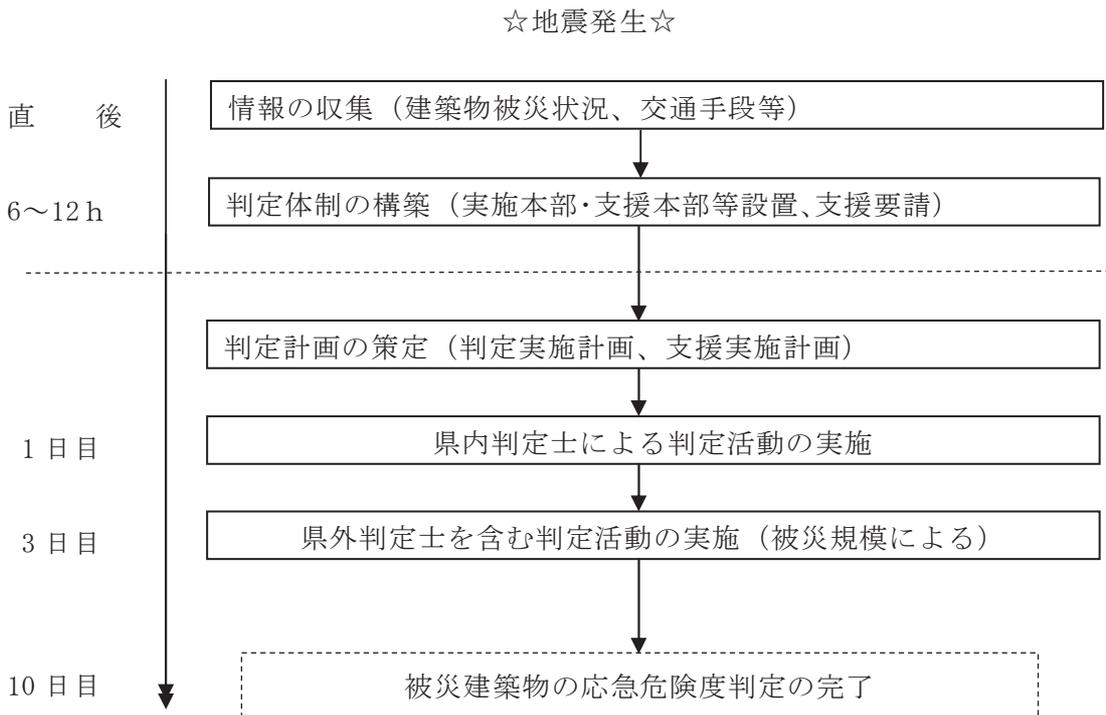
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
判定士	市	建築物の被災状況
市	県	判定実施の要否、実施計画 判定支援要請の有無及び内容
県	関係する各機関等	判定拠点までの交通事情等 他都道府県を含む広域支援要請等の支援調整と要請の有無及び内容 確保が必要な判定士の数

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	市民	判定活動実施の広報
県	市	支援予定情報 被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報収集体制

実施主体	対 策	協力依頼先
判定士	(1) 建築物等の被害状況を市町村に連絡する。	
市	(1) 建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。 (2) 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体 県
国 県	(1) 被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 (2) 国は県へ、県は市へ情報提供を行う。	

(2) 判定体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 実施本部を設置し、本部と現場、判定士との橋渡し役を果たす判定コーディネーターを配置する。 (2) 判定士や判定資材が不足することが予想されるときは県に支援要請する。	県
国 県	(1) 市からの要請に基づき、建築士会、その他の市町村、国、ブロック協議会幹事県等の建築関係団体への協力と判定士の確保を要請する。	建築士会 市町村（被災地以外） 国土交通省

		ブロック協議会 幹事県 建築関係団体
--	--	--------------------------

(3) 判定計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 判定実施の可否を決定する。 (2) 判定実施計画を作成する。 (3) 地元判定士を参集する。 (4) 住民への周知、広報を行う。	
国 県	(1) 支援実施計画を作成する。 (2) 応援判定士の派遣の調整を行う。 (3) 判定資機材等を調達する。 (4) 輸送方法を確保する。 (5) 他の都道府県との支援調整を行う。	

(4) 判定・支援の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 判定士の受入れを行う。 (2) 判定資機材を判定士に供給する。 (3) 判定士を実施地区に誘導する。 (4) 判定結果を県に報告する。	
国 県	(1) 応援判定士を実施本部に派遣する。 (2) 判定資機材を実施本部に提供する。 (3) 判定結果のとりまとめを行う。 (4) 民間判定士補償制度の手続を行う。 (5) 応援判定士の支援調整を行う。	
判定士	(1) 判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 (2) 判定業務を行う。	

第23節 宅地等の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後や余震による宅地等の崩壊、崩落からの住宅等の建築物の倒壊、破損を防止し、市民の生命や生活基盤を守るために被災宅地等の応急危険度判定を迅速に実施する。

また、市民に被災宅地等の使用等について、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努めることができるよう応急危険度判定の趣旨を周知する。

2 情報の流れ

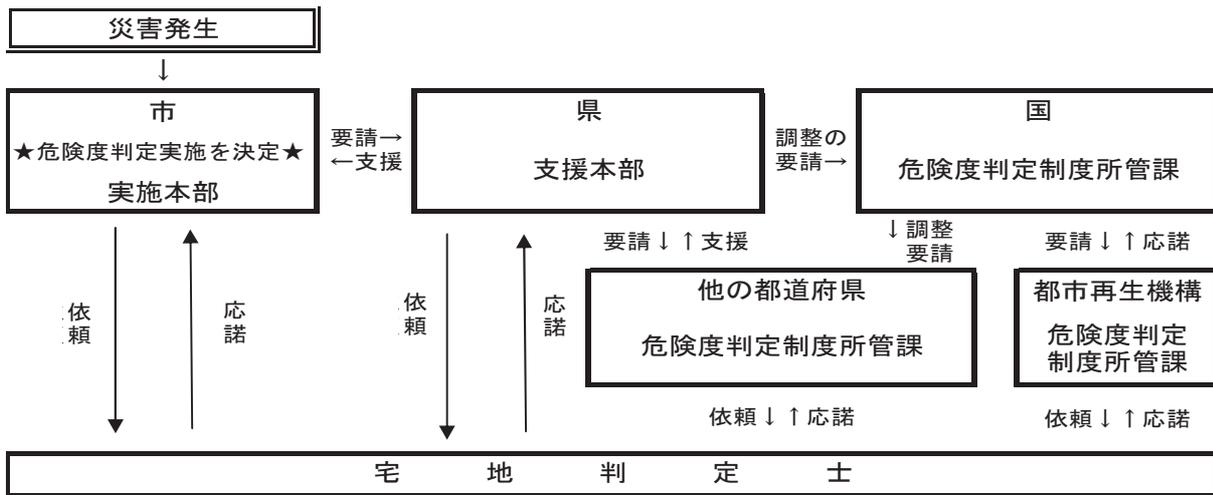
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
宅地管理者(地権者)	市	宅地の被災情報
市	国 県	宅地の被災情報 支援要請の有無
市	宅地管理者(地権者)	被災宅地の危険度判定結果

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
宅地判定士	宅地管理者(地権者)	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士	第三者(通行人など)	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士	市	被災宅地の危険度判定結果

3 業務の体系



4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
宅地判定士	(1) 危険度判定の円滑な実施のため、県、市の体制整備に協力する。	
市	(1) 大地震等の発生後、宅地被災情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定し、対象区域は概ね72時間以内に決定する。 (2) 危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 (3) 被災の規模等により必要があると認めるときは、実施等の支援を知事に要請する。 (4) 宅地判定士の協力を得て、迅速に危険度判定を実施する。 (5) 二次災害の防止と軽減のため、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。 (6) 必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。	県 宅地判定士
県 国	(1) 市から支援要請により、概ね72時間以内に宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。 (2) 被災規模等で市が危険度判定の実施が困難となった場合、知事は概ね72時間以内に実施に必要な措置を講じる。 (3) 市長が支援要請をした場合、被災の規模等により、国又は他の都道府県知事等に実施の支援を要請する。 (4) 災害が大規模、広範囲にわたり、不測の支援が必要となった場合、都道府県間の宅地判定士等の調整と都	宅地判定士 宅地擁壁技術協会 国 他の都道府県 他の都道府県

	市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。	都市再生機構
国	(1) 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めた時は、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。	他の都道府県 都市再生機構

第24節 学校における応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 生徒（児童・生徒・園児）の在校時、登下校時間帯、勤務時間外等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

イ 指定避難所の学校（幼稚園・小学校・中学校）、又は臨時に避難所となった学校にあつては、避難所の開設、運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

ウ 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(2) 降雪期の対応

避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

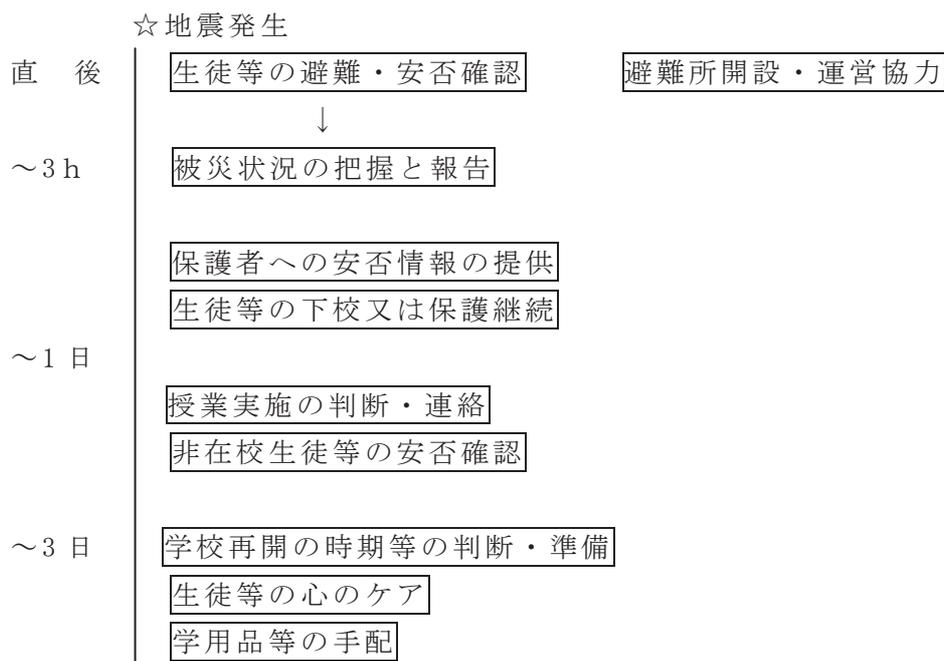
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
学校（私立幼稚園含む）	市教育委員会	被害状況、臨時休業等
市教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会 → 県教育事務所	市教育委員会	指導、助言等
市教育委員会	学校（私立幼稚園含む）	指導、助言等
市	生徒、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注）緊急を要する場合や、市、市教育委員会等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 学校における業務の体系



4 業務の内容

(1) 生徒等の安全確保のための措置

実施主体	対 策	協力依頼先
学校	(1) 生徒の避難・安否確認 ア 生徒が在校している場合 (ア) 生徒の掌握・避難 a 安全な場所に避難 b あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品を携行する。 (イ) 避難生徒の安全確保等 a 避難先での人員の点呼、負傷者の手当等 b 適切な方法により初期消火、救助、搜索活動、消防署への通報 イ 登下校時間帯の場合 (ア) 生徒の掌握・避難・安全確保 a 在校生徒及び学校に避難してきた生徒を掌握し、安全な場所に避難 b あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品を携行する。 (イ) 生徒の安否確認 a 避難してきた生徒から状況を聴き取り、遭難した生徒の情報を得たときは、直ちに消防・県警察等に通報	市消防本部 県警察

	<p>b 現場へ教職員を派遣し、状況を確認す</p> <p>c 登下校中で学校が掌握できない生徒については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認</p> <p>ウ 勤務時間外の場合</p> <p>(ア) 教職員の参集 校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。</p> <p>(イ) 生徒の安否確認 地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒に連絡を取り、安否及び所在を確認する。</p> <p>(2) 被災状況の把握と市教育委員会への報告 (震度4以上場合、被害の有無にかかわらず)</p> <p>ア 生徒及び教職員の安否確認、</p> <p>イ 学校施設の被災状況</p> <p>ウ 夜間等で調査が危険な場合等は、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。</p> <p>(3) 保護者への安否情報の提供・生徒の下校</p> <p>ア 帰宅経路等の安全を確認した上での下校措置</p> <p>イ 幼稚園、小学校及び特別支援学校等は、保護者に連絡し、できる限り保護者から迎えに来てもらう。</p> <p>ウ 保護者と連絡が付かない生徒、又は帰宅しても保護者がいない生徒は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。</p>	
市教育委員会	(1) 情報の集約と教育委員会への報告 生徒、教職員の安否、学校の被害状況等の情報を収集し、市災害対策本部、県教育事務所へ情報を伝達する。	
市	(1) 保護者への安否情報の提供 生徒の安否、学校の被害状況、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報を保護者等へ伝達する。	
県教育委員会	(1) 情報の集約・広報 学校の被害状況、生徒の安否、臨時休校、生徒の下校措置などの情報を集約し、報道機関に報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。	報道機関

(2) 教育活動の再開に向けた措置

実施主体	対 策	協力依頼先
学校	(1) 学校再開時期等の判断・準備	市教育委員会

	<p>ア 校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。</p> <p>(2) 授業実施の判断・連絡</p> <p>イ 校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災状況、生徒の被災状況、通学路の安全性等を総合的に勘案し、授業再開の可否を判断する。</p> <p>ウ 授業の再開の決定は、生徒及び保護者に連絡し、県に報告する。</p> <p>(3) 非在校生徒の安否確認</p> <p>地震発生時に欠席等で在校していない生徒の安否及び所在等の確認する。</p> <p>(4) 生徒の心のケア</p> <p>ア 臨時休校が続く場合は、生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。</p> <p>イ 学校再開後は「心の健康調査」等のストレスチェックとスクリーニングを行い、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。</p> <p>(5) 学用品等の手配</p> <p>生徒が教科書、学用品等を喪失、損失している場合は、教育委員会に報告する。</p>	
市教育委員会	<p>(1) 関係機関との連携</p> <p>ア 学校の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を収集し、市災害対策本部、県教育事務所及び保護者等へ情報を伝達する。</p> <p>イ 学校施設の危険度判定のため専門家を派遣又は斡旋を県に依頼する。</p> <p>(2) 生徒のケア</p> <p>ア 県教育委員会と連携し教職員に生徒の心のケアについて指導し、学校からの要請等に応じて心のケアの専門家を派遣する。</p> <p>イ 避難等で通学が困難になった生徒がいる場合は、スクールバスの運行等の便宜を検討する。</p> <p>ウ 学校から支給を要する教科書、学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配、支給する。</p>	県教育委員会 市福祉部門
市	(1) 心のケア対策	

	生徒の心のケア対策として教育委員会、福祉部局等による連携を図り、速やかに対応ができるよう支援する。	
県教育委員会	<p>(1) 情報の集約・広報 学校の被害状況、臨時休校などの情報を集約し、報道機関に報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。</p> <p>(2) 学校や市への支援 ア 広報等で保護者に生徒の心のケアについての情報を提供する。 イ 教職員に生徒の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。 ウ 被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等で学校再開や心のケアの支援チームを編成し、学校に派遣する。 エ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市に斡旋する。</p>	報道機関

(3) 学校避難所として開放する場合の措置

実施主体	対 策	協力依頼先
学校	<p>(1) 避難所開設・運営協力 ア 市長から指示又は依頼があったとき イ 近隣住民が学校に避難してきたとき</p> <p>(2) 基本的役割 ア 行政職員が出動困難な場合に初期対応、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力</p> <p>(3) 各教職員の役割 ア 校長(園長含む) 避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対する避難所運営に必要な支援 イ 副校長、教頭 校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。 ウ 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援 エ 栄養教諭・学校栄養職員等 学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力 オ 事務職員等 行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保</p> <p>(4) 校舎等を避難所として使用するときの注意 ア 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。</p>	市

	<p>イ 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として開放しない。</p> <p>ウ 特に必要があるときは、普通教室は開放する。</p> <p>エ 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるように配慮する。</p> <p>オ 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、介護員の派遣や福祉施設への入所を依頼する。</p>	
市	<p>(1) 避難所開設・運営の協議</p> <p>ア 避難所開設の指示、協力依頼する。</p> <p>イ 使用施設・教室等の協議を行う。</p>	学校

第25節 文化財応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 地震発生時には、文化財所有者及び防災協力員並びに市民の協力を得て速やかに入場者の避難誘導及び負傷者の保護、救出等に当たる。

イ 文化財所有者と共に、地震により被災した文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

ウ 文化財所有者や市民等の協力を得て、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずるなど、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が現状より失われないような必要措置をとる。

(2) 降雪期の対応

雪崩や建物の崩壊の危険が高いことから、入場者の避難、被災後の建物の点検、文化財の一時搬出等の際し、より一層慎重に行う。また、特に避難誘導路等の確保に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

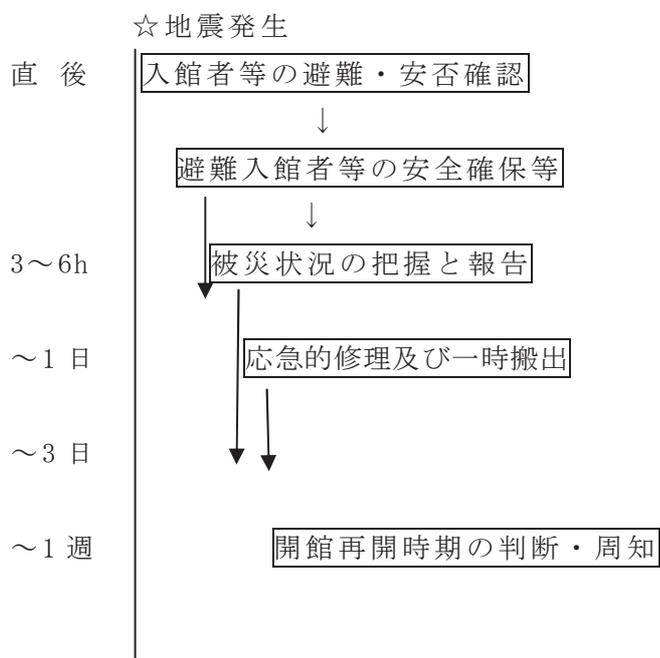
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
文化財各施設 → 市教育委員会	被害状況、負傷者の有無等
文化財所有者 → 市教育委員会	被害状況、負傷者の有無等
市教育委員会 → 県教育委員会	集約された被害状況、負傷者の有無等

(2) 被災地へ

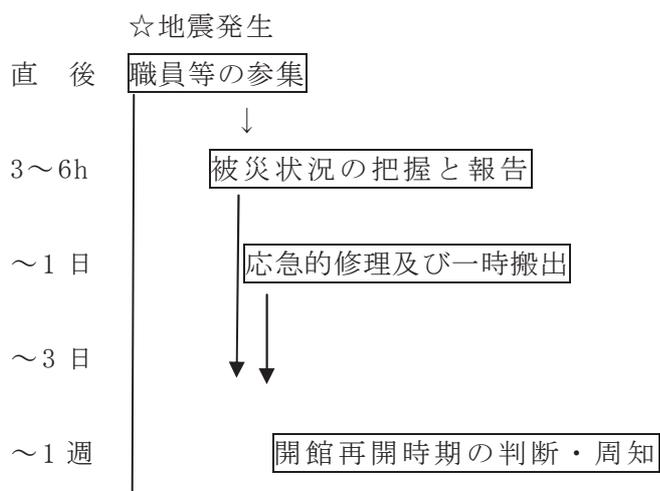
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県教育委員会 → 市教育委員会	指導、助言等
市教育委員会 → 文化財各施設	指導、助言等
市教育委員会 → 文化財所有者	指導、助言等

3 文化財施設における業務の体系

(1) 開館時（施設に入館者等がいる場合）



(2) 休館日または閉館時（施設に入館者等がない場合）



4 業務の内容

(1) 公開している指定文化財

実施主体	対 策	協力依頼先
文化財施設管理者及び所有者	(1) 入館者等の避難・安否確認 ア 速やかに安全な場所に避難誘導する。 イ 避難集合、負傷者の手当、逃げ遅れの確認等を行う。 (2) 避難入館者等の安全確保等 ア 適切な方法により初期消火、救助、搜索活動、消防署への通報を行う。 イ 避難入館者に状況を説明、市指定避難所等に誘導する。 (3) 被災状況の把握と教育委員会への報告 (震度4以上場合、被害の有無にかかわらず) ア 入館者及び施設管理職員等の安否確認の結果を報告する。 イ 文化財の被害状況把握を行い、結果を報告する。 (4) 応急的修理及び一時搬出 ア 現場の安全を確認した上危険のない範囲で、可能な限り被災文化財の保護と救出等の活動に当たる。 イ 施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。 ウ 文化財の盗難等に備える。 (5) 休館日または閉館時の職員等の参集と調査 あらかじめ指定された職員と協力市民は直ちに現場に集合する。 (6) 被災状況の把握と報告 夜間等で調査が危険な場合等は、第1報は可能な範囲で速やかに、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。	消防署 県警察 防災協力員 近隣住民
教育委員会	(1) 情報の収集と報告 ア 入館者及び施設管理職員の安否、文化財の被害状況等の情報を収集する。 イ 市災害対策本部、県教育委員会へ情報を伝達する。	県文化財保護指導員 (必要に応じ)
県教育委員会	(1) 情報の集約・広報 入館者等の安否、文化財の被害状況などの情報を集約し、報道機関に報道を依頼し、住民等への広報に努める。	

(2) 公開していない文化財、未指定文化財（(1)と共通の項目は省略）

実施主体	対 策	協力依頼先
文化財施設所有者	(1) 被災文化財の一時搬出 危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たる。 (2) 被災状況の把握と報告 教育委員会へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。	消防署 県警察 近隣住民
教育委員会	(1) 被災文化財の保護と支援 ア 被災文化財に対する保護・保全を呼びかける。 イ 文化財所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。	

(3) 地震後の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
文化財施設管理者	(1) 開館再開時期の判断・周知 ア 応急的措置及び修理について、必要に応じて市、に相談、協力要請する。 イ 必要な資料を整え、市や県に協力する。	教育委員会
教育委員会	(1) 情報の収集、報告と応急的修理 ア 文化財の被害状況、臨時休館の予定等の情報を収集し、市災害対策本部、県教育委員会へ情報を伝達する。 イ 被災後概ね2週間以内に応急的修理及び一時搬出等の救済措置方針を決定する。 ウ 緊急を要する場合は、文化財保護審議会に諮問することなく文化財の現状変更を行う。 (2) 開館再開時期の判断・周知 応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者、管理責任者からの相談や協力要請に応じる。	
県教育委員会	(1) 情報の集約・広報 文化財の被害状況、臨時休館などの情報を集約し、報道機関に報道を依頼し、市民等への広報に努める。 (2) 文化財所有者への支援。 必要に応じて担当職員を派遣し、被災文化財の応急的措置及び修理についての指導、助言を行う。	報道機関

第26節 障害物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により発生した土砂、落石、倒壊家屋の障害物を速やかに除去することにより、緊急交通路を確保し、二次災害防止のため各施設の機能を確保し、円滑な被災者の保護及び応急対策活動の実施を図る。

防災活動拠点（国・県・市庁舎・警察署・消防署等）、輸送施設（道路・鉄道駅・常設及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル・卸売市場等）及び防災備蓄拠点と連絡する緊急交通路を確保する。

また、それらの被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広域かつ大規模であると判断された場合は県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定するものとする。

(2) 降雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、国県等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	国（施設管理者） 県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
国（施設管理者） 県（施設管理者）	国 県	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	国 県	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国 県	市	障害物除去に関する情報
国 県	国（施設管理者） 県（施設管理者）	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（地震発生からの達成目標の目安）

被災地における障害物の情報収集（3時間以内）

↓

障害物処理計画の策定

↓

緊急輸送道路の障害物の除去（6時間以内）



その他の輸送路等の障害物の除去（24時間以内）

4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 管理区域の道路上等の障害物の状況を調査し、情報を収集する。	
道路管理者	(1) 管理区域の道路の障害物の状況を調査し、市災対本部に報告する。	
河川管理者	(1) 管理区域の障害物の状況を調査し、市災対本部に報告する。	
県	(1) 障害物除去を必要とする道路、河川、港湾、漁港等の公共管理施設の情報を収集する。 (2) 建物関係障害物の情報を収集する。	

(2) 緊急輸送道路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去)

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、県等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 (2) 除去した障害物は、あらかじめ仮集積場として定めた場所に集積する。	社団法人新潟県建設業協会魚沼支部及び魚沼市建設業者会
道路管理者	(1) 管理区域の道路の障害物を除去する。 (2) 特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 (3) あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。	応援協定先企業団体等
河川管理者	(1) 危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。	
県	(1) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。	輸送路等の施設管理者

魚沼市建設業社 会等	(1) 市からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	
---------------	--------------------------------------	--

【参考資料：資料編「障害物（土砂）の集積場所」】

第27節 遺体等の搜索・処理・埋火葬計画

1 計画の方針

大規模な地震では、建造物の倒壊、火災により、多くの死者が発生することがある。市は関係機関相互の協力体制のもとに、公衆衛生上の危害を未然に防止し、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋火葬等一連の業務を迅速に行う。

また、市単独での実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の迅速化のため、近隣市町又は県に応援要請を行う。

一連の業務にあたっては、遺族等の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

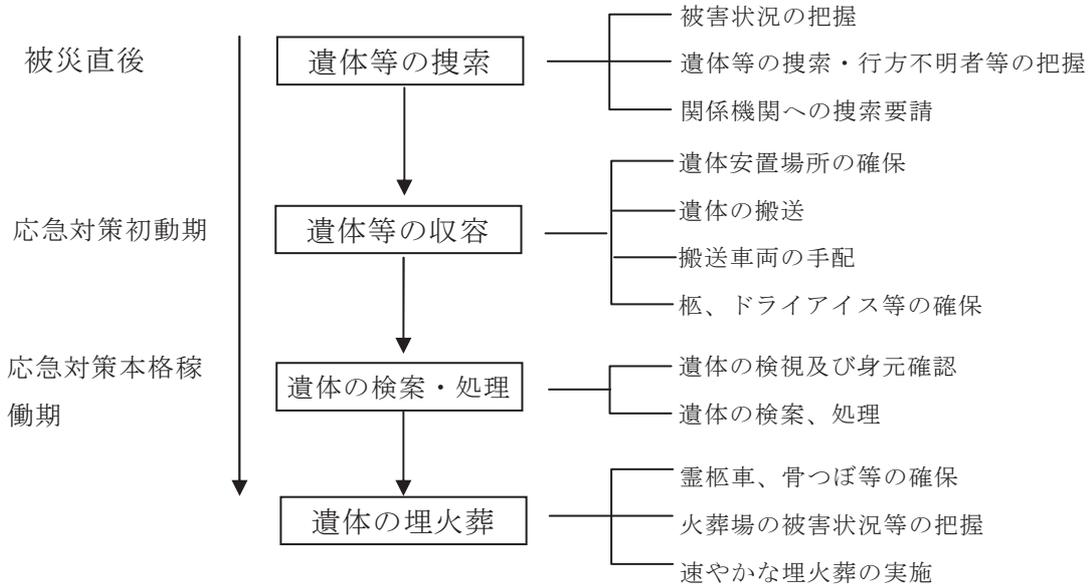
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
市 → 県（魚沼地域振興局 福祉保健部等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 遺体多数の場合における埋火葬許可手続の簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町への応援要請
県（魚沼地域振興局 福祉保健部等） → 市（火葬場設置者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割り振りの通知
県（魚沼地域振興局 福祉保健部等） → 協定先事業所・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊への応援要請（市の要請による） ・ 新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市の要請による） ・ 新潟県葬祭業協同組合に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市の要請による） ・ 近隣市町への応援要請（市の要請による） ・ 市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会への要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 自衛隊への応援情報
市	遺族等	・ 遺体安置場所等の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 県に搜索状況を報告するとともに、 <u>県警察</u> 、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行う。	<u>県警察</u> 自衛隊等関係機関
県	(1) 県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行う。	自衛隊
県警察 自衛隊等関係機関	(1) 遺体等の搜索を市と協力して行う。 (2) 県警察は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

市	<p>(1) 遺体多数のため、短時日に遺体の検案・処理及び身元識別並びに埋火葬ができない場合は、遺体の安置場所(寺院・学校敷等)を確保し、関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。</p> <p>(3) 遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するため、柩・ドライアイス等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。</p>	<p>寺院、学校等 葬祭業者等 県(魚沼地域振興局福祉保健部等)</p>
県(魚沼地域振興局福祉保健部等)	<p>(1) 市から搬送車両の手配要請があった場合、新潟県トラック協会に要請する。</p> <p>(2) 市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、新潟県葬祭業協同組合に協力を要請する。</p>	<p>新潟県トラック協会 新潟県葬祭業協同組合</p>
県警察	<p>(1) 遺体を車両及びヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置を行う。</p>	
新潟県トラック協会	<p>(1) 要請により搬送車両を手配する。</p>	
新潟県葬祭業協同組合	<p>(1) 要請により柩、ドライアイス等の手配をする。</p>	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) 小千谷市魚沼市医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。</p> <p>(2) 県警察及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。</p>	<p>小千谷市魚沼市医師会 県(日本赤十字社新潟県支部・新潟県医師会) 県警察等</p>
県(魚沼地域振興局福祉保健部等)	<p>(1) 市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に要請する。</p>	<p>日本赤十字社新潟県支部 新潟県医師会</p>
県警察	<p>(1) 収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。</p> <p>(2) 身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。</p>	
小千谷市魚沼市医師会 日本赤十字社新潟	<p>(1) 死因その他の医学的検査を行う。</p> <p>(2) 検視及び医学的検査を終了した遺体について洗淨、縫合、消毒等の処理を行う。</p>	

県支部 新潟県医師会		
---------------	--	--

(4) 遺体の埋火葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 霊柩車が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。 (2) 骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。 (3) 遺体が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合は、埋火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。 (4) 災害時の火葬数に応じた人員体制を確保し、速やかに火葬を行う。	県（魚沼地域振興局福祉保健部等） 葬祭業者等
県（魚沼地域振興局福祉保健部等）	(1) 市から霊柩車の手配要請があった場合は、新潟県トラック協会に協力を要請する。 (2) 市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、新潟県葬祭業協同組合に協力を要請する。 (3) 市から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	新潟県トラック協会 新潟県葬祭業協同組合
新潟県トラック協会	(1) 要請により霊柩車による遺体の搬送を行う。	
新潟県葬祭業協同組合	(1) 要請により骨つぼ等を手配する。	

第28節 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、動物愛護センター等県関係機関、県獣医師会、県動物愛護協会等関係機関に支援を要請するとともに協力体制を確立し、情報の共有化により、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

(2) 降雪期の対応

風雪と寒さ対策による被災動物の保護を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

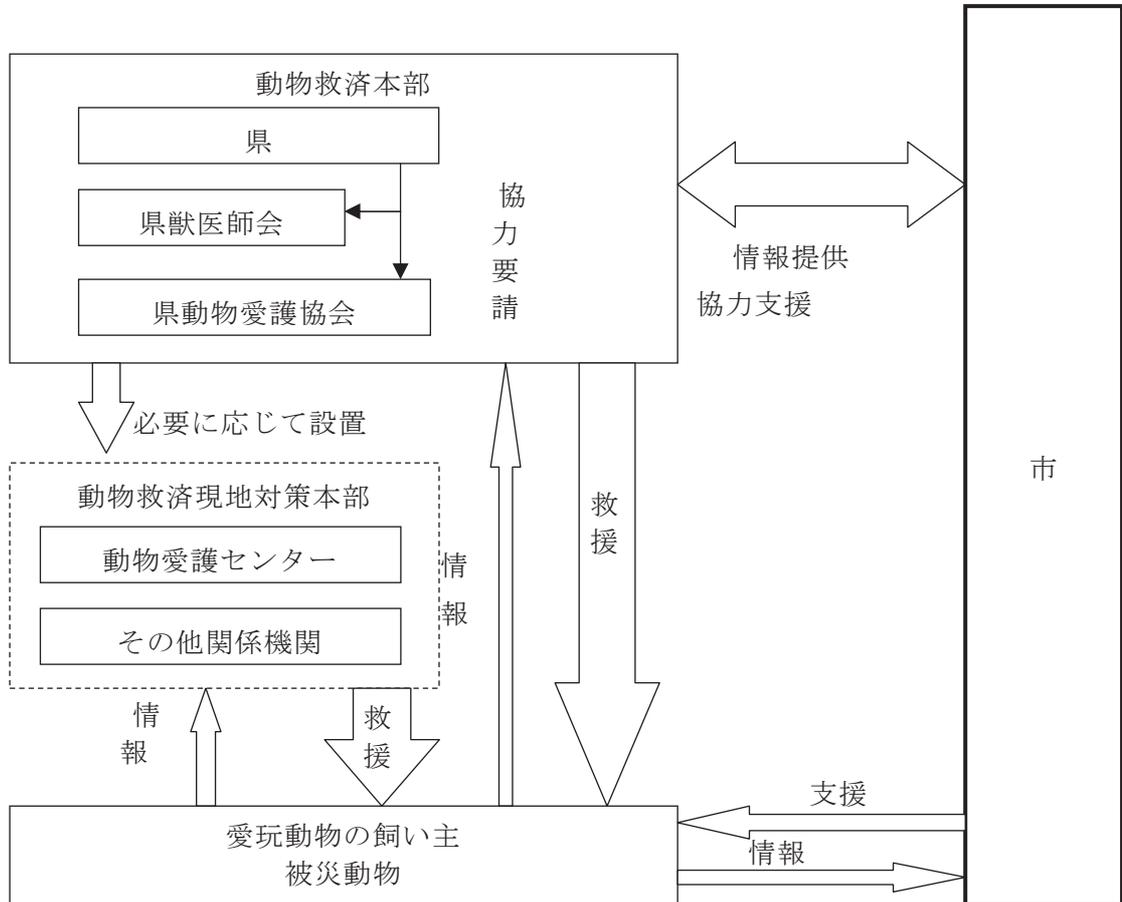
情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者		市	動物救済のニーズ
市		県	避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報

(2) 被災地へ

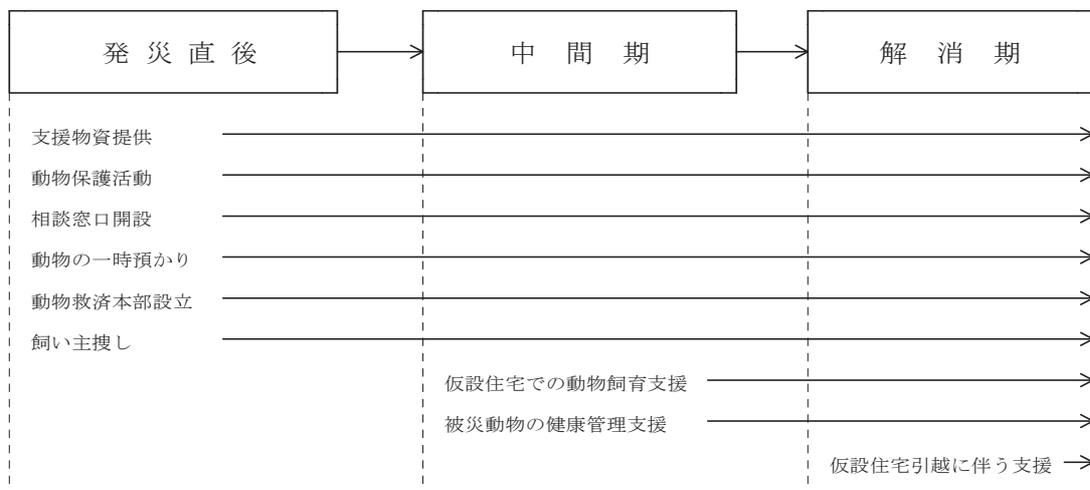
情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
県		市	動物救済本部の情報
市		避難所、避難者	動物救済活動の情報

3 組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で「動物救済本部」を設置し、動物救援活動を実施する。市は、避難所、仮設住宅等における愛玩動物の状況の確認と、動物愛護センターをはじめ関係機関に情報提供と支援要請を行う。



4 業務体系



5 業務の内容

(1) 愛玩動物の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
飼主等	<p>(1) 災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品を確保する。</p> <p>(2) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応をする。</p>	市
市	<p>(1) 県と協働し、「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</p> <p>(2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>(3) 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p>	県 動物救済本部
県	<p>(1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資を確保する。</p> <p>(2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、市民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(3) 動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、県動物愛護協会と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</p> <p>(4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。</p> <p>(5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。</p> <p>(6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。</p> <p>(7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救済本部への連絡調整及び要請を行う。</p>	獣医師会 動物愛護協会 市
獣医師会	<p>(1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。</p> <p>(2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備</p>	県 動物愛護協会 市

	し、発災直後の県・市からの要請に備える。	
動物愛護協会	<p>(1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物んお救済活動を実施する。</p> <p>(2) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。</p>	県 獣医師会 市
動物救済本部	<p>(1) 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害本部に物資を提供する。</p> <p>(2) 負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(3) 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預かりを行う。</p> <p>(5) 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。</p> <p>(6) 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p> <p>(7) 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。</p> <p>(8) ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協議するものとする。</p>	

第29節 ガスの安全・供給対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後直ちに、二次災害防止のために必要な緊急点検及び応急対策を実施する。

都市ガスの供給を停止した場合は、二次災害防止措置と並行して早急に復旧計画を定め、安全を最優先としながらも復旧、供給開始が早期に完了し、市民生活の安定が図れるよう最大限の措置を講じる。

(2) 避難行動要支援者等に対する配慮

ア 避難行動要支援者世帯の緊急点検、安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行う。

イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認する。

(3) 降雪期の対応

降雪期の地震発生における二次災害防止と緊急点検、安全確認点検の迅速な実施のため、ガスメーター、配管周辺の除雪を各需要家が行う。また市は必要な広報等を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者、市消防本部、警察、LPガス事業者等	市	供給等支障状況、停止状況、ガス漏れ・事故等発生状況
市	国、県、市消防本部、警察	ガス漏れ・事故等発生状況 供給等支障状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県、市	被災者	二次災害発生防止情報、供給停止状況、供給支障状況、復旧状況及び見込情報
県	市 LPガス事業者等	安全確保の指導
復旧支援団体	市	復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス（事業者：市）

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	県への報告		復旧状況等
	消費先の安全確認、 供給再開		
発生後 概ね14日	供給再開完了		

(2) LPガス（事業者：各LPガス事業者）

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震後 1時間	充てん所の点検	消費先設備の修理	
	消費先ガス設備の点検		
	県への報告		
3時間			二次災害防止措置
2日	消費先の緊急点検完了		
3日	充てん所の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	(1) 地震発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏洩時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 (2) 避難時に避難行動要支援者誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	消防、警察
	(1) ガス漏れ、供給停止等の情報を通報する。	市、LPガス事業者
市	(1) 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、県、LPガス事業者

	<p>(1) ガス供給設備の安全点検を行う。</p> <p>(2) 消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。</p> <p>(3) 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。</p>	<p>(一社)日本ガス協会 新潟県ガス協会 魚沼市管工事業協同組合</p>
	<p>(1) 都市ガス施設復旧までの間、市の要請があった場合に、L P ガス及び機器を供給する。</p>	<p>(一社)新潟県エルピーガス協会 (一社)日本ガス協会 新潟県ガス協会</p>
<p>L P ガス事業者</p>	<p>(1) L P ガス充てん所の安全点検を行う。</p> <p>(2) 消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。</p>	<p>(一社)新潟県エルピーガス協会等</p>

第30節 給水・上水道施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

飲料水及び生活用水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

地震が発生したときは直ちに施設の緊急点検を実施し、供給不能区域を特定し、被害程度により、応急給水の方法を決定する。この際には、避難所、医療機関及び公共施設を優先するものとする。

これと同時に、応急復旧、本復旧計画を策定し、早期に給水機能の復旧を完了し、市民の生活及び心身の安定を図るものとする。

また、市民に対して断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について適切な広報を実施する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

ボランティア活動や住民相互の協力体制等の対応を確認し、避難行動要支援者に対して確実に給水を行うものとする。給水不能の場合は、福祉避難所への入所を検討する。

(3) 降雪期の対策

道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行い、円滑な復旧作業を図る。また、各需要家は、緊急点検が実施できるよう、水道メーター、止水栓周りの除雪を行う。

運搬給水に際しては、道路状況が分かりづらいため、慎重に実施するとともに、必要に応じて自衛隊に依頼する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
市 → 県 関係機関	(1) 被災直後 ア 水道施設の被害、断減水の状況 イ 市全域の被害状況（孤立集落の発生状況等） ウ 応援部隊の要請 (2) 応急復旧開始後 ア 応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） イ 復旧の見通し ウ 他ライフラインの復旧に関する情報
県 → 関係機関	(1) 全般的な水道施設等の被災状況 (2) 応援部隊の派遣要請 (3) 全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	(1) 広域的な被害情報 (2) 応援要請に関する助言 (3) 飲料水の衛生確保対策 (4) 支援制度に関する情報
市	市民	(1) 断減水の影響範囲 (2) 応急給水、応急復旧の実施方法 (3) 飲料水の衛生確保対策 (4) 応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆地震発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)		
直後 ～3h ～6h ～12h	3 リットル / 日 生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○ 応急対策の方針決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・ 応急給水、応急復旧の方針 		
3 日		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ◆ 応急給水活動 第1段階 ・ 拠点給水 ・ 運搬給水 ・ 保存水 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ◆ 応急復旧活動 第1段階 ・ 主要施設の復旧 ・ 通水作業 ・ 医療機関への応急復旧 </td> </tr> </table>	◆ 応急給水活動 第1段階 ・ 拠点給水 ・ 運搬給水 ・ 保存水	◆ 応急復旧活動 第1段階 ・ 主要施設の復旧 ・ 通水作業 ・ 医療機関への応急復旧
◆ 応急給水活動 第1段階 ・ 拠点給水 ・ 運搬給水 ・ 保存水	◆ 応急復旧活動 第1段階 ・ 主要施設の復旧 ・ 通水作業 ・ 医療機関への応急復旧			
1 週間	20～30 リットル 最低生活 水量	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 第2段階 ・ 仮設給水栓の設置 ・ 拠点給水 ・ 運搬給水 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 第2段階 ・ 仮設給水栓の設置 ・ 主要配水管の応急復旧 ・ 通水作業 </td> </tr> </table>	第2段階 ・ 仮設給水栓の設置 ・ 拠点給水 ・ 運搬給水	第2段階 ・ 仮設給水栓の設置 ・ 主要配水管の応急復旧 ・ 通水作業
第2段階 ・ 仮設給水栓の設置 ・ 拠点給水 ・ 運搬給水	第2段階 ・ 仮設給水栓の設置 ・ 主要配水管の応急復旧 ・ 通水作業			
2 週間	30～40 リットル 生活水量 の確保	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 第3段階 ・ 仮設給水栓の増設 ・ 緊急用井戸等の使用 （生活用水） </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 第3段階 ・ 仮設給水栓の増設 ・ 配水、給水管の応急復旧 ・ 通水作業 </td> </tr> </table>	第3段階 ・ 仮設給水栓の増設 ・ 緊急用井戸等の使用 （生活用水）	第3段階 ・ 仮設給水栓の増設 ・ 配水、給水管の応急復旧 ・ 通水作業
第3段階 ・ 仮設給水栓の増設 ・ 緊急用井戸等の使用 （生活用水）	第3段階 ・ 仮設給水栓の増設 ・ 配水、給水管の応急復旧 ・ 通水作業			
1 ヶ月	各戸 1 給水栓	第4段階 各戸 1 給水栓の設置 応急復旧の完了		

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ア テレメーター監視システム等による主要施設（取水・導水・浄水・配水施設）の被災状況確認 イ 職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ウ 他のライフライン担当部局等から情報収集	魚沼市管工事業協同組合等

県	(1) 必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 (2) 必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	(公社)日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会等
---	---	-----------------------------

(2) 市民への広報や報道機関への対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 市は被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場・配水池・避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について市民に広報、周知する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 二次災害の防止措置 ア 水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動 イ 配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ウ 消火活動のための消防部局へ情報提供 エ 消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 オ 上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 (2) 衛生確保のため被害発生地区の管路の遮断	
県	(1) 二次災害の防止措置 ア 有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等への取水停止等を要請 イ 緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市町村を通じて県民に周知、指導	

(4) 応急対策方針の決定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 応急給水計画及び応急復旧計画の策定 ア 主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数を迅速かつ的確に把握し、地区ごとに応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 (2) 応援要請 ア 動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、必要により応援要請を行う。	(公社)日本水道協会新潟県支部 魚沼市管工事業協同組合等
県	(1) 市の要請等必要に応じて、応急対策計画の立案、技術支援ができるよう関係団体に対し応援の要請	(公社)日本水道協会新潟県支部

	を行う。	新潟県水道協会
--	------	---------

(5) 応急給水活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 被害状況に応じて地区ごとに給水方法を選定する。 (2) 病院、避難所、社会福祉施設等を優先する。 (3) 衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 (4) 日報、写真等により活動状況を記録する。	近隣市町村 (公社)日本水道協会 新潟県水道協会
県	(1) 緊急用井戸等を使用する場合の衛生確保について、必要に応じて職員等を派遣し指導する。 (2) 必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

(6) 応急復旧活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 (2) 病院、避難所、社会福祉施設等を優先する。 (3) 他のライフライン担当部局等及び事業者と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 (4) 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 (5) 日報、写真等により活動状況を記録する。	道路管理者 流域下水道管理者 N T T
県	(1) 異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン事業者と調整を図る。	道路管理者 流域下水道管理者 N T T

第31節 下水道施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 地震発生後直ちに下水道管理者等と需要家等が協力し合い、被害状況の把握及び応急復旧を実施する。

イ 下水道施設が使用可能となるまでは、早期復旧のため使用を自粛する。この場合、地震発生から3日間程度は、原則として各々備蓄していた携帯トイレを使用する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は、使用できない場合は仮設トイレ等の設置により対応する。

イ 被災箇所にて要配慮者が進入し事故が起きないように、直ちにバリケード等を設置する。

(3) 降雪期の対応

マンホールの隆起等、道路除雪に危険が発生するため、道路管理者等と協力し危険箇所を把握し対応する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

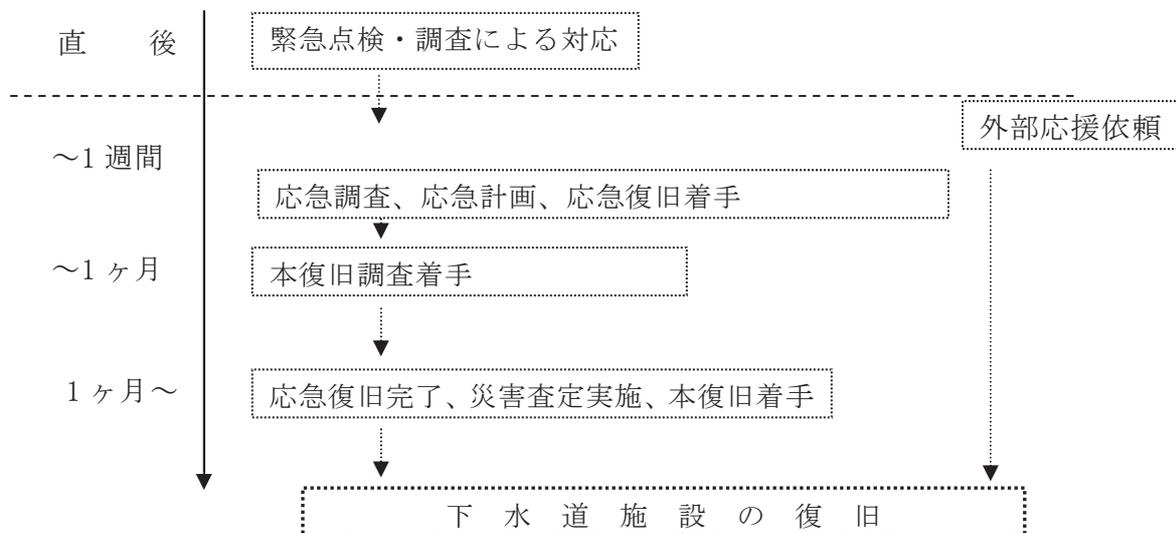
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県、(協定先) 企業、 団体	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 緊急点検・調査による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	(1) マンホール、路面状況、処理場の異常が確認できた場合に自治会長、市へ報告する。	市
市	(1) 下水道施設等、市管理施設の緊急点検、緊急調査を実施する。 (2) 緊急調査に基づく応急復旧計画を策定する。 (3) 流域下水道関連公共下水道の緊急点検、緊急調査を実施し、流域下水道施設管理者である県との連絡・調整を図る。	県 北海道・東北ブロック 災害応援連絡会 (一社)地域環境資源 センター 公益社団法人日本下 水道管路管理業協会 協定事業者等
県	(1) 流域関連公共下水道管理者である市との連絡、調整を図る。	市
公益財団法人新 潟県下 水道公社	(1) 県の指示に基づき、流域下水道施設を点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急措置等を実施するとともに、流域関連公共下水道管理者である市との連絡、調整を図る。	市 協定業者等

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 (2) 仮設用資材調達をする。 (3) 地域住民等に応急復旧状況を周知する。	県 北海道・東北ブロック 災害応援連絡会議 (一社)地域環境資源

	(4) 県に応急復旧状況等を連絡する。 (5) 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	センター 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 協定業者等
県	(1) 地域住民等に市を通じて応急復旧状況等を周知する。	市
公益財団法人新潟県下水道公社	(1) 県の指示に基づき、流域下水道の応急復旧を実施し、流域関連公共下水道管理者である市との連絡、調整を図る。	市 協定業者等

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 県、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 (2) 応援者の受け入れ態勢をつくる。	県 協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 災害査定のために調査、準備を行い災害査定を受ける。 (2) 本復旧計画に基づき、下水道の本復旧を実施する。 (3) 地域住民に本復旧の状況を周知する。 (4) 避難所等を優先的に復旧する。	県 北海道・東北ブロック 災害応援連絡会議 (一社)地域環境資源センター 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 協定事業者等
県	(1) 地域住民等に市を通じて本復旧状況を周知する。	市
公益財団法人新潟県下水道公社	(1) 県の指示に基づき、流域下水道の復旧に協力し、流域関連公共下水道管理者である市との連絡、調整を図る。	市 協定業者等

第32節 危険物等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物施設等（危険物施設・火薬類貯蔵施設・高圧ガス施設・毒劇物保管施設・有害物質取扱施設・放射性物質施設等）の地震等による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はその恐れがある場合には、あらかじめ付近の避難行動要支援者を把握し、事業所及び関係機関と協力し避難等を行う。

(3) 降雪期の対応

緊急時応急対策が行われるよう、災害発生現場への車両等の通行路を確保するため、関係機関に除雪等を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所 → 市消防本部	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
市消防本部 → 県市県警察	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県 → 防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所 → 県市消防本部市県警察	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県 → 防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関 → 県	防災資機材の調達可能量等

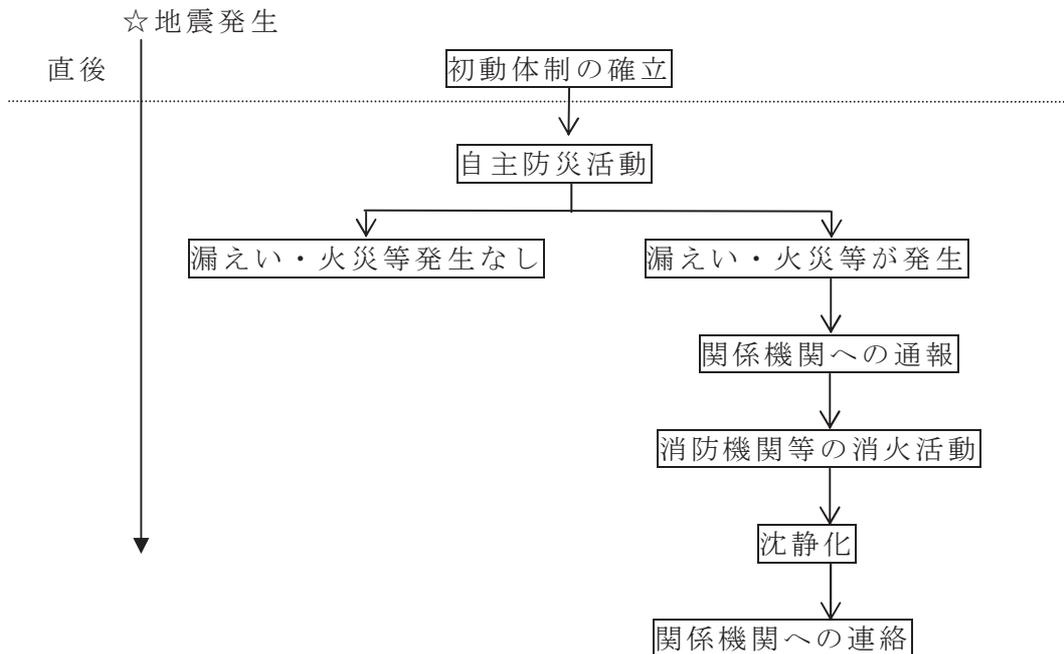
県	市消防本部 市	(1) 関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 (2) 災害広報及び避難誘導の要請
市消防本部	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

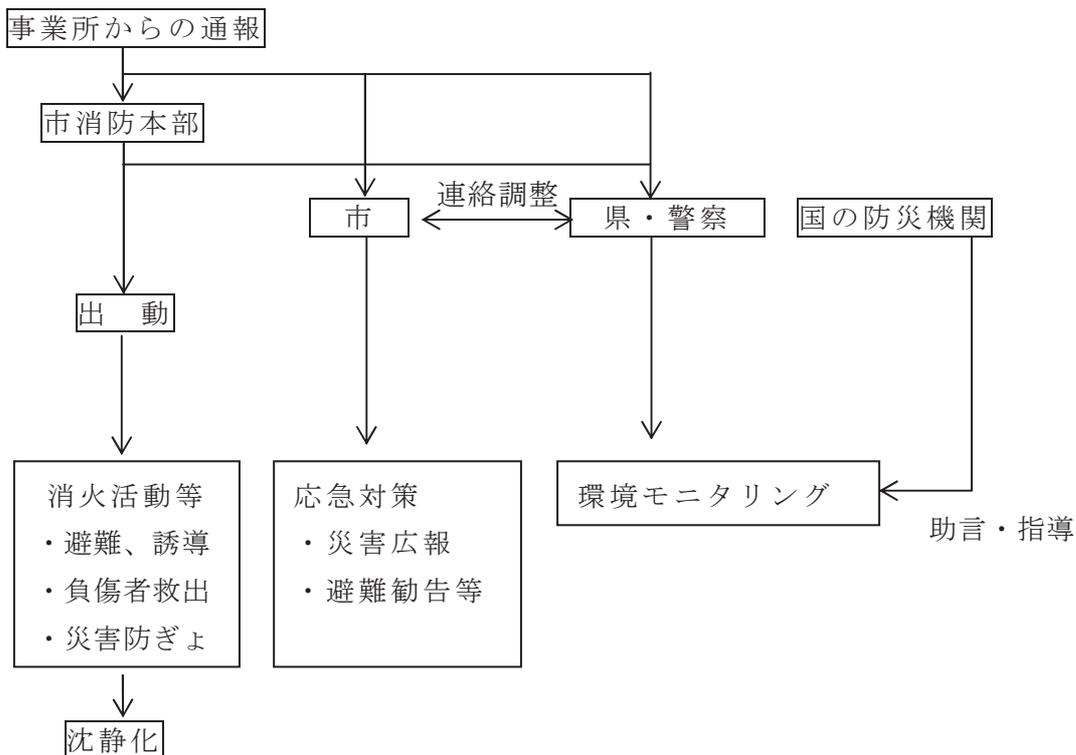
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 市消防本部 県警察 災害発生事業所	(1) 災害広報及び避難誘導の要請 (2) 関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・市等における業務の体系



4 業務の内容

(1) 地震発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	(1) 地震発生時には直ちに応急点検を実施する。	市消防本部

	<p>(2) 地震により被害を受けた場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>(3) 地震により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>(4) 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。</p> <p>(5) 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。</p>	<p>県警察 隣接事業所</p>
市	<p>(1) 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、市民を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。</p>	
市消防本部	<p>(1) 事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。</p> <p>(2) 災害が発生する恐れがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</p>	
県	<p>(1) 消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。</p>	

(2) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	<p>(1) 危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は市消防本部、県警察等の関係機関に通報連絡する。</p>	
事業所	<p>(1) 関係機関と密接な連絡を保つとともに、初期対策を迅速、的確に実施する。</p>	
市	<p>(1) 付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。</p>	
市消防本部	<p>(1) 災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防ぎよ対策を講じる。</p>	
国 県	<p>(1) 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者へ直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。</p>	

	(2) 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境モニタリング調査を実施する。	
--	--	--

(3) 市民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	(1) 地域住民の安全を確保するため関係機関に協力を求め、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じる。	
市 市消防本部	(1) 災害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
県	(1) 関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	

第33節 道路・橋梁等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路を管理する各関係機関や団体と協力し、施設の被害状況の把握および応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
道路パトロール		市	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
地域の建設業者等		市	
自治会等		市	

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
市		関係機関	道路管理者間の連絡情報等
市		自治会等	被災状況、復旧見込み
市		市民	道路情報

3 業務の体系

震度4以上の地震発生

- 被災状況の把握
- ↓
- 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知
- ↓
- 施設の緊急点検
- ↓
- 道路啓開と応急復旧および道路情報の周知

4 業務の内容

(1) 被災状況の把握と施設の緊急点検

実施主体	対	策	協力依頼先

市	<p>(1) 被災状況の把握 道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。特に緊急輸送道路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。</p> <p>(2) 施設の緊急点検 橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。</p>	<p>一般社団法人新潟県建設業協会 魚沼支部及び魚沼市建設業者会</p> <p>県 国</p>
道路占用施設管理者	<p>上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は市に通報するとともに、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。</p> <p>また、市は必要に応じて協力、支援等を行う。</p>	<p>市 県 国</p>

(2) 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) 通行規制等の緊急措置 道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察および関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。 また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。</p> <p>(2) 道路情報の周知 ホームページ、市報等を活用し道路情報を市民や関係機関に周知する。</p>	<p>国・県</p>

(3) 道路啓開と応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

<p>市</p>	<p>(1) 道路啓開</p> <p>ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者と連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。</p> <p>イ 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。</p> <p>ウ 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</p> <p>エ 道路上の障害物の除去について、県警察、市消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力を要請する。</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。</p> <p>ア 道路情報の周知</p> <p>道路情報板、ホームページ、市報等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。</p>	<p>一般社団法人新潟県建設業協会 魚沼支部及び魚沼市建設業者会 一般社団法人新潟県測量設計業協会及び魚沼市測量設計業協会 国・県 県警察 自衛隊</p>
----------	--	--

第34節 治山・砂防施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡するとともに、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、主として避難行動要支援者が利用する施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 降雪期の対応

地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

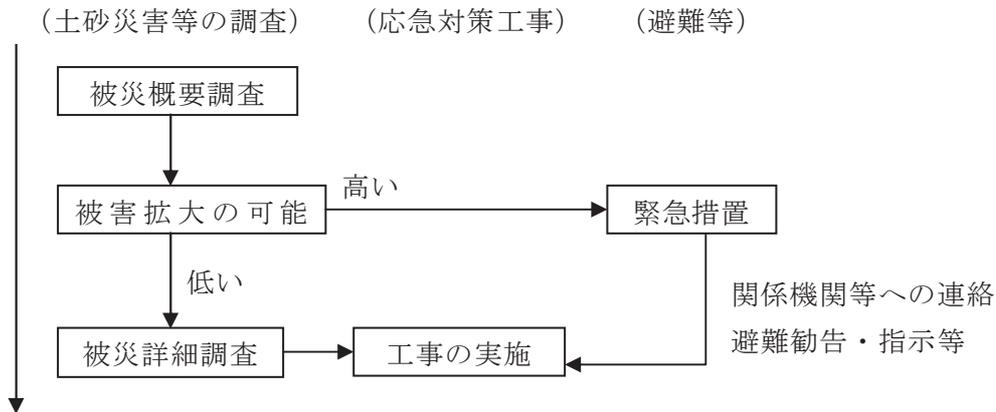
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、県警察	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
市・県	企業等	調査、応急対策工事指示
県	国	被害情報 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
国・県	市	防災情報、調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	市民 県警察	防災情報、調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・指示等

3 業務の体系（県と連携して対応する）

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を市民等に連絡する	
市 国 県	(1) 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 (2) 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 (3) 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 (4) 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。	
県	(1) 被災概要調査結果及び状況の推移を市及び当関係機関等に連絡する	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先

市、国、県	<p>(1) 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。</p> <p>(2) ワイヤセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。</p>	<p>一般社団法人新潟県建設業協会 魚沼支部及び魚沼市建設業者会</p>
-------	---	--

3) 避難勧告・指示等の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) 土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。</p> <p>(2) 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。</p>	
国、県	<p>(1) 迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。</p>	

第35節 河川の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市民等から河川施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川施設の被災を確認した時は、県へ連絡するとともに、施設の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

施設に被害が及ぶと予測される場合は、避難準備情報を発令し、逃げ遅れの無いよう早めの情報提供を行う。

(3) 降雪期の対応

降雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 情報の流れ

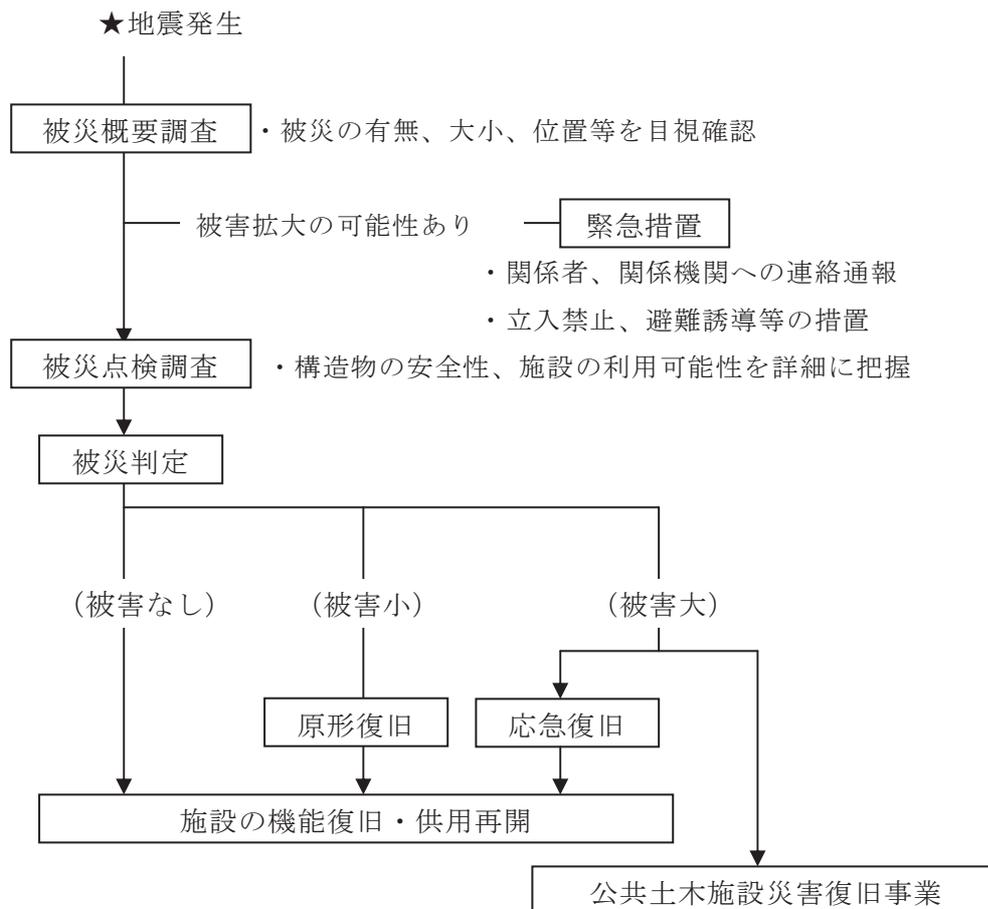
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民 県警察 市消防本部	市	施設被災の通報
市	国（施設管理者） 県（施設管理者）	詳細な施設被災情報
国（施設管理者） 県（施設管理者）	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	点検実施状況、津波情報、点検結果（被災状況）、緊急復旧情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市 県警察 市消防本部	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市	市民 県警察 市消防本部	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令

3 業務の体系役割



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	
県 国	(1) 被災状況の把握及び施設の緊急点検を実施し、異常を発見した場合は応急措置を講じる。市民に被害が及ぶ恐れがあるときは、市、消防機関、県警察等に通報する。	

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
県 国	(1) パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。	

(3) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先

市	(1) 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	
県 国	(1) 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会

(4) 市民に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>(1) 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民へ逐次連絡する。</p> <p>(2) 地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、市民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。</p> <p>(3) 被災した施設の被害規模が拡大し、市民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難勧告等を発令する。</p>	

第36節 農地・農林業用施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、土地改良区、森林組合及び各施設管理者等は、連携して地震発生直後の地震情報の収集、連絡にあたりとともに、各々が管理管轄する各施設等の緊急点検を行い被害状況の把握及び二次災害防止措置、緊急的応急対策を速やかに実施し、農地、農林業用施設等の機能回復に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮策

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、市民に対する避難のための勧告、指示等を行うとともに、適切な避難補助及び救助を実施する。

(3) 降雪期の対応

積雪により、地上から緊急点検を実施できない場所又は地上からのアクセスが危険だと予見される場合は、県の防災ヘリコプター等を依頼し、雪崩の発生を誘発しない範囲で、上空から緊急点検を実施する。

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずる。

2 情報の流れ

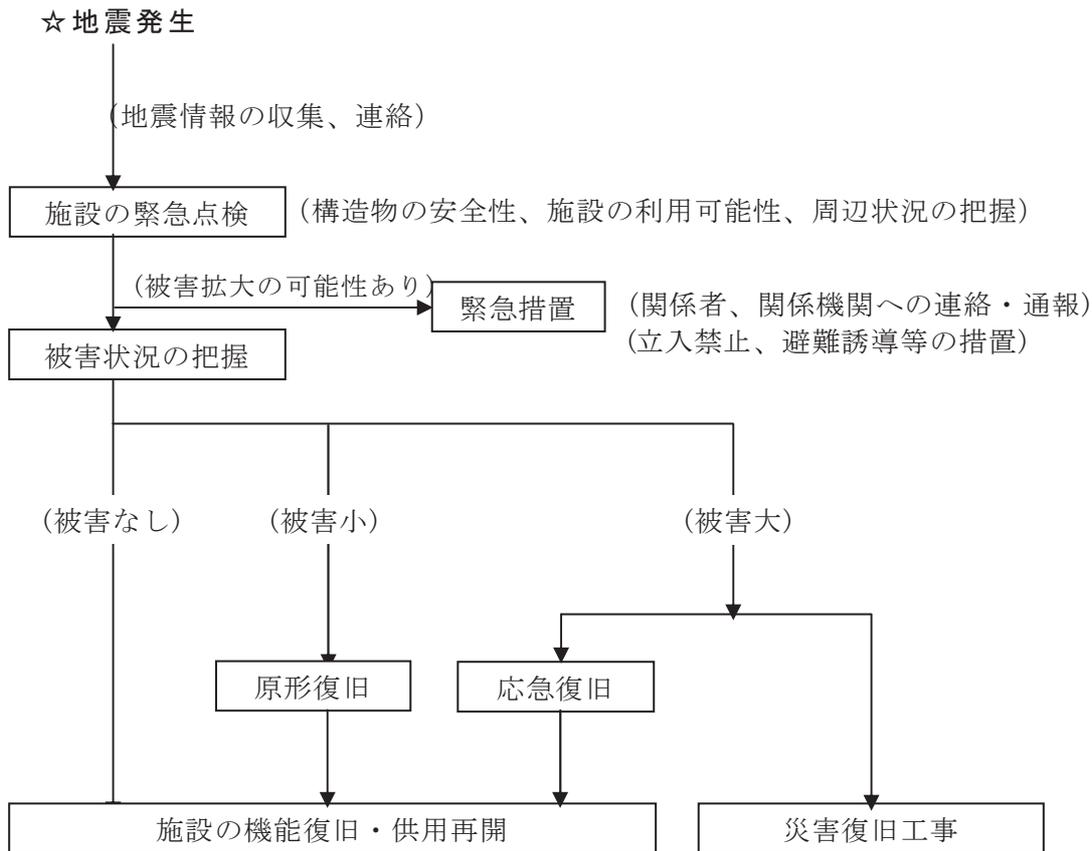
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区 森林組合 施設管理者等 連合自治会長・嘱託員	市	被害情報、危険箇所、応急対応等の情報
市	県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	県事業実施ヶ所の被害情報
市	土地改良区 森林組合 施設管理者等 連合自治会長・嘱託員	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県市	(1) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 (2) 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 (3) 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局 建設業協会等 専門技術者等
土地改良区 森林組合 施設管理者 (連合自治会長・囑託員)	(1) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 (2) 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	県市 建設業協会等

(2) 主要構造物や建築物（ため池・貯水池等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	(1) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	北陸農政局 市

	(2) 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	建設業協会等 専門技術者等
市	(1) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 (2) 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県 建設業協会等
土地改良区 森林組合 施設管理者	(1) 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 (2) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	県 市 建設業協会等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市	(1) 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 (2) 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 建設業協会等
土地改良区 森林組合 施設管理者 (連合自治会長・囑託員)	(1) 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 (2) 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 市 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農林道及び基幹農林道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 (2) 通行が危険な道路については県、県警察等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 森林組合 施設管理者 (連合自治会長・囑託員)	(1) 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 (2) 通行が危険な道路については市に通報するとともに、必要に応じて通行禁止等の措置を講ずる。	県 市 建設業協会等

第37節 農林水産業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係団体が連携して、農林水産物の被害状況の調査集約を行い、この結果により、応急処置、二次災害防止、各種保険・共済制度の手続き等の事後対策を実施し、施設及び生産者等の損失を最小限に食い止める。

(2) 降雪期の対応

積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係する機関、団体、生産者等が連携して速やかに防止措置を講ずる。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

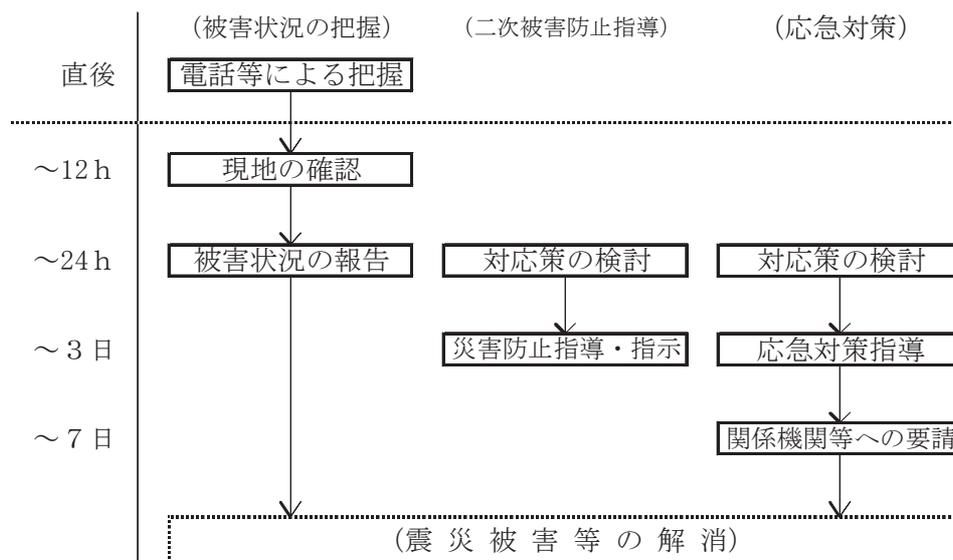
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	県	被害状況、被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市・関係団体	具体的な指導・指示

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 農業協同組合等と連携して農作物及び農業用施設の被害状況を調査(降雪期にあつては併せて降雪、積雪の状況も把握)する。	農業協同組合、農業共済組合等

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 ア 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置 イ 農業用燃料の漏出防止措置 ウ 農薬の漏出防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県	(1) 農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。 ア 農作物の病虫害発生予防のための措置 イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 オ 種苗の供給体制の確保 カ 農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等
県	(1) 被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	J A 全農新潟県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 家畜飼養者の被害状況を調査する。	農業協同組合、酪農農業協同組合、農業共済組合

県	(1) 市と連携して地域振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。	市、農業協同組合、酪農農業協同組合、農業共済組合
---	--	--------------------------

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 ア 畜舎の二次倒壊防止措置 イ 停電発生農場への電源供給 ウ 生存家畜の救出 エ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、酪農農業協同組合、農業共済組合
県	(1) 二次災害防止、応急対策の調整を行う。 ア 二次災害防止対策への協力 イ 関係機関、団体への協力要請	市、農業協同組合、酪農農業協同組合、農業共済組合

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 県の協力を得ながら、下記の応急対策を実施、協力する。	農業協同組合、酪農農業協同組合、農業共済組合
県	(1) 市と連携し下記の応急対策を講じる。 ア 死亡・廃用家畜の処理 (ア) 死亡家畜の受け入れ体制確保 (イ) 死亡家畜の埋却許可 (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 (エ) 家畜廃用認定 (オ) 家畜緊急輸送 (2) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ア 家畜飼養者に対する衛生指導 イ 被災家畜の健康診断、畜舎消毒 ウ 家畜伝染病予防接種体制の確保 (3) 動物用医薬品及び飼料等の供給 ア 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 イ 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	市、農業協同組合、酪農農業協同組合、農業共済組合等

(3) 林産物及び林業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 関係団体と連携し、被害状況を調査する。	森林組合、農業協同組合、生産組合等
県	(1) 市、関係団体と連携し、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	市、森林組合、農業協同組合、生産組合等

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 ア 倒木等の除去 イ 林業用関係施設の倒壊防止措置 ウ 燃料、ガス等漏出防止措置	県、森林組合、農業協同組合、生産組合等
県	(1) 市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	市、森林組合、農業協同組合、生産組合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	(1) 相互に協力し、林産物、製材品及び林業用関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 ア 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置 イ 病害虫発生予防措置 ウ 病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 エ 応急対策用資機材の円滑な供給 オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	森林組合、農業協同組合、生産組合等

(4) 水産物及び水産業施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 水産物及び水産業施設の被害状況を調査する。	漁業協同組合 錦鯉生産組合
県	(1) 市、関係団体からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 (2) 被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	市・漁業協同組合・錦鯉生産組合

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 被災した養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。 (2) 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。	漁業協同組合 錦鯉生産組合

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市及び県	(1) 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。 (2) 養殖水産物移送について、必要な措置を行う。	漁業協同組合 錦鯉生産組合
県	(1) 施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市または錦鯉生産組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	市 漁業協同組合 錦鯉生産組合

第38節 商工業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び関係団体は協力して企業・事業所の被害状況を把握し、状況に即した支援策を創設或いは国県に必要な支援策を要請する。

また、被災中小企業者のための現地相談窓口の設置し、各企業の詳細な状況を把握するとともに、行政等の支援策について周知する。併せて、市報等により周知を徹底する。

観光産業の事業者等は、市と連絡を密に取り、観光客等が遅滞無く避難できるよう適切に誘導する。

(2) 降雪期の対応

国道、県道、市道を含め、関係機関と十分協議し、交通の確保を図るとともに、除雪、排雪支援を行なう。

また、除雪作業中の二次災害防止のための広報等を実施し、十分な注意喚起を促す。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

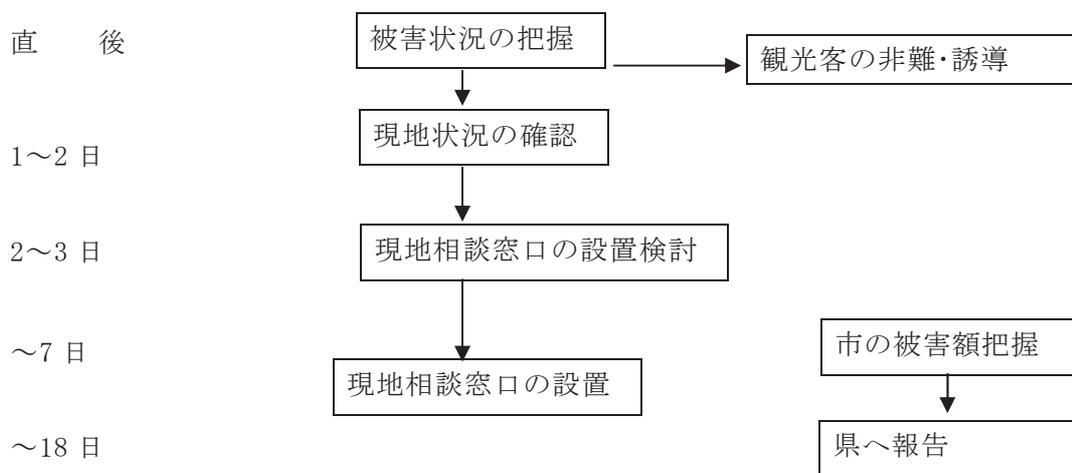
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
商工会・商工団体	市	被害状況
地場産地企業・産地組合	市	被害状況
商店街組合・大規模小売店・共同店舗	市	被害状況
工業団地等進出企業	市	被害状況
観光関連施設	市	被害状況
市	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市・商工団体	現地相談窓口の設置、支援策
市	事業所	現地相談窓口の設置、支援策
商工団体	事業所	現地相談窓口の設置、支援策

3 事業の体系(フロー図又は業務体系図)

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	(1) 市内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	事業所・商工団体
県	(1) 被災状況を把握する。	市・商工会・事業所
商工会	(1) 商工会員の被災状況を調査し、市に報告する。	商工会員
事業所	(1) 事業所の被災状況等を調査し、商工会及び市に報告する。	

(2) 関係団体への協力・支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	(1) 被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援、協力を要請する。	金融機関・機械メーカー・輸送業者・商工団体
県	(1) 市の要請により、関係機関との調整等を行なう。	金融機関

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対策	協力依頼先
市 県	(1) 被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	商工会・信用保証協会・金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対策	協力依頼先
市	(1) 被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	市内区長、報道機関等 各地区旅館組合 魚沼市観光協会

県	(1) 市及び観光協会等の要請により適切な情報を提供する。	市、観光協会、各地区旅館組合
旅館組合・魚沼市観光協会	(1) 被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	観光施設等

(5) 観光客の避難・誘導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 市営施設に滞在している観光客に対して速やかに避難、誘導を行なう。 (2) 民間施設等に滞在している、観光客に対し速やかに避難、誘導を行なう。	施設管理者

第39節 応急住宅対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災により住家が滅失した被災者のうち、自力で住宅を確保できない被災者について、国、県に協力し、災害救助法に基づく住宅の確保を行い、早期の生活再建を支援する。

ア 応急仮設住宅の供与

イ 住宅応急修理

ウ 公営住宅の空家を仮住宅としての提供

エ 民間賃貸住宅の物件情報の提供・あっせん

(2) 要配慮者に対する配慮

高齢者・障害者等の要配慮者について、応急仮設住宅の入居や公営住宅の仮入居等には優先した措置を講ずる。

(3) 降雪期対策

応急仮設住宅の設置では、冬期間利用の利便を確保するため、施設整備を充実する。特に屋根雪、住宅周りの雪処理、結露、暖房設備等には十分な対策を講ずるよう国、県に要請する。

2 情報の流れ

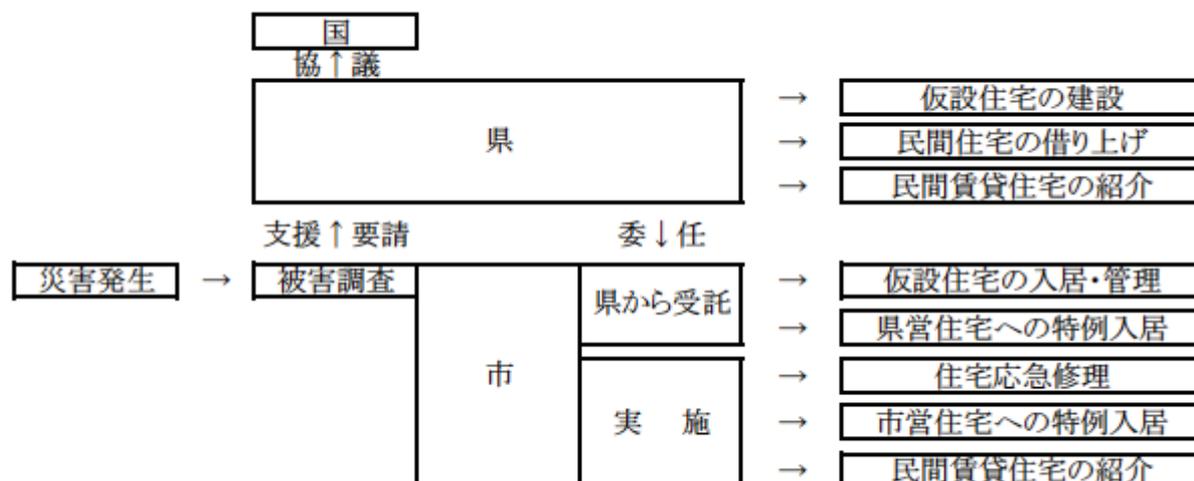
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	被災者	応急仮設住宅の入居申し込み手続き 応急修理の申し込み手続き
県	市	応急仮設住宅の建設決定 応急修理事務の委任
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況 応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 応	協力依頼先
市	(1) 住宅及び宅地の調査を行い、応急住宅対策に関する被災者の意向の把握。 ア 住宅、宅地の被害状況調査 イ 被災地の市民意向調査 ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の意向調査	県
県	(1) 家屋被害状況により、応急仮設住宅建設及び住宅応急修理に必要な調査を実施する。 ア 市調査に基づく被災戸数 イ 市の住宅に関する要望事項 ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項	市

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 応	協力依頼先
市	(1) 建設候補地の選定 ア あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を優先して選定しておく。 公有地に適地がない場合は、その他の適地について、所有者等と協議し選定する。 イ 選定にあたっては建設時に支障が出ないように、可能な限	

	り、ライフラインを考慮する。 (2) 入居者の選定及び管理 県との委託協定に基づき、入居者の選定及び善良な管理運営を行う。	
県	(1) 建設による供与 被災者の入居希望数等を勘案し、救助の方法、費用の範囲等は災害救助法の規定に基づき、建設する。 (2) 民間賃貸住宅借り上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借り上げ応急仮設住宅として供与する。 (3) 入居者の選定及び管理の委任 応急住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。	国 他の都道府県 市 プレハブ建築協会 (一社)新潟県建設業協会

(3) 被災住宅の応急修理

実施主体	対 応	協力依頼先
市	(1) 災害救助法の適用に伴い、家屋の被害調査の結果に基づき、被災者の長期の避難生活を回避するために実施する。 (2) 住家半壊以上の被害を受けた世帯からの申請に基づき、市が業者に直接発注する。	建築関係業者、団体

(4) 公営住宅の特例使用

実施主体	対 応	協力依頼先
県 市	(1) 被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。 (2) 提供可能な住宅をホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。	他の都道府県 近隣市町村

(5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
市	(1) 必要に応じ地元業者と協議し、協力を依頼する。 (2) 物件情報を集約し、相談所等において民間賃貸住宅への入居希望の被災者に物件の紹介、あっせん手数料の無料の協力を依頼する。	賃貸住宅等取扱業者

(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
市	(1) 修理や修繕で資材が不足したときには、市内の状況を正確に把握し、県へ供給要請をする。	県

県	(1) 新潟県木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行うとともに、原木の在庫量の把握を行い、新潟県森林組合連合会等の関係機関、業者に木材の供給要請を行う。また、必要に応じて隣接県にも木材及び製材品の供給あつせん要請を行う。	新潟県木材 組合連合会 新潟県森林 組合連合会 関係機関、業 者 隣接県
---	--	--

第40節 ボランティアの受入れ計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう関係機関と連携し、ボランティアセンターの設置及び災害ボランティア活動を支援する。
- イ 避難者や避難所の状況、被災地の被害状況、ボランティア需要の把握に努め、ボランティアセンターへの的確な情報提供を行う。
- ウ 地域事情や風習等に不案内な他県等のボランティアの受入れに際しては、被災地の事情等を十分に周知し、被災者とボランティアとの良好な関係を保持する。

(2) 降雪期の対応

無雪地域からのボランティア支援については、活動の円滑性と安全性が確保される場合に受入れを行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

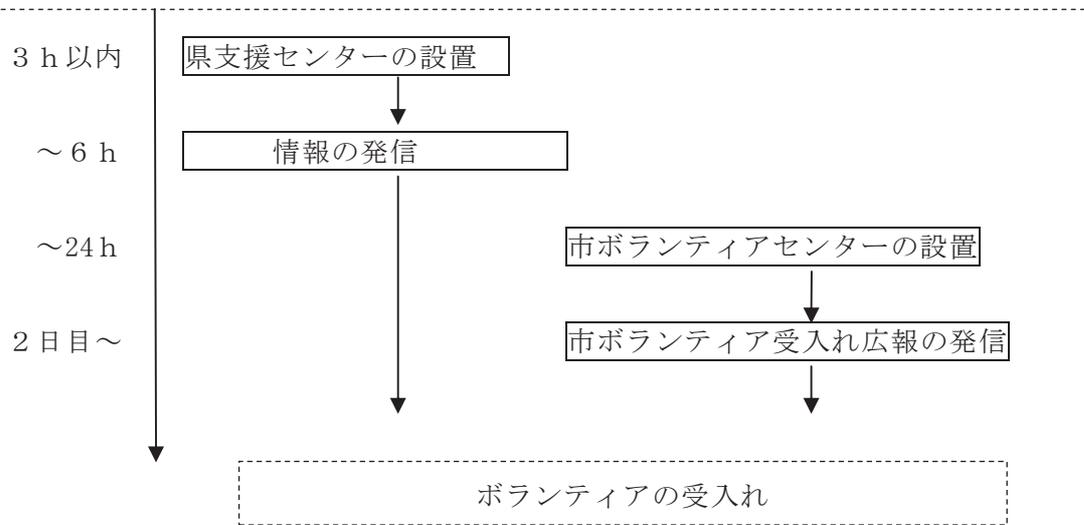
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所等	市ボランティアセンター 市	(1) 避難者や避難所の状況 (2) 被災地の被害状況 (3) 被災地ボランティア需要
市災害対策本部	市ボランティアセンター	(1) 避難者や避難所の状況 (2) 被災地の被害状況 (3) 被災地ボランティア需要
市ボランティアセンター	県支援センター、市	(1) 集約された被災地ボランティア需要
県支援センター、市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	(1) 集約された被災地ボランティア需要、調達情報
県災害対策本部	協定先企業・団体	(1) 調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
協定先企業・団体	県	(1) 供給予定情報
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県支援センター、市	
県支援センター、市災害対策本部	市ボランティアセンター	
市ボランティアセンター	被災者、避難所等	

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
魚沼市社会福祉協議会	(1) 市と協議してボランティアセンターを設置 (2) 行政機関や支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整 (3) ボランティアセンターに職員を派遣し、同センターを運営 (4) ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 (5) 運営に係る統括及び資金管理	被災地以外の市町村社会福祉協議会
魚沼市ボランティアセンター	(1) ボランティアセンターの運営や被災地のボランティア需要の把握 (2) 関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信 (3) ボランティア人員の調整 (4) ボランティアの受入、登録 (5) ボランティア活動を支援する救援物、仕分け (6) その他、ボランティア需要に基づいた活動	県内外のNPO等
市	(1) ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 (2) ボランティアセンターへの職員派遣など運営を支援	県内外の市町村等の行政機関
市内NPO・青年会議所	(1) ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	

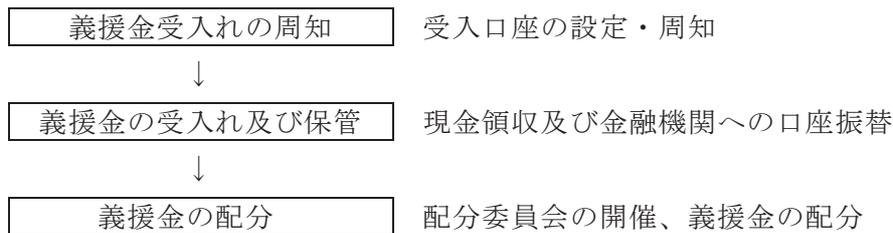
県支援センター	(1) ボランティアセンターの立上げ支援 (2) ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	国や他県などの行政機関
県内NPO・日本青年会議所	(1) ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外のNPO等
新潟県災害ボランティア調整会議	(1) ボランティアセンターに構成団体会員等を派遣し運営を支援	

第41節 義援金の受入れ・配分計画

1 計画の方針

大規模な地震災害による被災者に対し、市内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 義援金受入れの周知

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表するものとする。 ア 振込金融機関口座 イ 受入窓口	金融機関

(2) 義援金の受入れ及び保管

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 現金の受入れ 義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、歳入歳出外現金の「災害義援金」の口座に入金する。 (2) 義援金の管理 義援金は、歳入歳出外現金の災害義援金として管理する。	

(3) 義援金の配分

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 義援金配分委員会の設置 寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。 (2) 義援金配分委員の選任 配分委員会の委員は、魚沼市社会福祉協議会、魚沼市民生委員児童委員協議会等の関係団体の中から	

	<p>選任する。</p> <p>(3) 配分計画</p> <p>義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性、迅速性、透明性を確保しながら、配分対象、基準、時期、方法等を定めた配分計画を決定する。</p>	
--	--	--

第42節 救援物資受入れ計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 全国から寄せられる大量の救援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災者のニーズを早急に把握し、必要としているものの情報などを的確に発信する。

イ 受入れ・照会窓口を開設し、必要な物資とその数量を伝えるとともに、受入れ態勢を整える。

ウ 受け入れた物資等を迅速に被災者へ届ける。

(2) 降雪期の対応

降雪期においては、救援物資の受入れに困難をきたす場合があるため、降雪状況の情報をきめ細かに提供する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア、自治会	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	協定先事業所・団体	調達要請
市	国民	物資取扱方針
県	協定先事業所・団体	調達要請
県	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	被災者、避難所、NPO、ボランティア、自治会	供給情報

3 業務の体系

	☆地震発生			
	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
直後 ～6時間後	物資受入方針に基づき電話、メール、FAX対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1日目～以降	物資受入方針に基づき電話、メール、FAX対応	被災地ニーズ、要求、調達情報 交通情報	被災地ニーズ	交通情報
災害対策本部 縮小時期	救援物資受入の停止電話対応	救援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 避難所配置職員より最新の被災者ニーズの報告を受け、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握	県、提供申出者、NPO、ボランティア、自治会
県	(1) 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 (2) 配送等にかかる道路・交通情報の把握	市町村、提供申出者、NPO、ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 被災者ニーズ、避難所の状況等を踏まえた市の受入れ方針をいち早く、市のホームページ及び県、報道機関等を通じて、情報発信する。	県 報道機関
県	(1) 県・市町村の受入れ方針等をいち早く、県ホームページや報道機関を通じて情報発信する。	報道機関

(3) 救援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 被災者及び避難所で必要としているもの、その必要量を的確に知らせ、被災者が必要とするものの提供を受ける。	提供申出者 県

	(2) 一時保管場所を確保する。	
県	(1) 被災地が必要とするものの提供を受ける。	提供申出者

(4) 救援物資の避難者への供給

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。	自治会、自主防災組織、NPO、ボランティア

第43節 災害救助法による救助

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

人命の保護を第一とするため、障害物の除去（屋根雪下ろし）が困難な要配慮者の状況把握と除雪作業員等の支援体制の確立を図る。

(3) 降雪期の対応

豪雪により、家屋の倒壊等、法の適用基準に達した場合は、法の適用により救助を実施するものとする。

(4) 広域避難への配慮

被災状況により、他見・他市町村へ避難が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 情報の流れ

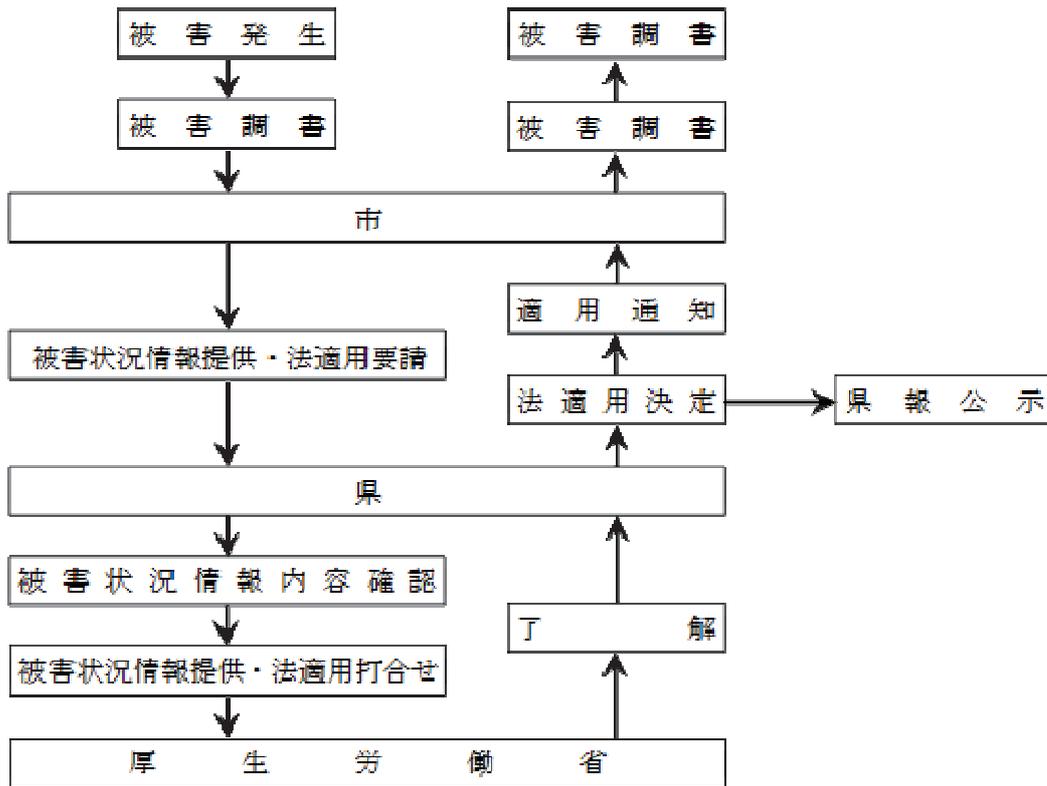
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	被害情報、被災者のニーズ
市	県	被害情報、法適用の要請
県	国	被害情報等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	市	法適用決定、救助事務の委任
市	被災者	法適用決定

3 業務の体系（フロー図）



4 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 魚沼市の住家の滅失した世帯が、40 世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、魚沼市の住家滅失世帯数がアの 2 分の 1 以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、魚沼市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令

に定める基準に該当するとき。

5 災害救助法が適用されない場合の救助

法が適用されない災害に際して、応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「県条例」という。）及び魚沼市災害救助条例（以下「市条例」としい。）に基づき、被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施するものとする。
- (2) 被害の程度が県条例に定める適用基準に該当し、県条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(3) 県条例、市条例適用基準

ア 魚沼市の人口に応じて、次に定める数字以上の世帯の住家が滅失した場合

県条例 20 世帯、市条例 10 世帯（法 40 世帯）

イ 県条例適用については知事が、市条例適用については市長が特に必要と認めた場合

【参考：資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」】

第44節 建物等の被害調査計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災者支援策と関連する「罹災証明書」の早期発行のため、災害発生後、被害を受けた建物等の被害調査を迅速かつ的確に実施し、円滑な被害認定業務の実施を図る。

災害に係る被害認定については、「災害の被害認定基準（平成13年6月28日付内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

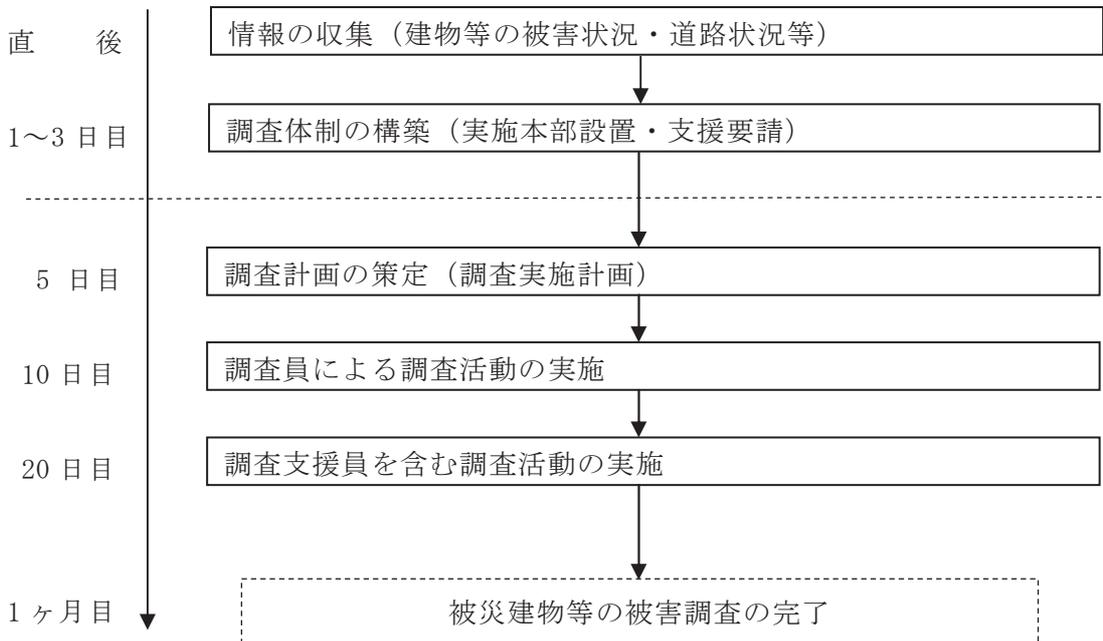
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市民 自治会	市	建築物の被災状況
建築士会	市	建築物の被災状況、調査実施の要否

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	市民 自治会	調査実施の有無
市	建築士会	被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系

☆地震発生☆



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	対 策	協力依頼先
建築士	(1) 建物等の被害状況を本部及び建築確認担当課に連絡を行う。	
市	(1) 建物等の被害状況を調査、情報収集のうえ被害状況を把握する。	協定団体 建築士会

(2) 調査体制の構築

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	(1) 実施本部（調査拠点）を設置する。 (2) 建築士会等の建築関係団体の協力により調査員を確保する。 (3) 応援調査員の派遣の調整を行う。	協定団体 建築士会 他行政団体

(3) 調査計画の作成

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	(1) 調査実施の可否を決定する。 (2) 調査実施計画を作成する。 (3) 調査資機材等を調達する。 (4) 調査地区への移動手段を確保する。 (5) 市民への周知、広報を行う。	協定団体 建築士会

(4) 調査・支援の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	(1) 調査員の参集及び応援調査員の受入れを行う。 (2) 調査資機材を調査員に供給する。 (3) 調査員を実施地区に配置する。 (4) 調査結果の取りまとめを行う。	協定団体 建築士会
県	(1) 応援調査員を実施本部に派遣する。	他行政団体

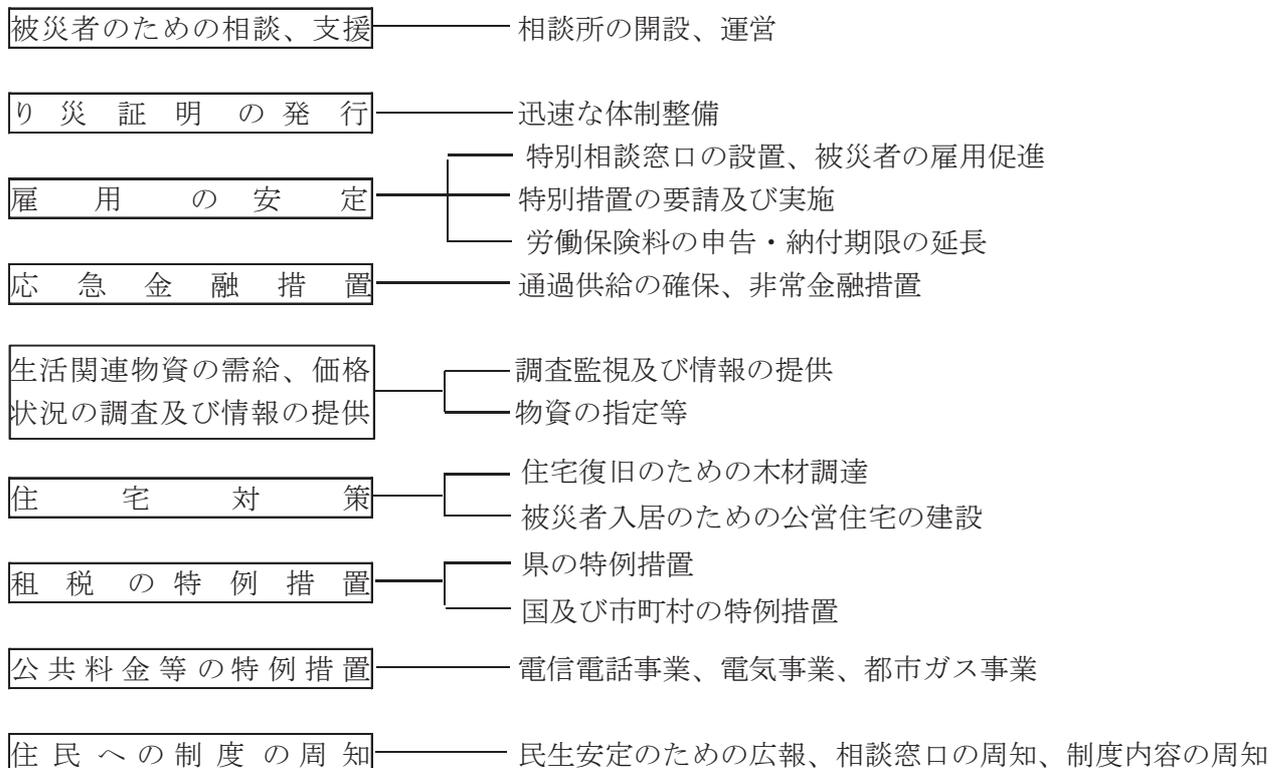
第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

市、国、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施するものとする。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

(1) 相談所の開設

避難所及び各庁舎などに被災者のための相談所を速やかに開設するものとする

(2) 相談所の運営

被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて県及び他の防災関係機関とともに、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、他市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができる体制づくりを図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

- ア 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。
- イ 被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するための体制整備を図る。
- ウ 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生・起業等への支援策の充実も図るものとする。
- エ 市及び県は、被災者台帳の導入等の検討を推進し、被災者対応能力の向上に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し速やかに罹災証明書を発行する。

5 雇用の安定

各関係機関が実施する次の雇用安定対策等に協力するとともに、被災者に対して迅速な情報提供を行うものとする。

＜実施主体：被災地域を管轄する公共職業安定所及び労働基準監督署＞

- (1) 特別相談窓口等の設置
- (2) 被災者の雇用促進
- (3) 特例措置の要請及び実施
 - ア 雇用保険失業給付の特例支給
 - イ 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (4) 労働保険料の申告・納付期限の延長

6 応急金融対策

通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、各関係機関が実施する金融対策を被災者に情報提供する。

＜実施主体：日本銀行新潟支店＞

- (1) 通貨の供給の確保
 - ア 通貨の確保
 - イ 輸送、通信手段の確保
 - ウ 金融機関の業務運営の確保
- ＜実施主体：財務省関東財務局新潟財務事務所、日本銀行新潟支店＞
- (2) 金融上の措置
 - ア 金融上の措置の要請

イ 金融上の措置に関する広報

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

県が行う生活関連物資の供給の確保及び価格の安定対策のために、必要な調査等に協力するとともに、被災者への情報提供を行う。

＜実施主体：県＞

- (1) 調査・監視及び情報の提供
- (2) 物資の指定等

8 住宅対策

- (1) 住宅復旧のための木材調達

必要に応じ、県に対して復旧住宅用の資材供給の要請を行う。県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

- (2) 被災者入居のための公営住宅の建設

市は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、県と協力のう え滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

9 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

- (1) 市の特例措置

市は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法又は魚沼市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- (ア) 災害が市の広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。
- (イ) その他の場合、納税者等の申請により、2月又は1月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、

換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

(ア) 個人市民税

住宅又は家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(イ) 固定資産税

災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受けた場合、それぞれの損害の程度に応じて減免する。

(ウ) 国民健康保険税、介護保険料

災害により家屋等に被害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(エ) 保育料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県の実施する特例措置の被災者の手続き等について、迅速に実施されるよう、市民に対して情報提供を行う。

10 その他公共料金の特例措置

(1) 都市ガス事業

被害の状況を見て判断をする。この場合、関東経済産業局長の認可が必要となる。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸。

イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

(2) 水道事業及び下水道事業

被害の状況を見て判断をする。

ア 被災者の水道料金及び下水道使用料の納期の延伸。

イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

(3) その他事業主体が実施する事業

各事業主体が実施する次の特例事業について、被災者に迅速に情報提供を行う。

ア 郵便業務(郵便物の料金免除等)

イ 電信電話事業(基本料金、電話移転工事費の減免等)

ウ 電気事業(早収期間及び支払期限の延伸、基本料金の減免等)

11 住民への制度の周知

県及び防災関係機関と協力し、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図るものとする。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ、市ホームページ等

(3) 防災行政無線、CATV等

(4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	実施主体	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	福祉課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	福祉課
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	福祉課
	(4) 被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	市	福祉課
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	福祉課
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会	福祉課
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	県	子ども課
	(8) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	土木課
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	農林課
(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関		
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市金融機関 県信用保証協会	商工観光課

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
災害弔慰金	1 一つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体市 (市条例による)	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹 (※)	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1~4の場合 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	※ 兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じにしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	支給の制限
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	②対象災害区分が5の場合 県 1/2 市 1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)		1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)			2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害			3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

(2) 災害死亡者弔慰金(日本赤十字社新潟県支部)

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。(平成21年3月31日現在)

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	
災害 障害 見舞 金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体市 (市条例による)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円	
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4		それ以外の場合 125万円	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	(災害弔慰金の支給等に関する法律)		支給の制限	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害(以上、平成25年内閣府告示第230号による)			1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。(平成24年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	支給対象経費
被災者 生活 再建 支援 金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 住宅が「全壊」した世帯
	2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害	2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
	3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害	4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
	5 1~3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害	
	6 1若しくは2の市町村を含む都道府	

県又3の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）	
---	--

（別表）

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。（平成24年3月31日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害 援 護 資	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市（条例） 3 経費負担 国2/3 県1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年） 2 償還期間 10年（据置期間を含む） 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%（据置期間中は無利子）

金の の 貸 付	の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。	が行われた災害	3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円	5 延滞利息 年10.75%
			4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（平成21年10月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	・低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)	貸付限度 1 世帯 150万円 以内	1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は措置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

イ 生活福祉資金 (福祉費(住宅改修等経費))	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯 (生活保護基準額の概ね1.7倍以内) ・高齢者世帯 (日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内) ・障害者世帯 (障害者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く) 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付 	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」</p> <p>2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)</p>	貸付限度 250万円以内	<p>1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内(特別の場合2年以内)</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>
-------------------------------	---	--	-----------------	--

(7) 母子寡婦福祉資金貸付

(平成25年10月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子寡婦福祉資金 (住宅資金)	<p>1 母子家庭の母、寡婦</p> <p>2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金</p>	<p>1 母子寡婦福祉法施行令第7条及び第36条</p> <p>2 法施行令通知</p>	貸付限度 200万円	<p>1 災害救助法の適用を要しない</p> <p>2 据置期間 6ヵ月</p> <p>3 償還期間 7年以内</p> <p>4 利率(年利) 無利子又は1.5%(連帯保証人の有無による)</p>

*その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	<p>災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。</p> <p>(1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる)</p> <p>(2) 添付書類 市町村長の被災証明書</p>	災害救助法の適用を要しない。
2	母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	<p>支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 添付書類 市町村長の被災証明書</p>	災害救助法の適用を要しない。

3	母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生大臣が定める期間の延長ができる。</p> <p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。</p> <p>(1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年</p> <p>(2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月</p>	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	<p>災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。</p> <p>※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり</p>	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（平成25年11月1日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融公庫が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$	建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 390万円	償還期間 耐火・準耐火・木造 (耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 据置期間 3年間(その分償還 期間延長) 利率 1.28%
(2) 新築住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合は 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq a$	購入資金 (土地取得資金含む) 2,430万円	償還期間 耐火・準耐火・木造 (耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 据置期間 3年間(その分償還 期間延長) 利率 1.28%
(3) 中古住宅購入 人が居住していた住宅又は建築後2年を超えた住宅 罹災住宅の被害 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合は 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq a$	購入資金 (土地取得資金含む) 2,130万円 支援機構が定める基準等に適合したもの 2,430万円	償還期間 25年以内 支援機構が定める基準等に適合したもの 35年以内 据置期間 3年間(その分償還 期間延長) 利率 1.28%
(4) 補修 罹災住宅の被害額 10万円以上	補修資金 640万円 移転資金 390万円 整地資金 390万円 (移転及び整地の両方を利用の場合は、合計で390万円が限度)	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.28%

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市
 利子補給期間 5年間
 補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金。
 (補給率が1%をこえる場合は1%が限度)
 補助率 1/2

[貸付金]

貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者

貸付限度額

建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位)
 補修 400万円(50万円以上10万円単位)

貸付利率

[当初10年] 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%
 [11年目以降] 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。
 (平成24年8月20日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3~6年以内 激甚災害の場合は4~7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の生産物等に充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融公庫資金(農林水産事業部)

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並

びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。(平成25年10月21日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金		農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.50～1.00%	25年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.50～1.00%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉	農業を営む者	0.50～0.85%	15年以内	3年以内
	(1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	0.50～1.00%		25年以内	10年以内	
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.50～0.85%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.50～1.00%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉林業施設の復旧	林業を営む者	0.50～0.85%	15年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁協・同連合会、5割法人、漁業を営む者	0.50～ 1.00%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	0.50～ 1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	0.50～ 0.85%	15年以内	3年以内
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.50～ 0.55%	10年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認め時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金

等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

(ウ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(平成25年11月15日現在)

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
県 商 業 振 興 課	セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 (経 営 支 援 枠) 自 然 災 害 要 件	1 資金用途	(取扱金融機関) 第四銀行、北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、JAバンク新潟県信連、北越後農協、にいがた南蒲農協、越後中央農協、越後ながおか農協、越後さんとう農協、柏崎農協、魚沼みなみ農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協
		2 対象企業	
		3 融資限度	
		4 融資利率	
		5 担 保	
		6 保証人	
		7 信用保証	
市	地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金用途	商工観光課
		2 対象企業	
		3 融資限度	
		4 融資利率	
		5 融資期間	
		6 担 保	
		7 保証人	
		8 信用保証	

日本政策金融公庫 「国民生活事業」	災害貸付	1	資金使途	設備資金、運転資金	日本政策金融公庫 (国民生活事業) 新潟、三条、長岡、高田各支店
		2	対象企業	災害により被害を受けた中小企業者	
		3	融資限度	それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額	
		4	融資利率	それぞれの融資制度の利率(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	
		5	融資期間	10年以内(うち据置期間2年以内)	
		6	担保	公庫の定めるところによる	
		7	保証人		
機関名	区分	融資条件等			申込窓口
日本政策金融公庫 「中小企業事業」	災害復旧貸付	1	資金使途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫 (中小企業事業) 新潟支店及び代理店
		2	対象企業	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者	
		3	融資限度	直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円	
		4	融資利率	基準利率。(閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。)	
		5	融資期間	10年以内(うち据置期間2年以内)	
		6	担保	公庫の定めるところによる	
		7	保証人		
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1	資金使途	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)	商工組合中央金庫 新潟支店及び長岡支店
		2	対象企業	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者	
		3	融資限度	金庫所定の限度内	
		4	融資利率	金庫所定の金利	
		5	融資期間	運転資金10年以内(うち据置期間3年以内) 設備資金20年以内(うち据置期間3年以内)	
		6	担保	金庫の定めるところによる	
		7	保証人		
		8	信用保証		
新潟県労働金庫	新潟県労働金庫 中災小害企業 ン	1	対象者	中小企業従業者(同一事業所に1年以上勤務し、かつ引続き勤務しようとする者)で、災害復旧のための生活資金を必要とする者。	新潟県労働金庫の本・支店及び出張所
		2	融資限度	10万円以上100万円以内	
		3	融資利率	年1.80%	
		4	融資期間	5年以内(うち措置期間3ヵ月以内)	
		5	担保	不要	
		6	保証人	保証機関の保証(保証料は金庫負担)	

(イ) 保証制度

機関名	区分	融資条件等			申込窓口
新潟	災害	1	保証対象要件	激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者	新潟県信用保証協会の本店・県央支

県信用保証協会	保証	(市長の証明を要する。)	店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
	2	保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	
	3	保証料率 年0.80%	

新潟県信用保証協会	セーフティネット保証 (4号要件)	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者(市長の証明を要する。)	
		2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	
		3 保証料率 年0.80%	

4 制度の住民への広報

被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

(市個別制度の周知)

ア 市が実施するもの

ホームページの掲載、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(県等の支援制度の周知)

イ 県が実施するもの

(ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(イ) 新聞紙面による周知

(ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

市の防災行政無線同報系、オフトーク、CATVを活用し、県及びその他の関係機関からの情報を積極的に広報する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

公共施設等の地震による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努めるものとする。

2 計画の体系

被害状況調査及び集計	—————	被害状況調査、被害報告、集計
復旧の基本方向の決定	—————	災害復旧の基本方向の決定
災害査定 の 促進	—————	災害復旧計画書作成、災害査定 の 促進
激甚災害指定の促進	—————	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る 助成及び財政援助	—————	助成・財政援助の内容及び担当窓口
住民及び関係団体等 に対する情報提供	—————	情報提供の分担及び方法

3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

地震により被害が発生した場合、その施設の管理者及び防災関係機関等はその被害状況を迅速かつ的確に把握し市又は所管部局（又は地域機関）にその状況を速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた担当課は集計結果を速やかに県（地域振興局）及び市災害対策本部（統括調整部）に集計結果を報告する。

(3) 被害状況総合集計

市災害対策本部（統括調整部）は市全体の集計を行い、県災害対策本部（危機管理防災課）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

(4) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	担当課	県の窓口
(1) 公共土木施設災害 復旧事業 (公共土木施設災害)	河川	土木課	土木部河川管理課 (地域振興局地域整備部)

災害復旧事業名	対象施設等	担当課	県の窓口
復旧事業費国庫負担法)	砂防設備	(土木課)	土木部砂防課 (地域振興局地域整備部)
	林地荒廃防止施設	農林課	農林水産部治山課 (地域振興局農林(農業)振興部)
	地すべり防止施設	(土木課)	土木部砂防課 (地域振興局地域整備部)
		農林課	農林水産部治山課 (地域振興局農林(農業)振興部)
	急傾斜地崩壊防止施設	(土木課)	土木部砂防課 (地域振興局地域整備部)
	道路	土木課	土木部道路管理課 (地域振興局地域整備部)
	下水道 公園	ガス水道局 土木課	土木部都市局下水道課 土木部都市局都市政策課 (地域振興局地域整備部)
(2) 農林水産業施設等 災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地	農林課	農地部農地建設課 (地域振興局農林(農業)振興部)
農業用施設	農林課		
林業用施設	農林課	農林水産部林政課 (地域振興局農林(農業)振興部)	
共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林課	農林水産部農業総務課 (地域振興局農林(農業)振興部)	
(林業用共同利用施設)		農林水産部林政課 (地域振興局農林(農業)振興部)	
(農村生活環境施設)	ガス水道局	農地部農地建設課 (地域振興局農林(農業)振興部)	
農地災害関連区画整備事業	災害復旧に併せ、隣接する農地等を含め区画変更等	農林課	農地部農地建設課、(地域振興局農林(農業)振興部)

災害復旧事業名	対象施設等	担当課	県の窓口
農林水産業共同利用施設復旧支援	県単事業設置施設復旧施設	農林課	農地部地域農政推進課、（地域振興局農林（農業）振興部）
建設機械の貸出し	農地、農業施設の復旧、復興	農林課	農地部農地建設課、（地域振興局農林（農業）振興部）
共同利用畜舎等の整備	肉用牛生産者組織共同利用施設	農林課	農地部畜産課、（地域振興局農林（農業）振興部）
小規模災害復旧事業	農地・農業用施設 （13万円～40万円）	農林課	
小規模災害復旧支援事業	農地・農業用施設 （40万円以下）	農林課	
(3) 文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （激甚法） （激甚法） （予算措置）	公立学校施設	学校教育課	教育庁財務課 （教育事務所）
	公立社会教育施設	生涯学習課	教育庁生涯学習推進課
	私立学校施設	学校教育課	総務管理部大学・私学振興課
	文化財	生涯学習課	教育庁文化行政課
(4) 厚生施設等災害復旧事業 （生活保護法） （児童福祉法） （老人福祉法） （身体障害者福祉法） （知的障害者福祉法） （総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実施調査要領） （災害廃棄物処理事業補助金交付要綱）	社会福祉施設等	福祉課	福祉保健部 福祉保健課 高齢福祉保健課 障害福祉課 児童家庭課 （地域振興局健康福祉（環境）部）
	廃棄物処理施設	環境課	県民生活・環境部 廃棄物対策課
	災害廃棄物の収集、運搬、処理	環境課	県民生活・環境部 廃棄物対策課

災害復旧事業名	対象施設等	担当課	県の窓口
(災害廃棄物の早期適正処理への支援) (医療施設等災害復旧費補助金) (厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領) (感染症法) (精神保健福祉法)	医療施設等 水道施設 簡易水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等	病院局 ガス水道局 ガス水道局 福祉課 福祉課	福祉保健部 医薬国保課 福祉保健部 生活衛生課 福祉保健部 健康対策課 福祉保健部 健康対策課
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設 街路施設 公園施設等	土木課 ガス水道局	土木部都市局 都市整備課 (地域振興局地域整備部)
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法) (罹災者公営住宅) (災害公営住宅)	既設公営住宅 災害公営住宅の建設	土木課 土木課	土木部都市局 建築住宅課 (地域振興局地域整備部)
(7) 住宅復旧事業 (防災集団移転促進事業) (県防災集団移転促進事業) (小規模住宅地区改良事業) (小規模住宅地区等改良事業)	5戸以上の移転団地 4戸以下の移転団地 不良住宅15戸以上 不良、空家住宅の除去、活用(過疎地域)		総務管理部 地域政策課 地域政策課 土木部都市局 建築住宅課 土木部都市局 建築住宅課

災害復旧事業名	対象施設等	担当課	県の窓口
(がけ地近接等危険住宅移転事業)	危険住宅	土木課	土木部都市局 建築住宅課
(8) その他の災害復旧事業			
① 工業用水道 (予算措置)	工業用水道施設	商工観光課	企業局施設課
② 中小企業 (激甚法)	中小企業共同施設	商工観光課	産業労働観光部産業政策課
③ ガス施設災害復旧事業	ガス施設	ガス水道局	文化行政課
④ 国指定文化財等保護助成事業	国指定文化財		
⑤ テレビ共同受信施設災害復旧支援事業	テレビ共同受信施設	生涯学習課 企画政策課	
(9) 災害復旧に係る財政支援措置			総務管理部
① 特別交付税に係る業務		財政課	市町村課
② 普通交付税に係る業務		財政課	市町村課
③ 地方債に係る業務		財政課	市町村課

4 復旧の基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を行う。また、中越大震災の際に策定した震災復興計画及び魚沼市のまちづくりの方向を定めた総合計画を基本に災害に強いまちづくり等の中長期的な視点に立った復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係課が各々で復旧計画を策定するものとする。

なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

5 災害査定の促進

(1) 災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を

たて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 事務手続き

災害復旧事業の事務手続きは、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとする。

6 激甚災害指定の促進

著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう県に要請する。

ア 県が行う激甚災害（「激甚災害の指定基準」）又は局地激甚災害（「局地激甚災害指定基準」）に関する調査等について協力するものとする。

イ 関係課は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう県に要請する。

7 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、市は国県からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、市は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

8 市民及び関係団体等に対する情報提供

市民及び関係団体に対し、広報誌、ホームページ及びラジオ・テレビ・新聞等の放送媒体により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は担当課からも提供するものとする。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

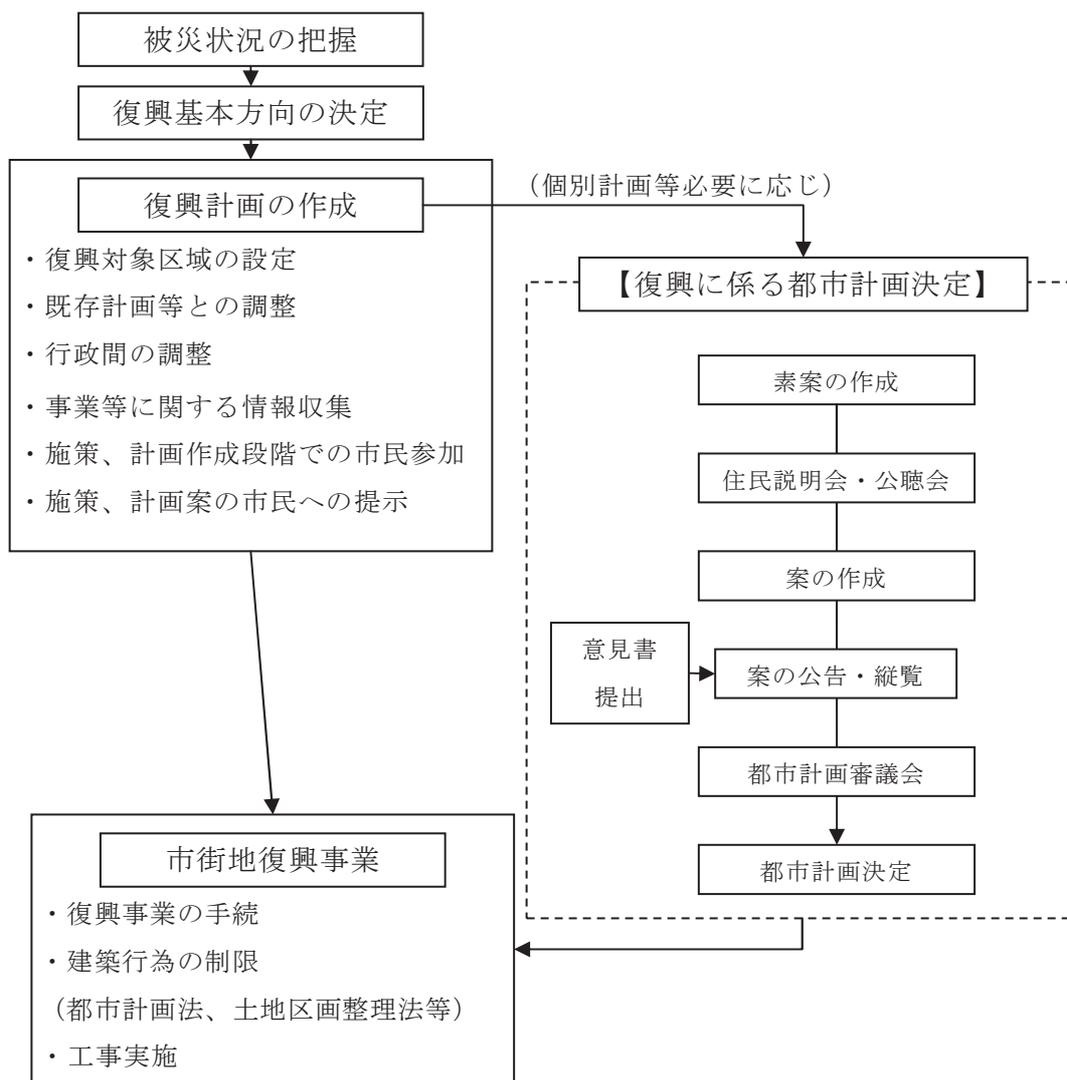
災害により被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市は迅速な原状復旧を行うとともに、中越大震災の際に策定した震災復興計画及び魚沼市のまちづくりの方向を定めた総合計画を基本に災害に強いまちづくり等の中長期的な視点に立った復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

なお、新たに復興計画を策定する必要があると判断した場合は、市民、各種団体と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

また、市民との合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全安心な災害に強いまちづくりを目指した効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

本節では、都市計画区域の設定が行われた地域を例に復興対策の手順等を記述するが、その他の地域においても地域の自然・社会条件を踏まえ、市民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の観点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 復興計画策定の場合の復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア 総合的な組織・体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できる総合的な組織・体制の整備を図る。組織・体制は災害対策本部体制を基本とし、復旧・復興の進捗状況を勘案しながら、庁議において必要な組織・人員体制の整備を行うものとする。

イ 復興計画検討委員会等の設置

復興計画作成のため、自治体内部だけではなく有識者や専門家及び住民を含めた検討組織の設置を図る。

ウ 国県や自治体への協力要請

復興対策の遂行にあたり、必要に応じ国県や他の自治体からの派遣職員、その他の協力を求める。

(2) 復興基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案したうえで、復旧・復興の基

本方向を早急に検討し、定める。

基本方向とは

ア 迅速な現状復旧

イ 災害に強いまちづくり等の中長期的課題解決も図る計画的復興等

(3) 復興計画の作成

ア 合意形成の図られた復興計画の作成

災害防止と快適で安全な都市づくりを目指し、環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。また、市民に対し将来にわたって安全に、安心して生活できる都市のあるべき姿を明確にし、市民の合意形成を図る。

イ 上位計画等との調整

復興計画作成にあたっては、総合計画等の上位計画等との調整を図る。

ウ 大規模災害からの復興に関する法律の活用

必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

エ 計画的な復興計画の実施

災害により壊滅的な被害を受けた地域の再建については、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、速やかに実施するため復興計画のもと関係機関の諸事業を調整し計画的に復興を進める。

4 防災まちづくり

(1) 市民の合意形成

ア 市民参加による復興計画の策定

復興計画に対する市民の合意形成を図るため、市民参加による計画策定を行う。また、あわせて迅速な合意形成を図るためにも、市民に対し新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続、スケジュール、被災者サイドの種々の選択肢、施策情報等の提供や計画作成における透明性を確保する。

イ まちづくり知識の蓄積

復興計画に対する迅速な市民の合意形成を図るため、市が主体となって日頃から地域住民とまちづくりについて話し合い、災害に強い防災まちづくりのコンセンサスを得るような取り組みを行う。

ウ 合意形成の図られた復興に係る計画の策定

復興計画のうち、道路や公園等の都市施設や土地区画整理事業等の面的整備事業の計画については、住民意見の反映や透明性が確保された策定手続により行う。また、事業着手までの間の建築規制等の住民の協力を得るため、必要に応じその計画を都市計画に定める。

(2) 快適で安全な防災まちづくり

将来にわたって安全に、安心して生活できるまちづくりを進めるため、各種の都市施設や住宅が適切に配置され、快適な交通サービスが提供された「コンパクトな都市」づくりをめざすとともに、災害に強い都市基盤の整備を推進する。

ア 地域の生活・コミュニティ形成の支援

地域ぐるみで、地域の将来像を共有しながら進めるすまい・まちづくりの復興活動や、生活関連情報の提供や生活利便サービスの充実を図り地域の生活・コミュニティ形成を積極的に支援する。

イ 市街地再開発事業の活用

市街地の土地の合理的な高度利用と防災上危険な建築物の更新を図るため、被災地の市街地再開発事業を活用する。

ウ 土地区画整理事業の活用

被災地における健全な市街地の造成と広域避難路の確保を面的に整備する土地区画整理事業を活用する。

エ 防災性向上のための公共施設等の整備

(ア) 災害時の緊急物資等の輸送路、避難路、避難地、延焼遮断空間、防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備と耐震性の向上。

(イ) 災害に強いライフラインの整備。

(ウ) 建築物や災害時の避難所となる公共建築物の耐震性向上と不燃化。

(エ) 緑による災害防止機能等の向上を図るための都市緑化の推進。

オ 被災市街地復興特別措置法等の活用

被災地において、その緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用し、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、その場合都市計画に被災市街地復興推進区域を定める。

魚沼市地域防災計画（震災対策編）

平成 19 年 3 月 7 日 策定

平成 25 年 6 月 14 日 修正

平成 27 年 3 月 18 日 修正

編集・発行 魚沼市総務課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 130 番地 1

TEL : 025-792-1000

FAX : 025-792-9500

E-mail : kikikanri@city.uonuma.niigata.jp
